

パブリックコメント資料

閲覧用

藤沢市生物多様性地域戦略 (改定・素案)

年(令和 年) 月

藤沢市

はじめに

本市は、江の島や湘南海岸などの海浜環境をはじめ、引地川や境川沿いの斜面樹林、谷戸など多様で良好な生態系が存在し、これらの自然から豊かな恵みがもたらされています。

しかしながら、経済の発展やグローバル化に伴い、かつては地域の自然と密接なつながりがあった市民の暮らしは、地域の自然から遠ざかり、その恵みを日常的に感じる事が難しくなっています。

その一方で、今でも私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、自然からの豊かな恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）によって支えられており、自然との『つながり』は決して途切れることはありません。

「生物多様性地域戦略」は、2008年（平成20年）に施行された「生物多様性基本法」に基づき、地方公共団体が策定する「生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画」です。

本市では、2018年（平成30年）6月に「藤沢市生物多様性地域戦略」を策定し、将来像に掲げた「生きものの恵を感じるまち ふじさわ」の実現に向けて、生物多様性の保全と普及啓発に努めてきました。この間、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択や「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定など、国内外で生物多様性を取り巻く社会経済情勢等に変化が生じており、これらに対応した新たな生物多様性地域戦略が必要となりました。

生物多様性の『保全』にあたっては、継続的に実施している「自然環境実態調査」の結果から、市内の生きものの変化を捉えつつ、適切な保全のあり方を見直すとともに、生物多様性の『持続的な利用』にあたっては、「生物多様性」の普及啓発というステップから、実際に生物多様性の恵みを体感し、自分ごと化し、行動へ移すという「行動変容」につなげるステップに進むことなどが課題となっています。

このような課題の解決に向け、「藤沢市生物多様性地域戦略」を改定し、社会の価値観や行動を生物多様性の主流化に変えていく取組を推進することで、本市における生物多様性の『保全』と『持続可能な利用』の実現をめざします。

目次

序章 生物多様性ってなに？	1
1 生物多様性とは	2
(1) 3つのレベルの「生物多様性」	3
(2) なぜ生物多様性が大切なのか	4
(3) 生物多様性が直面する「5つの危機」 ～今、生物多様性が危ない～	6
2 藤沢市の自然と生きもの	8
3 生物多様性の恵みを感じ、守り、育もう！！	16
第1章 生物多様性地域戦略改定の背景と目的	21
1 生物多様性に関する国内外の動き	22
(1) 愛知目標の達成状況が不十分と評された要因	22
(2) ポスト愛知目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択	23
(3) 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定	24
(4) かながわ生物多様性計画の改定	26
2 藤沢市生物多様性地域戦略の目的・位置づけ	28
(1) 本戦略の目的・考え方	28
(2) 本戦略の柱	28
(3) 位置づけ	30
(4) 計画期間	31
(5) 対象区域	32
3 改定に当たって反映すべき視点	33
(1) 環境を基盤とした持続可能な社会の実現	33
(2) ネイチャーポジティブ経済の実現	33
(3) 生物多様性以外の課題（気候危機、海洋プラスチック問題等）への対応	34
(4) 将来的な人口構成の変化への対応	34
(5) 主な計画との整合	35
第2章 藤沢市の生物多様性に関する現状と課題	37
1 藤沢市の風土の成り立ち	38
(1) 北の台地と南の低地、2つの河川と海岸、そして江の島	38
(2) 藤沢市のまち・暮らしの移り変わりとは生物多様性との関係	39
2 藤沢市の生物多様性の恵みの状況	43
(1) 藤沢市の自然環境の状況	43
(2) 暮らしに息づく生きものの恵み（生態系サービス）の状況	47
(3) 生物多様性に対する意識（第0の危機に関する状況）	52
3 これから取り組むべき課題	54
第3章 戦略の目標	55
1 2050年のめざす将来像と2030年目標	56
2 基本方針・状態目標	57
第4章 施策展開	59
1 施策体系	60
(1) 基本方針と施策の方向性	60
(2) 施策体系	62
(3) 国際目標の達成への貢献	64
2 施策の展開	65
3 重点プログラム	78
4 生物多様性に関する数値目標	79
5 エコロジカルネットワーク形成の方針（空間計画）	82
6 生きものと共にある藤沢市の将来イメージ	84
第5章 推進体制	87
1 本戦略の推進体制	88

(1) 庁内推進体制	88
(2) 藤沢市みどり保全審議会	88
(3) 近隣市町等との連携	88
2 本戦略の進行管理	89
参考資料	90
1 取組経過	90
2 みどり保全審議会委員	90
3 庁内調整会議	90
4 用語の解説	91

【コラム】

コラム① 都市公園等コンクールにおいて『国土交通大臣賞』を受賞！！	18
コラム② 地域個体群の固有性にみる“種内の多様性”…もう一つの視点	19
コラム③ 藤沢市自然環境実態調査…定期的・継続的な実施と基礎資料としての活用	27
コラム④ 森と人のつながりをデザインする…ゼロからの森づくり・稲荷の森(ふるさとの森)	36
コラム⑤ エコロジカルネットワークの拠点レベル	42
コラム⑥ 子どもたちが日常的に遊べる山・森・林(里山環境)の創出	58
コラム⑦ 自然観察プログラム「初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊～」	81

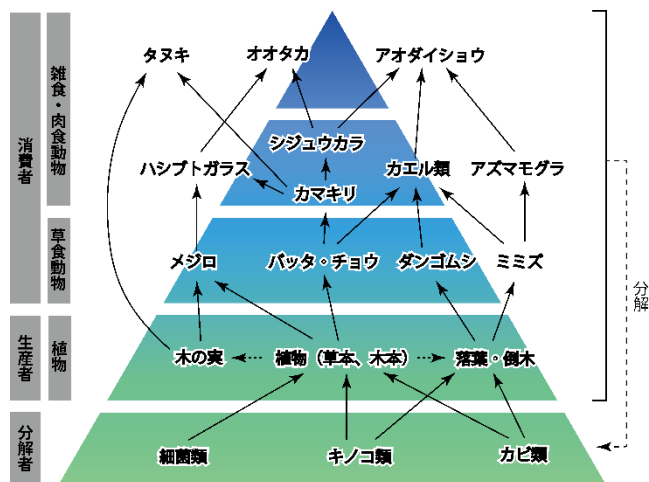
※語句の右下に「＊」マークがあるものは「用語解説」に概要を記載しています。

序章 生物多様性ってなに？

序章 生物多様性ってなに？

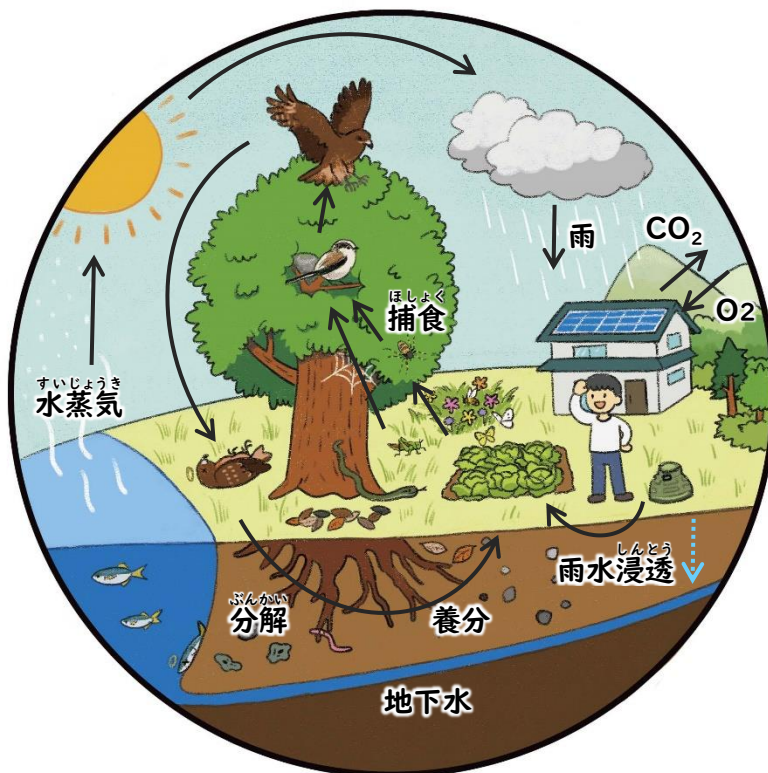
1 生物多様性とは

「生物多様性」とは、全ての生きものの間に違いがあることを表す言葉であり、「生きもののつながりと個性」と言い換えることができます。「生きもののつながり」は、食物連鎖や繁殖行動など生きものの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴（特性）があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。



地球誕生以来、数えきれない生きもののつながりによって、地球の大気や土壌が形成され、次の時代の生きものは、その前の時代の生きものが創りあげた環境を基盤として進化するということを繰り返してきました。私たちの周りには「生物多様性」は、地球の歴史の中で育まれてきたものです。

人間が生きていくために欠かすことのできない生態系サービス（大気、水、食料、燃料、医薬品などの資源、洪水調整、大気の緩和、観光、文化など）は、「生物多様性」を基盤として生み出されています。この「生物多様性」という基盤が、現在の暮らしや産業活動によって急激に劣化すると、地球環境や私たちの暮らしの持続可能性が失われるおそれがあります。



(1) 3つのレベルの「生物多様性」

生物多様性は、「生態系の多様性」「種（異なる種）の多様性」「遺伝子（同じ種）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。



生態系の多様性

森林、河川・海、^{しっち}湿地、農地など、土地ごとに異なる地形や気候など、それぞれの地域の環境で形づくられ、自然環境のまとまりを表す「生態系」が多様であるということです。

種（異なる種）の多様性

いろいろな動物・植物や^{きん}菌類、バクテリアなど、生息・生育している種が多様であるということです。

地域の生きものの保全を^{さい}考える際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、地域に元々生息していること（固有性）や、食物連鎖などのつながりを意識することが重要です。



[出典]環境省



【出典】環境省

ナミテントウは200以上もの違う模様（^{ちようはんもん}斑紋）が知られています。

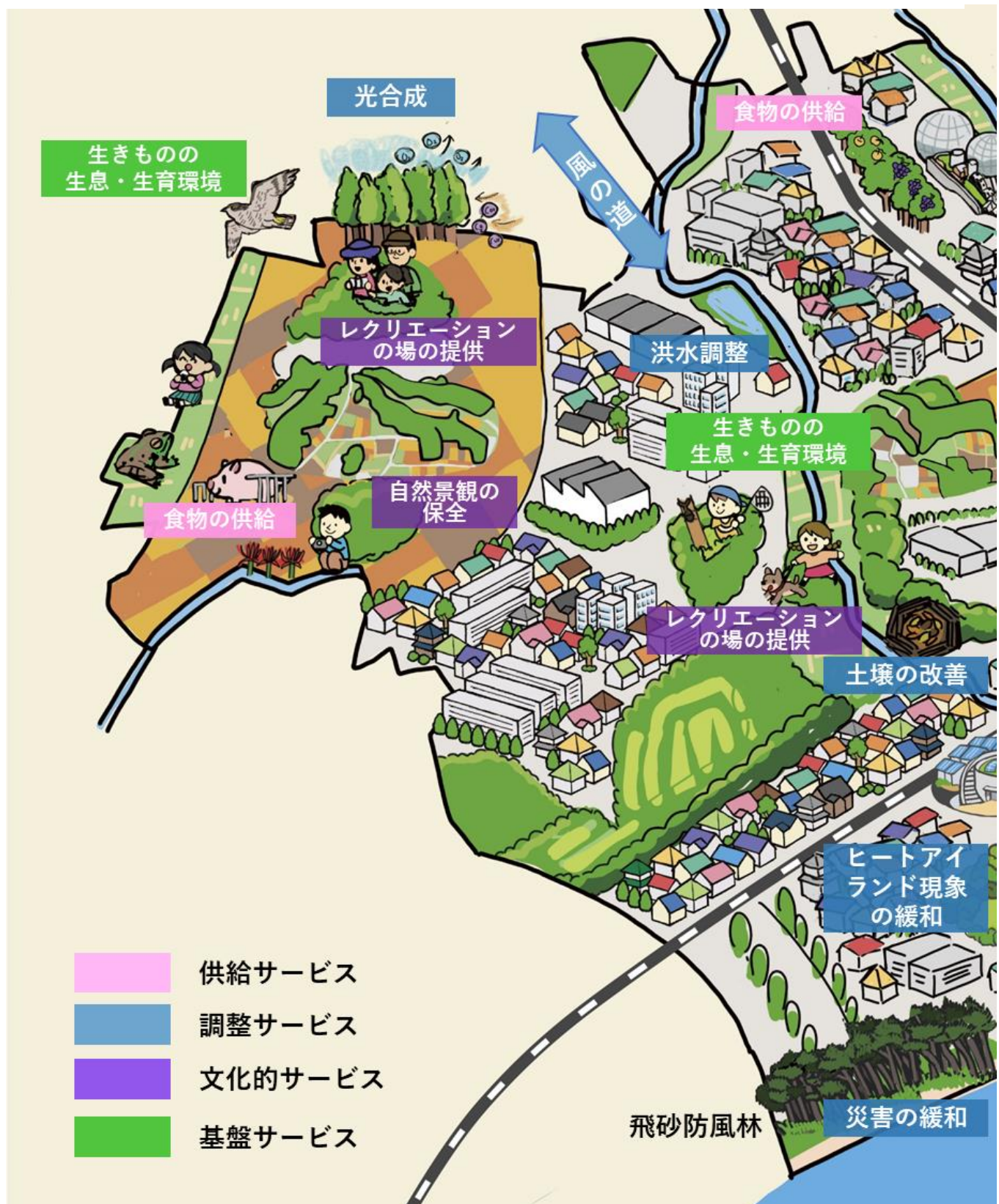
遺伝子（同じ種）の多様性

同じ種であっても、個体や同じ種の群れの間に遺伝子レベルでは違いがあることを示しています。例えば、アサリやテントウムシは、同じ種類でも遺伝子の違いによって色や模様にあります。また、本市で見られる成長したサワガニは^{こうら}甲羅が水色をしています。他の地域では赤色をしていたりと、地域によって特徴に違いがある種もたくさんいます。

(2) なぜ生物多様性が大切なのか

私たちは、生きていくために食料、水、衣料や住宅の材料のほか、さまざまな「恵み」を
ます。生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われて

「生態系サービス」は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サー
のを見てみましょう。



必要としています。そして、この自然がもたらす「恵み」のことを「生態系サービス」と呼び
し、人間にとって大きな損失^{そんしつ}となります。
ビス」の4つに分類されています。本市で受けられるこれらの4つの生態系サービスの主なも

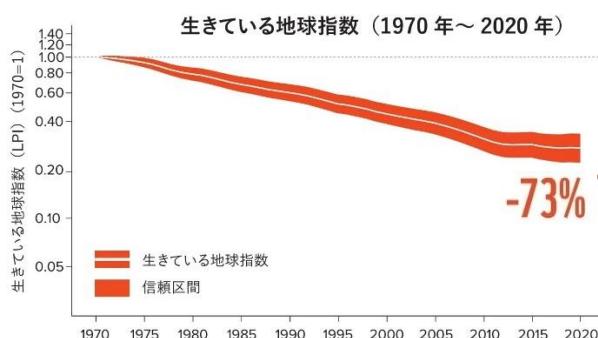


(3) 生物多様性が直面する「5つの危機」～今、生物多様性が危ない～

主に人間活動によって、地球上で氷に覆われていない地表の75%が大きく改変され、海洋の大半は汚染され、85%を超える湿地が消失してしまいました。その影響で、多くの種が絶滅し、なお多くの種が絶滅の危機にひんしています。

第1の危機

開発など人間活動による危機



<世界の生きている地球指数* (1970～2020)>

【出典】WWF/ZSL、生きている地球レポート2024

開発工事や生きものを大量に捕獲することなどにより、生きものが生息・生育する場を失い、種や個体数の減少が進んでいます。本市でも、市街化によってさらなる生きものの生息・生育する場の減少が危惧されます。

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機



人の手が入ることで維持されてきた雑木林や農地といった二次的な自然環境には、たくさんの生きものが生息・生育しています。しかし、人が利用なくなると手入れがされなくなり、そのような環境にいる生きものは生息・生育場所が減少していきます。

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機



人間が他の地域から持ち込み定着した生きものを外来種といいます。市内にもペットとして飼われていたものが野生化したアライグマ、園芸種として植えていたものが繁殖したオオキンケイギクなどの外来種が生息・生育しており、地域に元からある生態系に大きな影響を与えています。

第4の危機

地球環境の変化による危機



地球温暖化によって気温や降水量が変化することで、もともと生息していた生きものの暮らしに大きな影響が出てきています。この地球温暖化はCO₂の排出などの人間による活動が主な原因であると言われています。

近年、南方種のツマグロヒョウモンなどが定着、増加してきています。

生物多様性のもう一つの危機 ～第0の危機～

生物多様性の損失の根本的な要因（危機）として、「生物多様性の重要性が十分に認識されていない」という実態があります。国による2022年の世論調査では、「生物多様性という言葉の意味を知っている」人は29.4%にとどまりました。

生物多様性の重要性や我々の暮らしとの関係性への認識が低ければ、生きものに配慮した行動や意思決定にはつながらないと考えられます。こうした生物多様性が主流化されていない状況に対応していくためには、社会の価値観や行動を変えていく必要があり、まずは教育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが強く求められます。

■ 本市の生態系に影響を及ぼす外来種(一部)

外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物*として指定し、飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出などを原則として禁止しています。条件付特定外来生物は、飼育や無償譲渡が認められています。

特定外来生物



オオキンケイギク



アレチウリ



オオフサモ



アライグマ



クリハラ(台湾)リス



ガビチョウ

条件付特定外来生物



アメリカザリガニ



ミシシippアカミミガメ



アカボシゴマダラ

私たちにできること 外来種被害予防三原則を守ろう



悪い影響を及ぼすかもしれない外来種をむやみに入れない



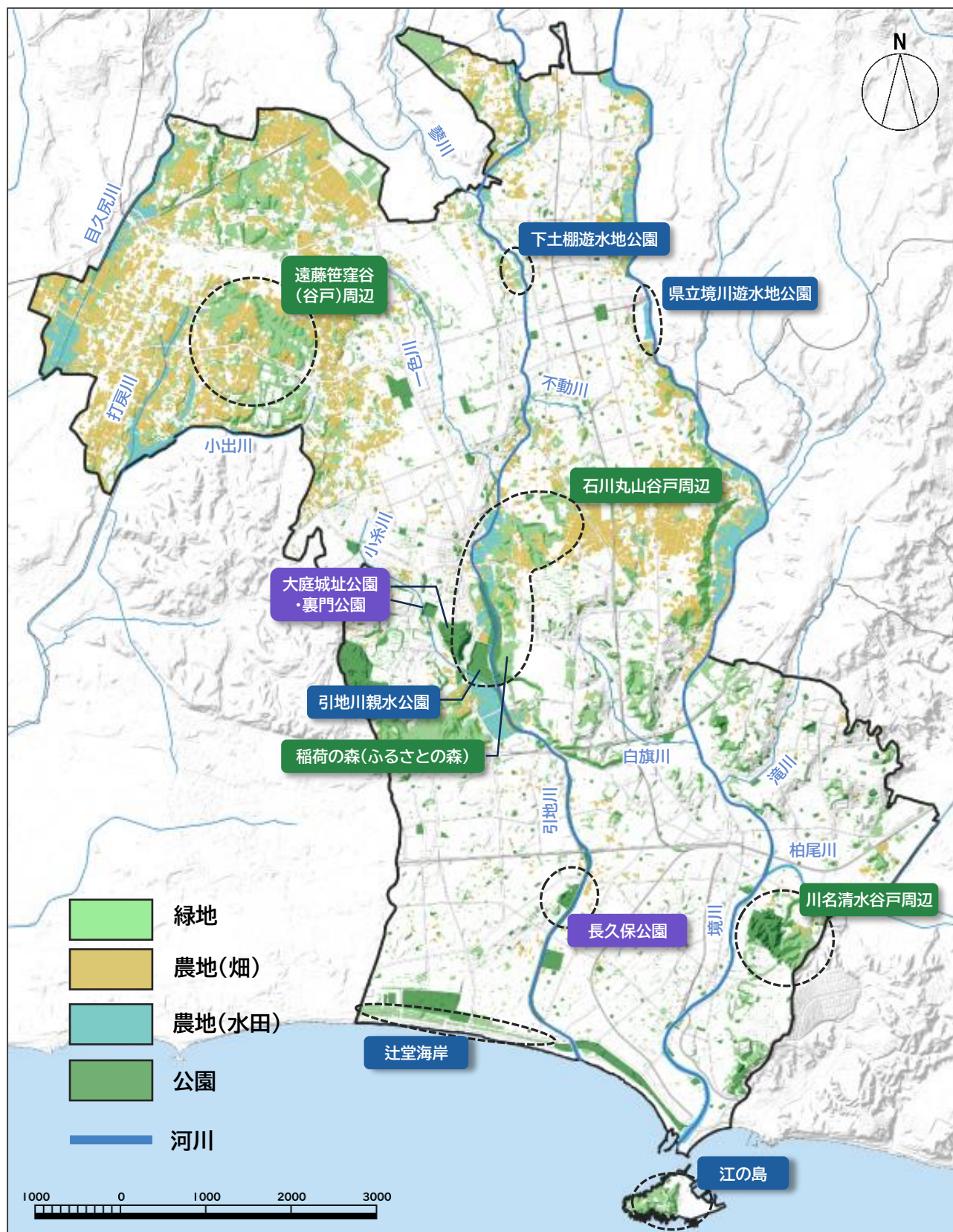
ペットとして飼っている外来種をしっかりと管理し、捨てない



すでに野外にいる外来種をほかの地域にひろげない

2 藤沢市の自然と生きもの

本市には、都市化された環境の中にも、三大谷戸をはじめとした里地里山^{やと}※、相模野台地^{さがみのだいち}の崖線緑地^{がいせん}や多摩三浦丘陵^{たまみうらきゅうりょう}の緑地、引地川や境川などの里川や水田等の水辺環境、市街地にある社寺林や公園等の緑地、江の島や海岸部を含む里海環境などの自然が残っています。



三大谷戸をはじめとした里地里山

- 本市では、「遠藤笹窪谷（谷戸）」や「石川丸山谷戸」、「川名清水谷戸」の三大谷戸を保全するとともに、地域の方々を中心とした環境保全活動や生きもの観察会などが盛んに行われています。
- 遠藤笹窪谷公園は、一般社団法人 日本公園緑地協会が主催する「令和6年度第40回都市公園等コンクール（管理運営部門）」において、「生物多様性の保全と体験に特化した公園管理」が評価され、国土交通大臣賞を受賞しました。

主な場所



遠藤笹窪谷（谷戸）



石川丸山谷戸



川名清水谷戸

主な生きもの



キツネノカミソリ



ヒトツバハギ



ヤマサナエ



オオタカ



モズ



サワガニ

写真出典：NPO 法人藤沢サンクチュアリ、大庭自然探偵団

こんな生きものも見られる！



ホトケドジョウ

分類：コイ目ドジョウ科

カテゴリー：国レッドリスト＊絶滅危惧ⅠＢ類

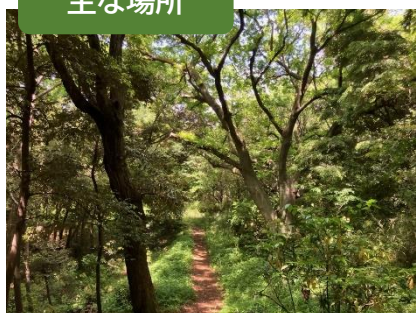
県レッドリスト絶滅危惧ⅠＢ類

生態：湧水のある流れの緩やかな細流や用水路等に生息しており、他のドジョウより太く短い体をしています。長久保公園の水槽では、飼育個体を見ることができます。

相模野台地の崖線緑地や多摩三浦丘陵の緑地

- 本市の地形は、国道1号付近を挟んで、南北に大きく2つの地域に分けられます。市の北部は^{かいばつ}海抜約40～50mの平坦な相模野台地、市の南部は相模川などが運んできた^{されき}砂礫が^{たいせき}堆積した^{さきゅう}砂丘となっています。この相模野台地と砂丘地の^{さかい}境にある崖線には^{しゃめん}斜面林が多く保全されています。
- 境川南東には多摩三浦丘陵の^{せいたん}西端に位置する^{ちょう}海抜50m超の丘陵地が分布し、緑地等が保全されています。

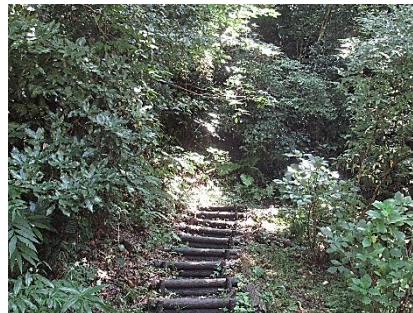
主な場所



稲荷の森（ふるさとの森）



引地川沿いの斜面林



新林公園

主な生きもの



キンラン



シュンラン



トゲナナフシ



アオゲラ



アオジ



ヒガシニホントカゲ

写真出典：NPO 法人藤沢サンクチュアリ、大庭自然探偵団

こんな生きものも見られる！



ノコギリクワガタ

分類：コウチュウ目クワガタムシ科

生態：平地から低山地の^{そうきばやし}雑木林で見られ、夜、クヌギ、コナラなどの樹液に集まります。オスの大あごの内側の歯がキザキザののこぎり状になっています。メスは、全体的に流線型をしており、他のクワガタにくらべて丸みを帯びています。

引地川や境川などの里川や水田等の水辺環境

- 本市には12の河川が流れており、そのうち、境川と引地川には遊水地（公園）が整備され、水害等を防ぐ役割^{やくわり}を果たすほか、芝生広場やグラウンドなど、憩い^{いこ}の場としても活用されています。また、引地川親水公園では、気軽に自然とふれあうことができる湿性植物園や親水護岸^{しっせい こがん}などが整備されています。
- 市内の水田は主に境川や引地川、打戻川などに沿^そって分布し、耕作^{こうさく}されています。

主な場所



引地川



境川



水田

主な生きもの



ミゾコウシュ



ウキヤガラ



コオニヤンマ



コサギ



カワセミ



ウナギ

写真出典：NPO 法人藤沢サnakチュアリ、大庭自然探偵団

こんな生きものも見られる！



トウキョウダルマガエル

分類：無尾目アカガエル科

カテゴリー：国レッドリスト準絶滅危惧種

県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類

生態：平地の河川周辺や水田に生息しています。トノサマガエルとよく似ていますが、背中の隆起^{りゅうき}が比較的なめらかです。4～7月の繁殖期に水田などで卵を生み落とします。

市街地にある社寺林や公園等の緑地

- 「遊行寺」や「鵜沼皇大神宮」などの神社仏閣の境内やその周辺にはまとまった樹林が保全されています。
- 市街地にあるまとまった緑地としては、「長久保公園」や「大庭城址公園」、「新林公園」などがあり、また、「裏門公園」や「桜小路公園」は市内でも貴重な湿性環境があります。近年は、街なかにも緑地を創出する取組が市内各所で行われています。

主な場所



遊行寺



長久保公園



FujisawaSST の街並み

主な生きもの



アマナ



ソメイヨシノ



シマアメンボ



シジュウカラ



キジバト



アズマヒキガエル

写真出典：NPO 法人藤沢サングチュアリ、大庭自然探偵団

こんな生きものも見られる！



ムラサキシミ

分類：チョウ目シジミチョウ科

生態：春から秋にかけて林や公園のシイやカシの木の周辺で見られ、人家の周辺でも見られることがあります。翅をひらくと見えるきれいな青紫色の模様が特徴です。幼虫はスダジイなどのブナ科の常緑樹の葉を餌にしています。

江の島や海岸部を含む里海環境

- 江の島は、市内で最も古い地層である葉山層群（約1,500万年前・新生代第三紀）を基盤としています。島の南側の海食崖は、潮風を強く受けるため、風衝低木林や風衝草原が生育しています。島内の常緑広葉樹林は、市内で最もまとまった群落です。
- 海岸部は、低地本来の特徴である砂丘が残る地域です。飛砂や潮風を防ぐ役割を担う、主にクロマツからなる防風林*があります。また、海風が吹きつけるため、乾燥に強い海浜植物からなる特有の植生が形成されています。

主な場所



江の島



辻堂海岸



クロマツの防風林

主な生きもの



ハマボウフウ



イツギク



コウボウムギ



ウミネコ



ミユビシギ



スナガニ

写真出典：NPO 法人藤沢サントチャリ、大庭自然探偵団

こんな生きものも見られる！



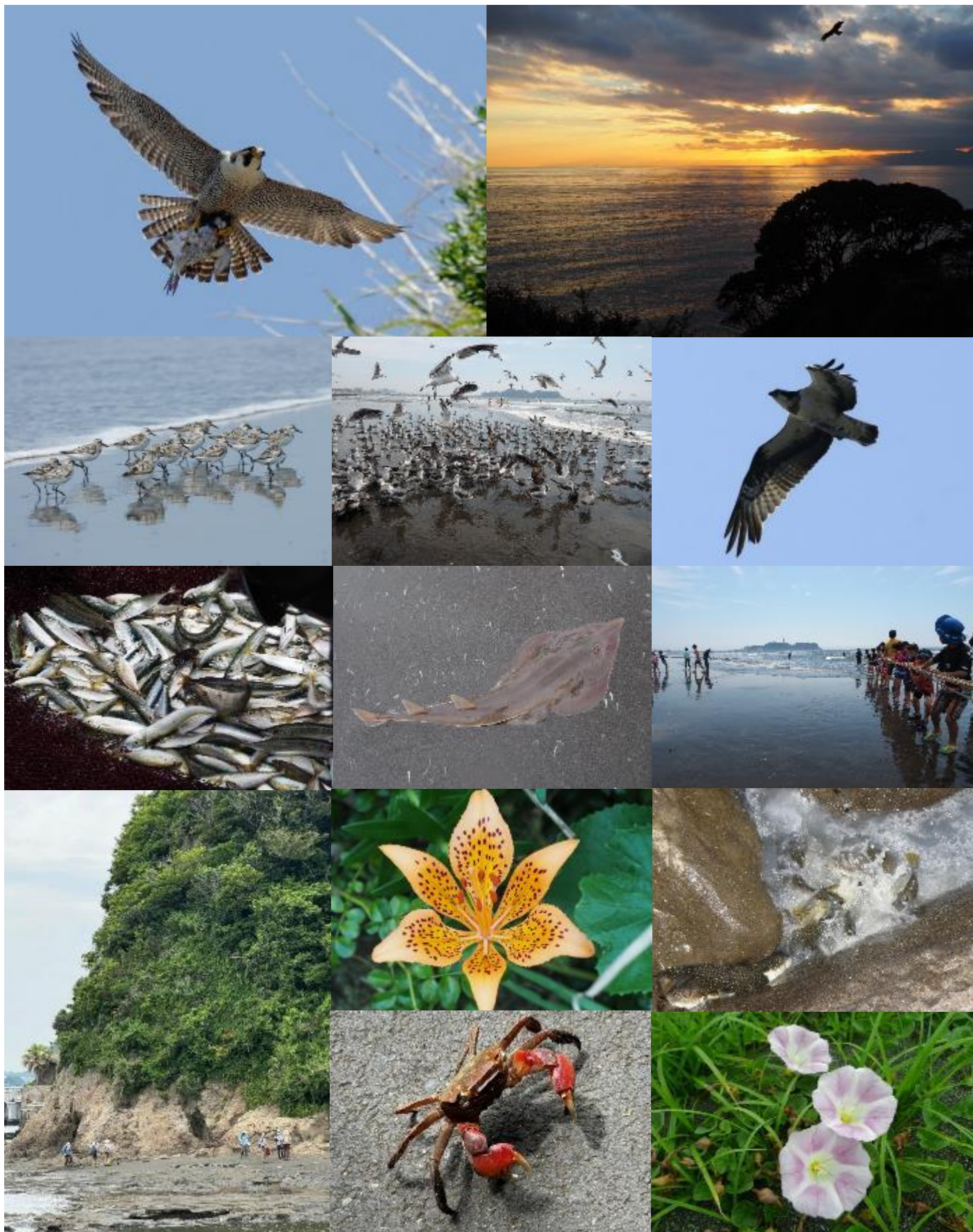
ハマダイコン

分類：アブラナ目アブラナ科

カテゴリー：国レッドリスト準絶滅危惧種

県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類

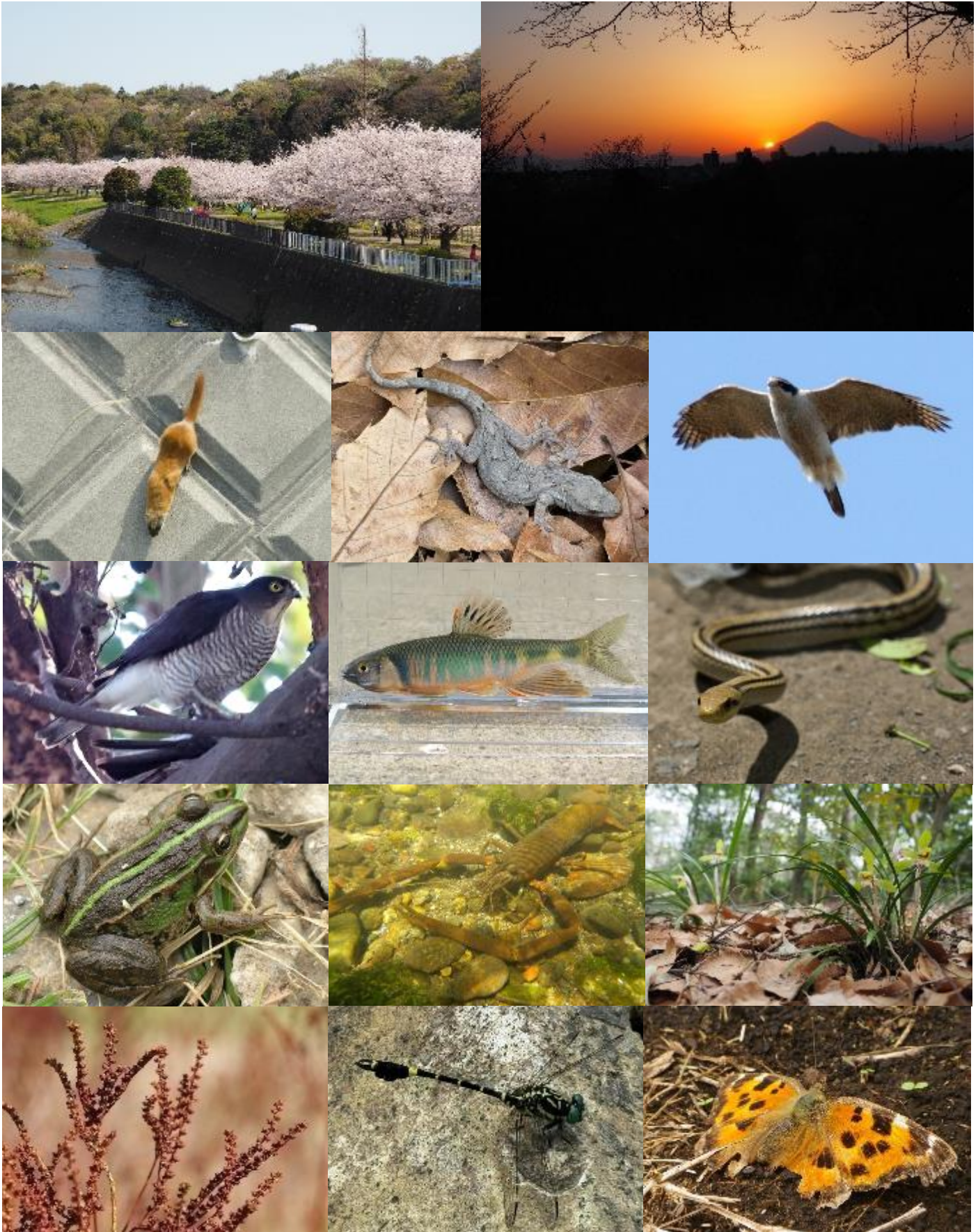
生態：海岸沿いの砂地に自生しています。葉がダイコンと似ていますが別の種です。春から初夏（3～6月）にかけて淡赤紫色の十字型の花を咲かせます。



藤沢の自然・1 江の島・海浜部

①ハヤブサ・獲物を巣に運ぶ ②江の島・常緑樹林夕景 ③ミユビシギの群れ ④カモメ類の群 ⑤ミサゴ・海の鷹 ⑥地引網の成果・サバなど ⑦地引網の成果・エイの仲間 ⑧地引網 ⑨江の島・西浦の植生 ⑩スカシユリ・江の島の海食崖 ⑪クサフグの産卵・江の島・南の磯 ⑫アカテガニ・江の島島内 ⑬ハマヒルガオ・辻堂海岸

①	②	
③	④	⑤
⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪
	⑫	⑬



藤沢の自然・2

陸域・陸水域

①引地川親水公園付近の引地川 ②稲荷の森からの眺望・夕景
 ③イタチ ④ニホンヤモリ ⑤オオタカ ⑥ツミ・ヒヨドリを捕獲
 ⑦オイカワ・婚姻色のオス ⑧シマヘビ ⑨トウキョウダルマガエル
 ⑩ヒラテテナガエビ ⑪シュンラン ⑫タコノアシ ⑬オナ
 ガサナエ・引地川 ⑭ヒオドシチョウ・夏眠冬眠後の個体・石川丸
 山谷戸

①	②	
③	④	⑤
⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪
⑫	⑬	⑭

3 生物多様性の恵みを感じ、守り、育もう！！

私たちが暮らす環境は、生物多様性の恵みによって支えられており、生きものが暮らす環境を保全したり、創出することが必要です。そのために、まずは私たちができることをやってみませんか。

市民

◎庭に実のなる木を植えてみよう!!

⇒実を食べに来るシジュウカラなどの小鳥が観察できます。

◎花壇やプランターで植物を育ててみよう!!

⇒植物の種類によって、色々なチョウがやってきます。

◎身近な公園に出かけてみよう!!

⇒季節の変化を感じやすくなります。

◎藤沢産の農畜水産物を買おう!!

⇒生きものがたくさんいる田んぼや畑などが守られます。

◎生きもの観察会や講習会に参加してみよう!!

⇒藤沢の生きものを詳しく知ることができます。

◎遠藤笹窪谷公園に行ってみよう!!

⇒たくさんの生きものに会えます。

◎緑地保全に関する市民活動団体に参画してみよう!!

⇒市内の緑地保全活動を通じて、人の手が入ることにより、自然が豊かになっていくのを実感できます。



事業者

◎事業所の外周部に植栽をしよう!!

⇒季節を感じやすくなるとともに、地域の景観づくりに貢献できます。

◎敷地内に小さな水辺を整備しよう!!

⇒トンボやカエルが卵を産みにやって来ます。

◎藤沢産の農畜水産物を購入し、提供しよう（飲食業）!!

⇒生きものがたくさんいる田んぼや畑などが守られます。

◎CSR*活動など、藤沢の自然を守る活動に参加してみよう!!

⇒地域への貢献や従業員の環境教育に役立ちます。

◎自然共生サイトの認定をめざしてみよう!!

⇒消費者・顧客などへのPRにより、企業価値の向上が見込まれます。



教育・研究機関

◎地域の自然を学ぶ機会を授業に取り入れよう!!
⇒学生が自然について考えるきっかけづくりになります。

◎夏休みの自由研究のフィールドとして、藤沢市の公園・緑地を活用しよう!!
⇒藤沢市の公園・緑地を知ることが、生物多様性の保全につながります。

◎学校に屋上緑化や緑のカーテンを設置しよう!!
⇒花の種類によって、色々なチョウがやってきます。

◎地域に伝わる伝統・文化を学んでみよう!!
⇒地域住民との交流が活発になります。

◎自然共生サイトの認定をめざしてみよう!!
⇒藤沢市の貴重な自然環境として、未来に残すことができます。



市民活動団体

◎SNS や活動誌などを通じて、活動成果や地域の課題を積極的に発信しよう!!
⇒活動に興味を持ってくれる市民が増えます。
⇒担い手の確保につながります。
⇒活動の継続・発展につながります。

◎生物多様性に関わる団体と連携してみよう!!
⇒新たな保全方法や活動方法といった発見があります。
⇒生物多様性の保全は共通事項であり、多様な価値観を得るきっかけとなります。



行政

- 自然環境の調査
- 緑地や水辺環境の保全
- 生物多様性を配慮したインフラ整備
- 侵略的な外来種の防除・管理方針の作成
- 様々な媒介を通じた情報提供

- 生物多様性の拠点機能の拡充
- 市民の取組事例集の作成
- 農畜水産物の取組支援
- 生物多様性を学ぶ場と機会の創出
- 人材の発掘支援
- 生物多様性に係る文化継承の支援

コラム① 都市公園等コンクールにおいて

『国土交通大臣賞』を受賞！！

～生物多様性の保全と体験に特化した公園管理(遠藤笹窪谷公園)～

遠藤笹窪谷公園では、フィールドワークの基地である「生物多様性サテライトセンター」を開設し、谷戸の環境要素の補完・創出や子どもたちの自然体験や環境を守る人材発掘・育成に特化した管理運営を行っています。

遊水地機能を併せ持つ湿地のほか、水田、カキツバタ田、谷戸の湧水を引き込んだ小川、草地等の創出などによる生物多様性の回復や自然体験のフィールドとしての活用、藤沢市、愛護会(市民ボランティア団体)、指定管理者、大学等の各種ステークホルダーと連携した管理運営が大変高く評価され、一般社団法人 日本公園緑地協会が主催する「第40回都市公園等コンクール(令和6年度)」において、『国土交通大臣賞』を受賞しました。



<自然観察会の様子>



<「国土交通大臣賞」受賞ポスター>



<「国土交通大臣賞」賞状>

コラム② 地域個体群の固有性にみる“種内の多様性” …もう一つの視点

生物多様性は、生態系、種（種間）、種内（遺伝子）の 3 つのレベルの多様性で表されます。このうち、「種内（遺伝子）の多様性」の説明で、事例として広く使われているのは、アサリやテントウムシ（ナミテントウ）に現れる外見的な模様の変異についてです。本文でも触れていますが、テントウムシの^{ぜんし}前翅等に現れる斑紋には著しい変異が見られ、まるで別の種のようにです。ただ、この変異は、同一の生息地内でも見られる違いです。

一方で、地域的な隔たりにより生じる変異も存在します。陸域に住むカニの仲間の多くは、生活史の中に、海とのつながりを持っています。成体が河川に生息するモクズガニや森などに生息するアカテガニは、産卵を海で行い、幼生期を海で過ごしますが、サワガニは別の生活史を持っています。

●淡水域のみで生活史が完結する生態へと進化したサワガニ

湧水由来の流れや湿地に生息するサワガニは、稚ガニが親ガニの腹部で守られ、小さなカニの形態になるまで成長します。そのため、生涯を通じて海と関わらずに過ごすことができます。この性質は、他の流域*との交流を阻害することにもつながり、地域の個体群の独立性を高めています。成体にはいくつかの体色タイプがありますが、本市で見られるサワガニは、成長すると水色だけになります。この中で、江の島に生息する個体群にはさらなる変化の兆しが見受けられます。

江の島は地誌的には比較的新しい陸地です。海上（地上）に姿を現したのは、7～8万年前だと考えられています。この時代は最終氷河期の中頃に当たり、海面は今より100m以上低く、海岸線が数km沖にあったと考えられています。その後、温暖期に向かう過程で海面が上昇し、約1万年前には陸地から切り離され、度重なる地震による隆起と波による浸食の作用が重なって現在の姿になっています。この地誌的な変化がサワガニの外見的な特徴に影響を与えているのかもしれません。

このことに関する詳しい研究は行われていないようなので、小中学生の皆さんにも生態解明のチャンスがあります。チャレンジしてみたいはいかがでしょうか。



稲荷持瀬市有山林（湧水の流れ）



大庭産：メス



江の島産：メス



石川丸山谷戸産：オス

江の島で見かける個体は、中央部分だけ水色のものが多い。

生物多様性に関する国内外の動きを知りたい

…P.22

第1章1 生物多様性に関する国内外の動き

本戦略の目的など、基本的な考え方や位置づけを知りたい

…P.28

第1章2 藤沢市生物多様性地域戦略の目的・位置づけ

藤沢市の生物多様性の特徴について詳しく知りたい

…P.38

第2章 藤沢市の生物多様性に関する現状と課題

めざしていく将来の方向性を知りたい

…P.56

第3章 戦略の目標

藤沢市の取組内容を知りたい

…P.60

第4章 施策展開

自分たちが何をすべきなのか知りたい

…P.65

第4章2 施策の展開(関連する主体と役割)

生きものと共に暮らす将来のイメージを知りたい

…P.84

第4章6 生きものと共にある藤沢市の将来イメージ

本戦略の進め方を知りたい

…P.88

第5章 推進体制

第1章 生物多様性地域戦略改定の背景と目的

第1章 生物多様性地域戦略改定の背景と目的

1 生物多様性に関する国内外の動き

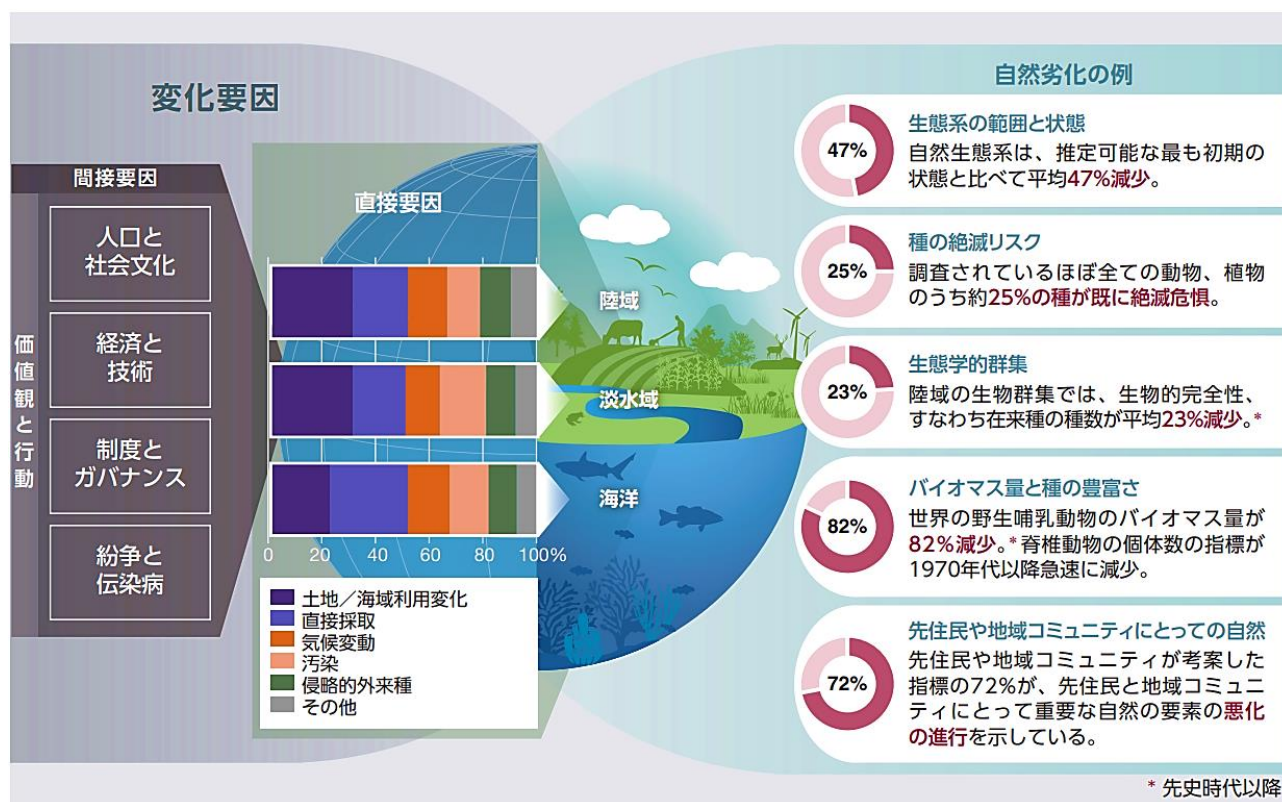
(1) 愛知目標の達成状況が不十分と評された要因

～生物多様性の損失の直接・間接要因と、その背後にある社会の価値観・行動～

2010年（平成22年）に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）*で、「人間も自然の一部として共に生きていく」という、わが国において古くから培われてきた考え方を基に世界目標が合意されました。あわせて、生物多様性の損失を止めるため、2020年（令和2年）の達成をめざし、地球規模の生物多様性に関する20の個別目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。

しかしながら、2020年（令和2年）9月に愛知目標の達成状況は、「20の目標の内、6つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は無い」と評価されました。また、日本国内の生物多様性についても「生態系サービスは過去50年間、劣化傾向にある」と評価されています。

これらの生物多様性の損失が止められなかった要因について、国際的に生物多様性の動向を科学的に評価する機関（IPBES*）は、直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種等）とその背景にある間接要因（社会経済活動等）を、さらにその背後には社会の価値観や行動が影響を与えていることを指摘しています。



＜生物多様性の損失をまねく直接・間接要因とその背景との関係＞

【出典】 IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書

(2) ポスト愛知目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択

～生物多様性の損失を止め、反転させる(ネイチャーポジティブ)～

愛知目標が達成不十分と評されたことへの反省を踏まえ、2022年(令和4年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて、新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

2050年ビジョン「自然と共生する世界」をめざすにあたって、4つのゴールが設定され、その実現のために達成しなければならない2030年ミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる(ネイチャーポジティブ*)」ことが合意されました。

また、2050年ビジョン、2030年ミッションに向けた23のターゲット(P.64参照)が設定され、その中には、空間計画に基づく効果的な地域管理*、30by30、侵略的外来種の導入・定着率削減、環境配慮型農業*の推進、自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ(NbS)(P.24参照)、生物多様性に配慮した都市計画の確保などの方針が掲げられています。

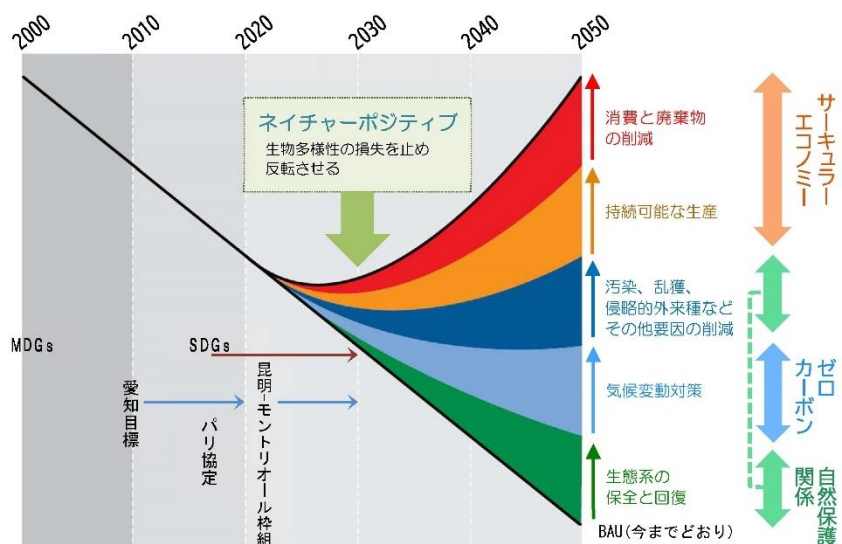
このうちの一つ、「30by30」とは、2030年(令和12年)までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域のそれぞれ30%を保護するという目標のことです。その実現に向けて、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られる「自然共生サイト」(P.25参照)の認定が進められており、そのうち保護地域との重複を除いた区域となる「OECM」(P.25参照)は国際データベースに登録されます。

◆ ネイチャーポジティブ・30by30 とは？

「ネイチャーポジティブ」とは、日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。今の地球は、凄まじい速度で生きものが絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。これを2030年(令和12年)までに生物の種の数が増え、生態系が豊かになるような社会経済活動へ切り替えていく取組が必要です。

このネイチャーポジティブの実現に向けて、2030年(令和12年)までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標、それが「30by30」です。

本市では、市域だけで30%以上もの保全対象地を確保することは難しいものの、市有地及び民有地の自然共生サイトの認定の推進・促進などにより、可能な限り保全対象地を増やしていくことが重要です。

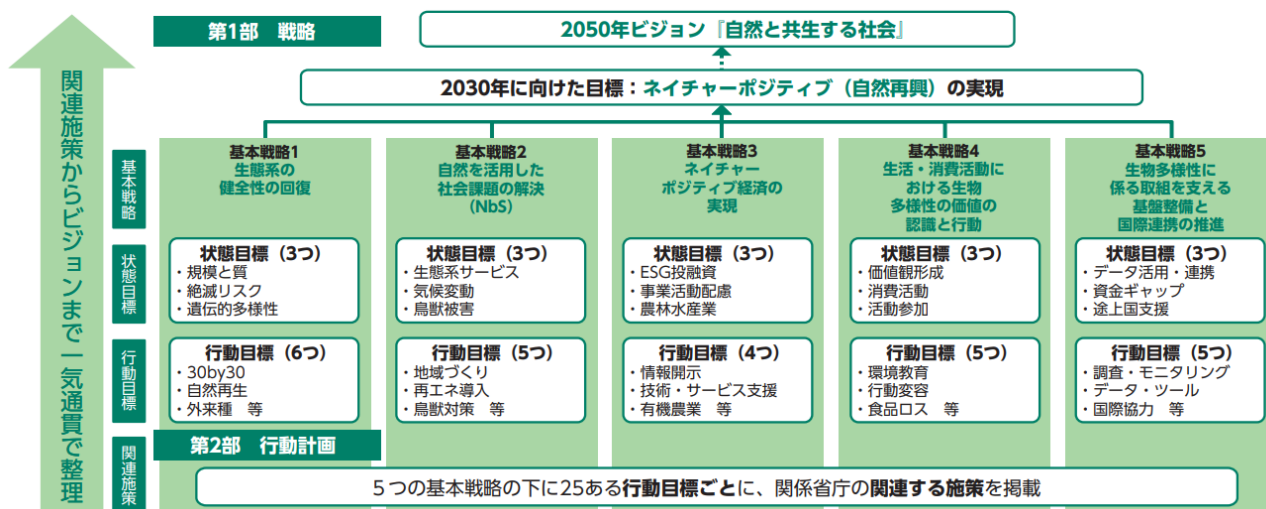


【出典】 かながわ生物多様性計画 2024-2030

(3) 「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定

2012年(平成24年)に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継として、2023年(令和5年)3月に、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

国家戦略では、生物多様性の損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応やネイチャーポジティブに社会経済的な変革を含めて、統合的にアプローチをすることを強調しており、自然を活用した社会課題の解決(NbS)やネイチャーポジティブ経済の実現を含めた5つの基本戦略が掲げられています。



<生物多様性国家戦略2023-2030の構造>

[出典] 環境省

◆ 「自然を活用した社会課題の解決策/生態系を活用したアプローチ (NbS)」*

自然はもともと色々な機能を持っており、人々はそれを活用し、生活してきました。例えば、荒廃した土地では、土を耕し、種をまき、水を与えることで食料となる作物を育てたり、風が強いところでは、木を植えることで民家に吹きつける風の力を抑えることが出来ます。

「NbS (Nature-based Solutions)」とは、こうした自然の力を育み、活用することで、熱中症や洪水・土砂災害などの社会課題の解決やウェルビーイング*の実現に貢献しようという考え方です。

近年注目されている「グリーンインフラ*」や生態系を活用した防災・減災「Eco-DRR*」、生態系を活用した適応策「EbA*」なども、NbSに含まれる概念です。



<自然を活用した解決策 (NbS) のイメージ>

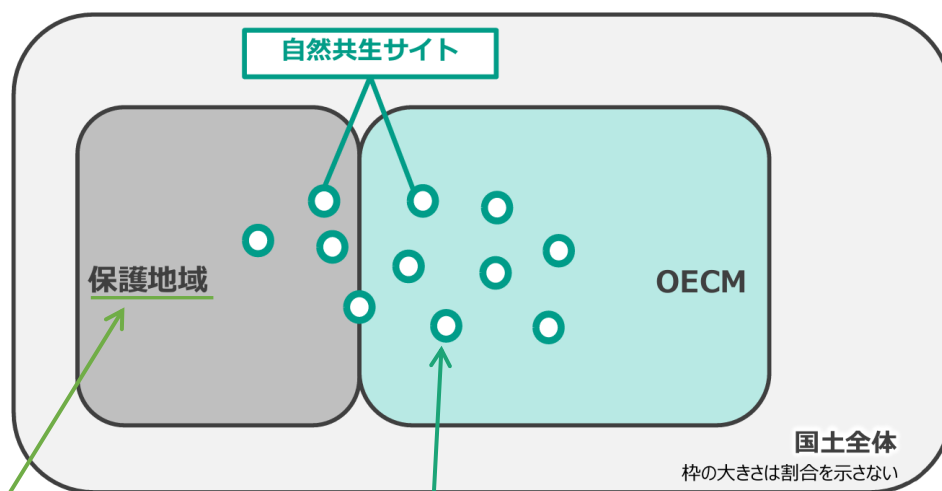
[出典] 自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準

◆ 「自然共生サイト」と「OECM」とは

30by30の実現に向けて、国は「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を推進しています。また、自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域は「OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)」として、国際データベースに登録されます。

2025年(令和7年)3月時点で、自然共生サイトの認定は328箇所となっています。自然共生サイトの候補地には、企業が所有する緑地や農地、環境教育のためのビオトープ^{*}、藻場を再生している干潟、社寺林、遊水地・調整池など、様々な場所が挙げられます。

保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ



図中の○が「自然共生サイト」

- ・自然公園^{*}
(自然公園法)
- ・自然環境保全地域^{*}等
(自然環境保全法)
- ・鳥獣保護区^{*}
(鳥獣保護管理法)
- ・特別緑地保全地区^{*}
(都市緑地法)
- ・保護水面
(水産資源保護法)
- ・都道府県が条例で定める
その他保護地域(都道府県
自然環境保全
地域を含む。)

等

神奈川県内の主な事例



慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス (SFC)

【場所・面積】 藤沢市、20.2ha

【申請者】 慶應義塾



野比かがみ田緑地

【場所・面積】 横須賀市、1.8ha

【申請者】 横須賀市



葛葉緑地(くずはの広場)

【場所・面積】 秦野市、11.52ha

【申請者】 秦野市

[出典] 環境省「OECM の設定・管理に関するこれまでの成果について」、「認定サイト一覧」をもとに作成

(4) かながわ生物多様性計画の改定

神奈川県は、2016年（平成28年）3月に県の生物多様性地域戦略として、「かながわ生物多様性計画」を策定し、また、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」を受け、2024年（令和6年）3月に「かながわ生物多様性計画2024-2030」として改定しました。

本計画において、本市は「都市・近郊エリア（多摩丘陵・相模野台地）」に区分されており、関係する主な生態系は、「都市生態系」や「里地・里山生態系」とされています。「都市生態系」は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されたもので、これらの生態系は、都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供しています。また、「里地・里山生態系」は、水田などの農地と周辺の二次林を中心とした生態系であり、集落や水路、ため池なども要素として構成され、里地里山と呼ばれる地域が該当します。

さらに、本市は「河川・湖沼及び沿岸エリア」にも区分されており、河川や湖沼といった陸水生態系、藻場などを含む沿岸域において、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めることとされています。

本戦略でも、本計画における「都市・近郊エリア（多摩丘陵・相模野台地）」と「河川・湖沼及び沿岸エリア」に即した取組と「広域的な取組」を踏まえた上で、周辺自治体との連携に配慮する必要があります。

「かながわ生物多様性計画 2024-2030」 における県土のエリアに即した取組

◆「都市・近郊エリア」における主な取組

- ・都市公園の整備及び管理運営
- ・トラスト制度などによる緑地の保全
- ・里地里山の保全等の促進
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
- ・アライグマ防除対策等の推進

◆「河川・湖沼及び沿岸エリア」における主な取組

- ・自然環境に配慮した川づくり
- ・総合的な土砂管理と海岸の保全
- ・沿岸域の環境保全
- ・持続可能な水産業の推進
- ・水域の生態系保全に関する調査研究

◆生物多様性の保全に資する広域的な取組

- ・広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全
- ・野生鳥獣との共存を目指した取組
- ・外来生物の監視と防除
- ・生物多様性への負荷を軽減する取組



<生態系に着目した県土のエリア区分>

〔出典〕 かながわ生物多様性計画 2024-2030（一部加筆）

コラム③ 藤沢市自然環境実態調査

・・・定期的・継続的な実施と基礎資料としての活用

●藤沢市自然環境実態調査

本市は、市域の自然環境の現状を把握し、施策に反映するため、概ね10年間隔で、自然環境実態調査*を行っています。この調査結果は、「緑の基本計画」や「ビオトープネットワーク基本計画」、「生物多様性地域戦略」等の策定・改定や三大谷戸の保全などの基礎資料として活用されてきました。

これまでの調査実施年度は「第1回調査:平成10年度～平成13年度」、「第2回調査:平成23年度～平成25年度」、「第3回調査:令和5年度～令和6年度」です。

調査結果から、全般的に“生物多様性の4つの危機”が原因とみられる生物多様性の劣化が感じられます。一方で、NPO法人や市民グループ、地元企業、行政が協働し、管理を続けている緑地などでは、人が関わり続けたことによって、生物多様性が高まったと考えられる事例も確認されるようになりました。

ネイチャーポジティブの実現には、ローカルな活動と事例の地道な積み重ねが必須です。皆さんが個々の場で自立した取組を積み重ねていくことが、唯一の道であるといえます。

●特筆すべき調査地

第3回調査で現地調査を実施した「今田遊水地」は、県立境川遊水地公園を構成する3つの遊水地のうち、唯一、本市にあります。前回調査の際には整備中であったため、今回が初めての調査となりました。元々、エコロジカルネットワーク*を構築する上で重要な位置にあるため、整備が終了次第、現地調査を行うこととしていました。今回の調査で、カヤツリグサ科のカンガレイ、ミソノハギ科のヒシが確認されましたが、両種とも県内における分布は局所的であり、市内では今田遊水地のみの記録となりました。

市内において、環境的固有性が高い場所といえば「江の島」です。これまでに実施した3回の調査においても、江の島ならではの記録が数多く報告されています。江の島は地史的にみると、大地震の度に隆起を繰り返し、さらには、波による浸食を受け続けているため、島の周囲は断崖地に囲まれています。地形的に島を二分する位置にある「やまふたつ」は海食洞*が崩落してできたといわれていますが、左右に向かい合った断崖上部には、海岸性の植物が張り付くように自生しています。



西俣野緑地:調査風景(植物)



今田遊水地:カンガレイ



今田遊水地:水面を覆うヒシ



江の島:スカシユリ



江の島:海食崖の植生

2 藤沢市生物多様性地域戦略の目的・位置づけ

(1) 本戦略の目的・考え方

本戦略では、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現をめざすため、本市における生物多様性の『保全』及び『持続可能な利用』に関する施策を推進することを目的としています。

『保全』については、ネイチャーポジティブをめざすという国際的な潮流を踏まえ、生物多様性の損失を食い止め、反転させるという姿勢が必要です。自然環境実態調査で明らかになった主に人間活動を要因とする4つの危機を最小化し、間接的な影響を及ぼす社会問題にも対処することが求められています。さらに、人々の価値観や行動を保全につながるスタイルに転換させる「生物多様性の主流化」や「行動変容」を促します。

『持続可能な利用』については、これまで「『暮らし』の中に生物多様性」をテーマに「普及啓発」を進めるとともに、「経済」の視点と「マルチパートナーシップ[※]」を意識して、取組を進めてきました。今後は、国家戦略で掲げられた視点も踏まえ、生物多様性との『つながり』を意識したライフスタイル・ビジネススタイルへの「行動変容」を進め、「経済」にとっても欠かせないものとして「全員参加で進める『暮らし』の中に生物多様性」をテーマに取組を進めていきます。

(2) 本戦略の柱

① 生物多様性の保全と回復

第3回藤沢市自然環境実態調査の結果、ほとんどの調査箇所では生物多様性への4つの危機が拡大していることが明らかになる一方で、三大谷戸や一部の調査地点では、自然環境の劣化が最小限であったこと、確認種が増加していることが分かりました。これは、市民・事業者・行政などのマルチパートナーシップにより進めてきた生物多様性の保全などに関する取組の成果であるといえることから、本市の生物多様性を保全・回復する取組を継続していきます。

② 暮らしや活動の中での取組

生物多様性に関する認識は高まっているものの、暮らしの中で生物多様性の恵みを実感している人は少ない状況です。そこで、市民の暮らしは生態系サービスによって支えられていること、生態系サービスは生物多様性によってもたらされていることを認識し、衣食住といった日常の「暮らし」の中で、できることから始めることで、4つの危機の回避に向けて取り組んでいきます。

③ 産業経済活動と生物多様性の関わり

ネイチャーポジティブやSDGs[※]では、地球の生物圏に支えられて社会が成立し、経済が動くという考え方が示されています。

「農業」は、「災害時の防災空間」、「洪水の抑制」、「環境保全」、「食料の安定供給」などの多面的機能を有するとともに、経済活動の中で生物多様性に最も密接に関係しています。農畜水産業を通じて保全・活用されてきた生物多様性を継承し、持続可能な利用を広めることが必要です。

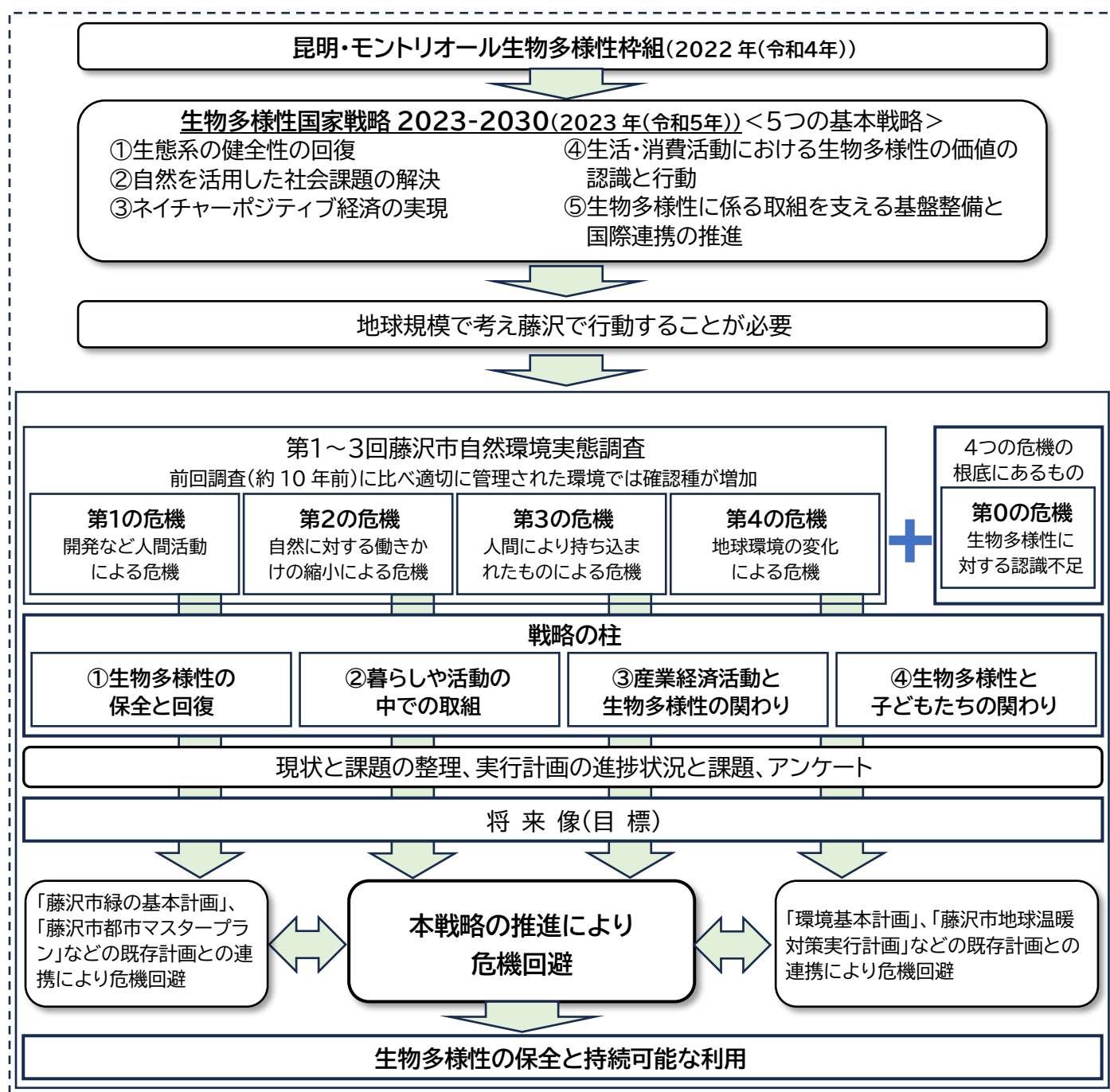
「商工業」においては、日本は天然資源に乏しいことから、事業活動の多くの段階で国外の生態系サービスに依存しています。天然資源なくしては現在の事業活動が成り立たないことを理解し、企業などが各々の立場で実施する自発的な取組が望まれます。

また、本市は、「江の島」を中心とした観光都市であり、「江の島」の景観や自然環境といった生物

多様性が、観光地の価値をもたらしています。この豊かさを損なうことなく、江の島を持続可能な観光資源としていくことをめざすとともに、江の島のみならず市内の生物多様性を持続可能な方法で利活用し、保全へとつなぐため、「自然体験」や「エコツーリズム」といった観光についても検討していく必要があります。

④ 生物多様性と子どもたちの関わり

子どもたちに本市の生物多様性を伝え、生物多様性の恩恵を残していくことが、大人の務めであると考えます。そこで、本市の将来を担う「子どもたち」を対象にしながら、自然に親しみ、生物多様性の大切さを理解してもらえるような施策を、家庭・地域・学校とともに展開していきます。このことにより、親世代、祖父母世代に対して生物多様性への理解が波及することも期待できます。また、大人になった子どもたちが、さらに子どもたちに教えていくというサイクルがつくられることも期待できます。



<藤沢市生物多様性地域戦略の考え方>

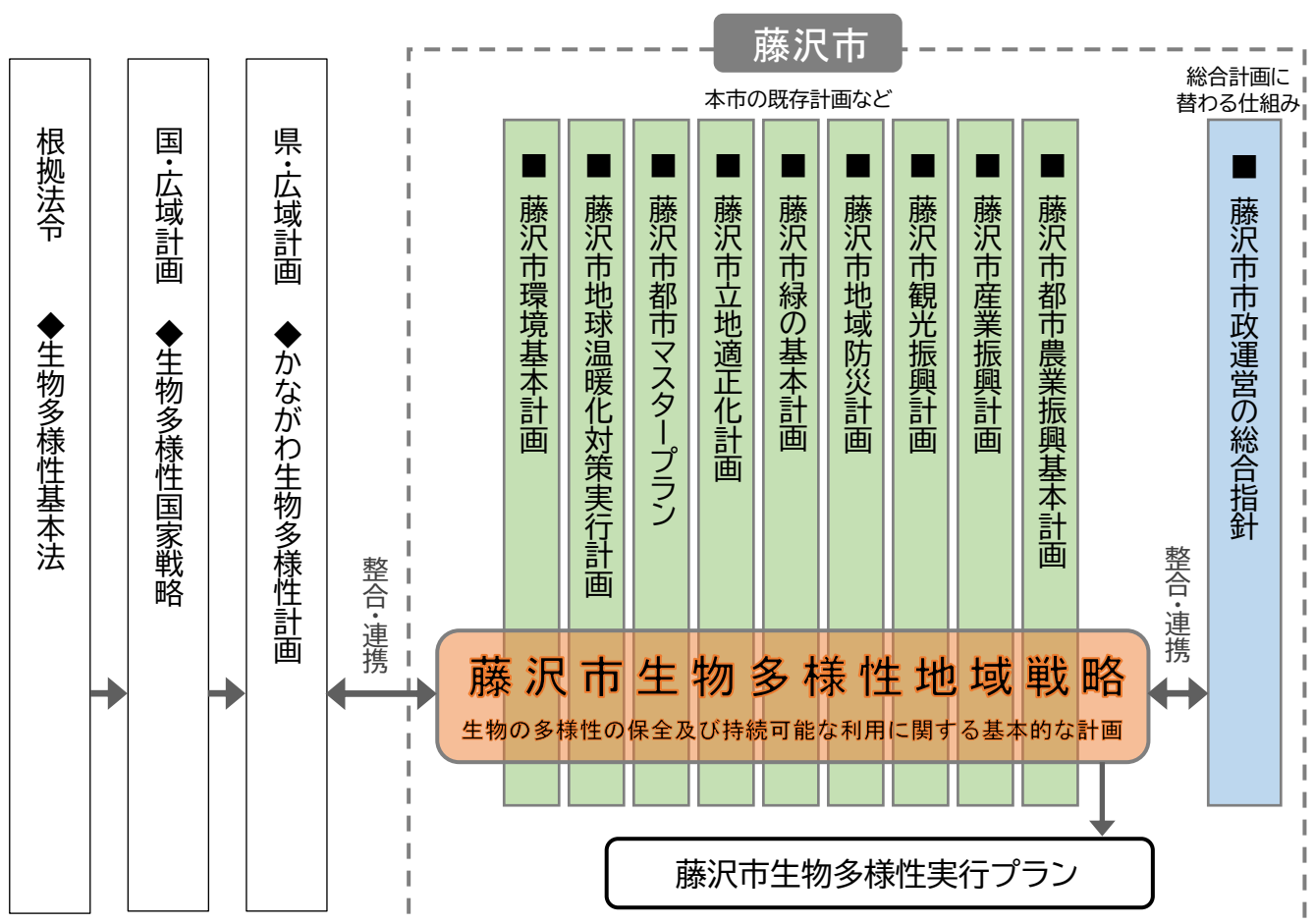
※前戦略では「影響（危機）」と表記していましたが、国家戦略に合わせ、本戦略では「危機」と表記しています。

(3) 位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第12条に基づく「生物多様性国家戦略」を基本とした「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」であり、広域計画である「かながわ生物多様性計画2024-2030」や「藤沢市市政運営の総合指針」と整合・連携を図るものとします。

なお、本戦略は既存計画の取組と役割分担を行うとともに、各種計画等の策定・改定時には、生物多様性の視点を取り入れた形で策定・改定できるよう、その指針になるものとします。本戦略に位置づけられる既存計画の取組に、生物多様性の視点という『横ぐし』を通すことで、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用の一体的な推進を図るものとします。

また、藤沢市生物多様性実行プランを策定（改定）し、施策・事業の着実な推進及び進行管理を行います。



<関連する主な計画などと本戦略との関係>

(4) 計画期間

昆明・モンテリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略、かながわ生物多様性計画の目標年次を踏まえ、本戦略の短期目標は2030年度（令和12年度）とします。また、計画期間は2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。さらに、長期目標年次は、昆明・モンテリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略に合わせて、2050年度（令和32年度）とします。

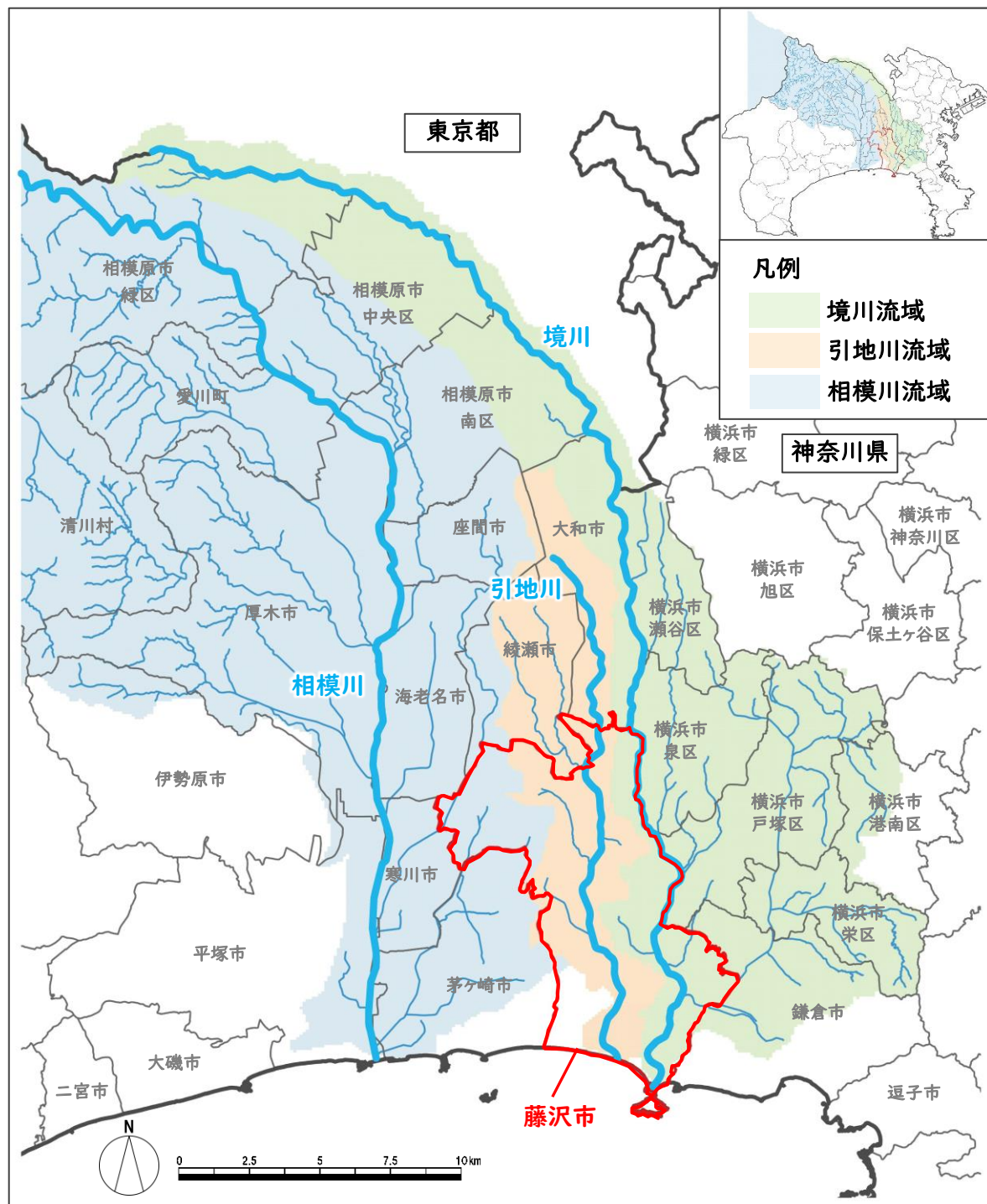
年度	藤沢市生物多様性 地域戦略	昆明・モンテ リオール生物多 様性枠組	生物多様性 国家戦略	かながわ 生物多様性 計画	(参考) 藤沢市 緑の基本計画
2018	前戦略策定		前戦略	前計画	前計画
2019					
2020					
2021					
2022	第1期実行プラン				
2023			戦略改定	計画改定	
2024					
2025	第2期実行プラン				
2026	戦略改定				計画改定
2027	第3期実行プラン				
2028					
2029					
2030	短期目標	短期目標	短期目標	目標年次	
2031	第4期実行プラン				
2032					
2033					
2034	第5期実行プラン				
2035	目標年次				中間年次
...					
2050	長期目標	長期目標	長期目標		目標年次

<計画期間>

(5) 対象区域

本戦略は全ての市民、主体が関わることをめざすため、対象地域は、本市全域とします。

なお、本市の生物多様性を考える上で広域的な事項については、「県・市町村連絡会議」などを活かして、県や周辺市町などと協力・連携し、本市の周辺や流域を含めた地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を推進・促進します。



＜藤沢市域及び本戦略で留意する周辺流域＞

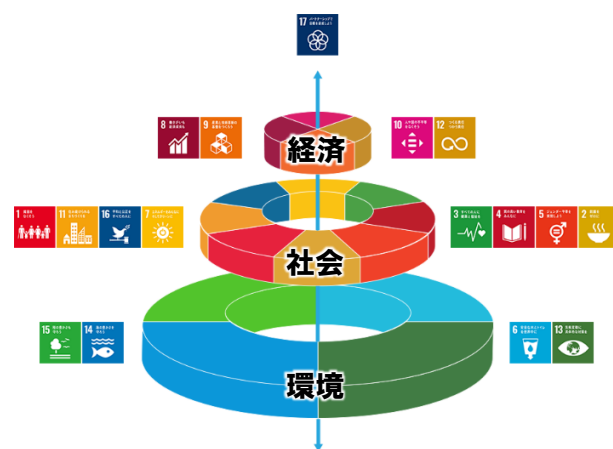
【出典】 国土画像情報 流域メッシュデータ、河川データ（国土交通省国土政策局国土情報課）より作成

3 改定に当たって反映すべき視点

(1) 環境を基盤とした持続可能な社会の実現

2015年(平成27年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs)」では、持続可能な社会の形成に向けた17のゴールが掲げられています。国家戦略では、これらの目標の関係性について、環境に関する目標が基盤となり、その上に社会・経済が成り立つというSDGsのウェディングケーキモデルの考え方を示しています。

近年では、不確実性の高い社会において、持続的に企業活動を行うため、企業と投資家の「対話」の中で「企業のサステナビリティ」に向けた変革・価値創造をめざすSX(サステナビリティトランスフォーメーション)*が求められています。



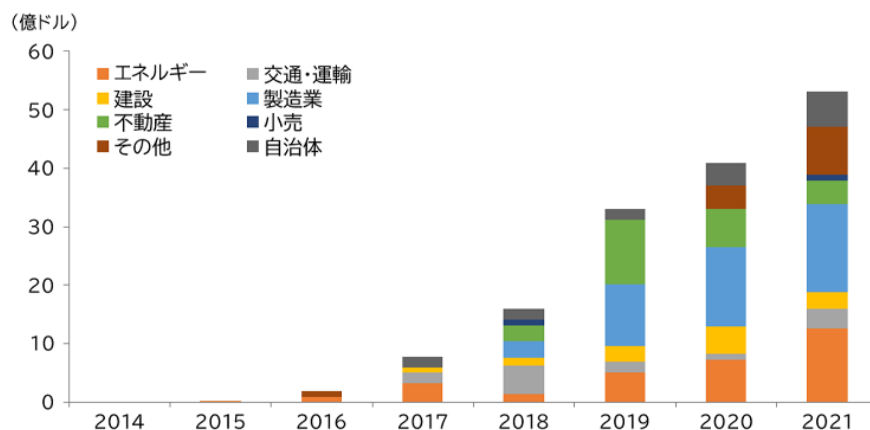
<SDGs ウェディングケーキモデル>

【出典】 Looking back at 2016 EAT Stockholm Food Forum - Stockholm Resilience Centreを基に作図

(2) ネイチャーポジティブ経済の実現

経済界でもネイチャーポジティブをめざす動きが注目されており、世界経済フォーラム(WEF)*が2020年(令和2年)に発表した報告書では、世界のGDPの半分以上(44兆ドル)は自然の損失によって潜在的に脅かされており、ネイチャーポジティブ経済に移行することで2030年(令和12年)までに3億9500万人の雇用創出と年間10.1兆ドル(約1,070兆円)規模のビジネスチャンスが見込めると指摘しています。

近年では、企業・団体のビジネス活動が生物多様性にどのように関わっているかを「見える化」する「TNFD*」や、ネイチャーポジティブへの貢献度をもとに投融資を行う「ESG*投融資」の規模拡大が国際的に進められています。こうした動きを受け、日本でも多くの企業が「環境・社会・企業統治」への対応を求められています。



<日本のグリーン投資額(業態別、金融を除く)>

【出典】 Interactive Data Platform (Climate Bonds Initiative) より三菱総合研究所作成
※ESG投資のうちグリーン投資の業態別内訳。最終的な投資先が識別できない金融業は除いている。

(3) 生物多様性以外の課題(気候危機、海洋プラスチック問題等)への対応

2023年(令和5年)のG7広島首脳コミュニケ*では、気候変動や生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機に対し、これらの問題の相互依存性を踏まえ、「経済・社会システムをネット・ゼロ(脱炭素)で、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年(令和12年)までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現する」と示しました。

こうした潮流を踏まえて、従来の環境政策に加えて、「自然を活用した社会課題の解決策/生態系を活用したアプローチ(NbS)」を意識するなど、あらゆる分野の政策と統合することによって相乗効果(シナジー)の発揮をめざすことが重要となります。

- 相乗効果(シナジー)の発揮の例『緑化の取組 ⇒ 気候変動』

緑化を推進することでヒートアイランド現象*が緩和され、気温上昇により増加した熱中症リスクが軽減されます。

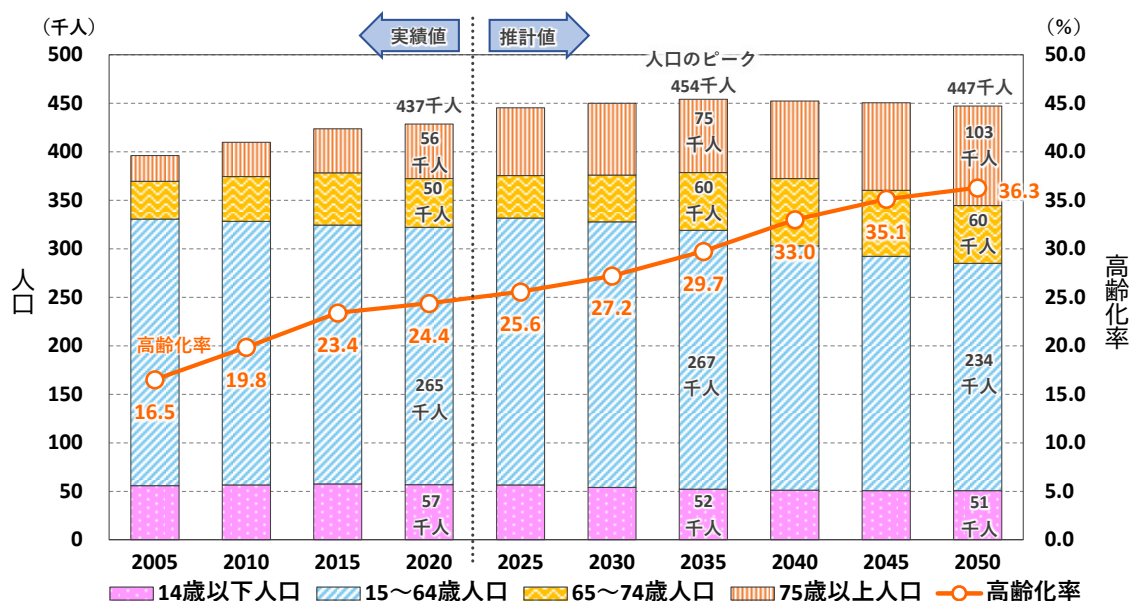
- トレードオフ*の最小化の例『廃棄物の発生抑制・河川等への流出対策 ⇒ 生態系の保全』

プラスチック製品は日々の暮らしを便利にしている一方で、プラスチックごみが河川を経て海洋へ流出し、プラスチックごみやマイクロプラスチックが河川・海洋生態系へ悪影響をもたらしています。プラスチックごみの発生抑制や流出抑制によって、生態系を保全することにつながります。

(4) 将来的な人口構成の変化への対応

「藤沢市将来人口推計(令和4年度)」の結果では、2035年(令和17年)に人口のピークを迎え、その後は人口減少に転じ、また、高齢者人口(65歳以上)の増加、生産年齢人口(15~64歳人口)の減少によって、高齢化率がさらに高まるが見込まれています。

人口減少と高齢化の進行によって、将来的に、環境政策を下支えしていた財源や環境政策の担い手不足が予測されます。こうした転換期において、将来を見越した環境政策のあり方を検討し、対応していくことが求められています。



< 藤沢市将来人口推計(総人口、高齢化率の推計) >

【出典】 藤沢市将来人口推計について (藤沢市)、国勢調査を基に作成

(5) 主な計画との整合

本戦略に関連する上位・関連計画の概要等は次のとおりです。

藤沢市市政運営の総合指針		
	めざす都市像 (基本理念)	郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～
	概要	概ね20年先を見据え、長期的かつ総合的な市政運営の考え方を示した基本方針と、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を踏まえ、直近の4年間に重点的かつ確実に実施する施策を示した重点方針を位置づけた、総合計画に替わる仕組みとして、策定(改定)するものです(基本方針については市議会での議決を経ています。)
藤沢市都市マスタープラン		
	将来都市像	自立するネットワーク都市
	概要	都市計画法第18条の2に基づく藤沢市の「都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの方針等について、住民の意見を反映しながら策定する計画です。 この「基本的な方針」は、今後の市町村都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。
藤沢市環境基本計画		
	総合環境像	地域から地球に広がる環境行動都市
	概要	藤沢市環境基本条例第9条に基づく「環境の保全等に関する基本的な計画」であり、環境の保全及び創造に関する総合的、長期的な目標や施策などを位置づけるものです。
藤沢市緑の基本計画		
	みどりの 将来像	湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ
	概要	都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置の方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策、都市公園の整備及び管理に関する事項などを位置づけるものです。

コラム④ 森と人のつながりをデザインする ・・・ゼロからの森づくり・稲荷の森(ふるさとの森)

●始まりは、市制 50 周年記念・1 万本植樹から

今から30余年前の1990年(平成2年)10月20日、当時、荒廃していた斜面の一画で、市制50周年を記念した植樹祭が行われました。植樹祭は、県と本市が取得した斜面地に、クヌギ、コナラ、スダジイ、カシ類、タブノキ等の小さな苗木1万本を、多くの市民の手で植えるものでした。翌年からは、本市、藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市工場等環境緑化推進協議会(現・藤沢市企業等環境緑化推進協議会)の共催により、毎年11月に開催される「緑と花いっぱい推進の集い」の記念植樹事業として、約15年の間、新たなエリアへの植樹が続けられ、稲荷の森(ふるさとの森)として現在に至っています。また、苗木が小さな間は毎年8月に「推進の集い」関係者が森に集まり、下草刈り等の管理作業を行ってきました。植樹開始から30余年を経た現在では、植樹年代、構成樹種の違い、エリアによる管理手法の違いなどから、森の景観に多様性が生じています。

●森を楽しむ・森を創る

現在、森の管理は主に本市と NPO 法人が協働事業などで行っているほか、地元企業関係者も保全活動に参加しています。また、持続可能な管理の仕組みができつつあり、「樹林内で発生する材は、樹林内で使い切る」、「森の中のものは、全て森に返す」をテーマに、「ネイチャーポジティブへの寄与・生物多様性とマルチパートナーシップ」をコンセプトにした“森づくり”が続いています。

近年は、観察会や各種講座、幼稚園による日常的な利用、生涯学習事業などによる親子向けの「森づくり体験講座」が定着するなど、社会教育の場としての重要性も高まっています。

本戦略では、「緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上」、「子どもたちが日常的に遊べる里山・里海の保全と活用」、「地域の生物多様性を“守り・伝える人”の発掘・充実」等を施策・事業として掲げており、稲荷の森(ふるさとの森)はますます重要な場所となっています。



第2章 藤沢市の生物多様性に関する現状と課題

第2章 藤沢市の生物多様性に関する現状と課題

1 藤沢市の風土の成り立ち

(1) 北の台地と南の低地、2つの河川と海岸、そして江の島

1) 藤沢市の地勢

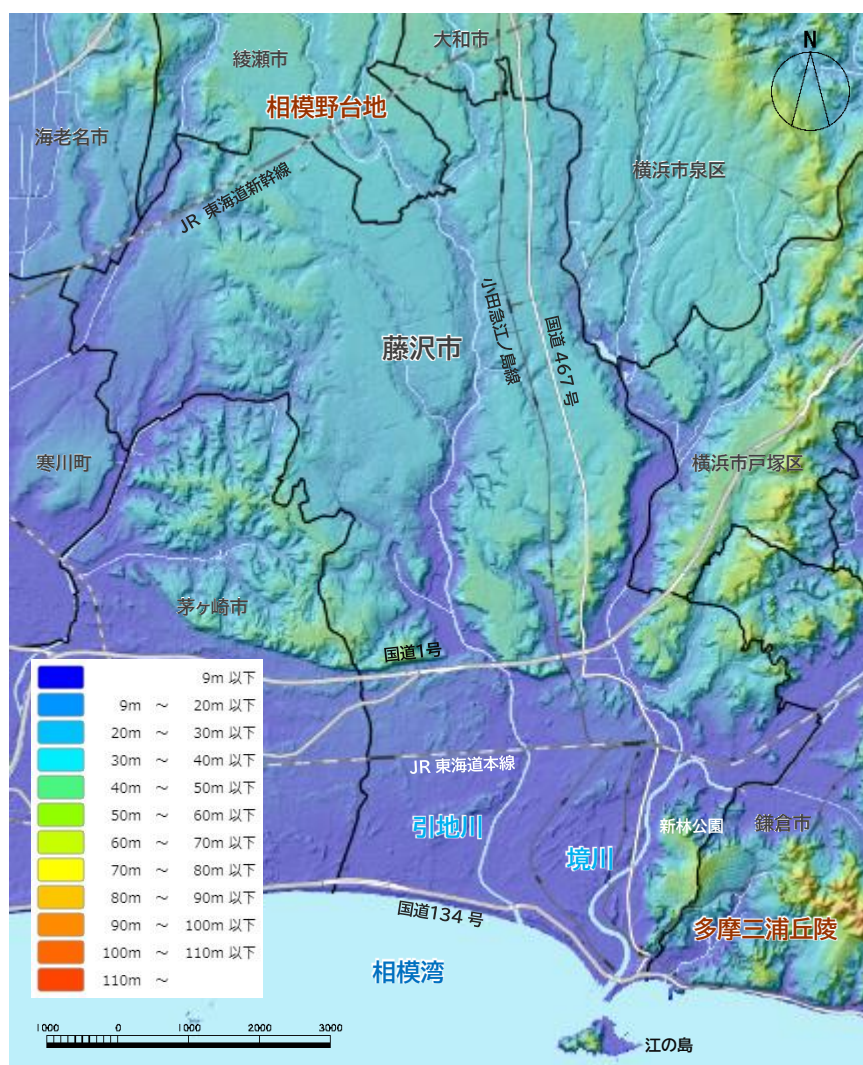
神奈川県南部に位置する本市は、東西6.55km、南北12km、面積69.56km²の広さを有し、周囲は横浜市、鎌倉市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市、海老名市、寒川町の6市1町に囲まれています。南は相模湾に面し、北は緩やかな相模野台地の地形が続き、気候温暖な地域です。

2) 台地と河川、海岸の成り立ちから見た藤沢市の特徴

本市の地形は、国道1号付近を挟んで、南北に大きく2つの地域に分けられます。北側（市域の約2/3）は海拔約40～50mの平坦な相模野台地となっており、台地は引地川や境川などに開析*されて、谷戸や沖積地*が樹枝状に分布しています。南側（市域の約1/3）は、相模川などが運んできた砂礫が堆積し、砂丘となって、低地が広がっています。

境川南東には、多摩三浦丘陵の西端に位置する海拔50m超の丘陵地が分布し、新林公園には市の最高地となる海拔66.9mの三角点があります。江の島はこの丘陵地から連続する丘陵地の一部であると考えられており、市内で最も古い地層の葉山層群は江の島で見られます。

また、市内では、露頭*や海食洞、湿地や池沼などの特徴的な地形が見られ、市内全域の丘陵地や台地の縁辺部からは湧水が出ています。



<標高からみる藤沢市の地形>

[資料] 地図院地図 Vector を用いて作成

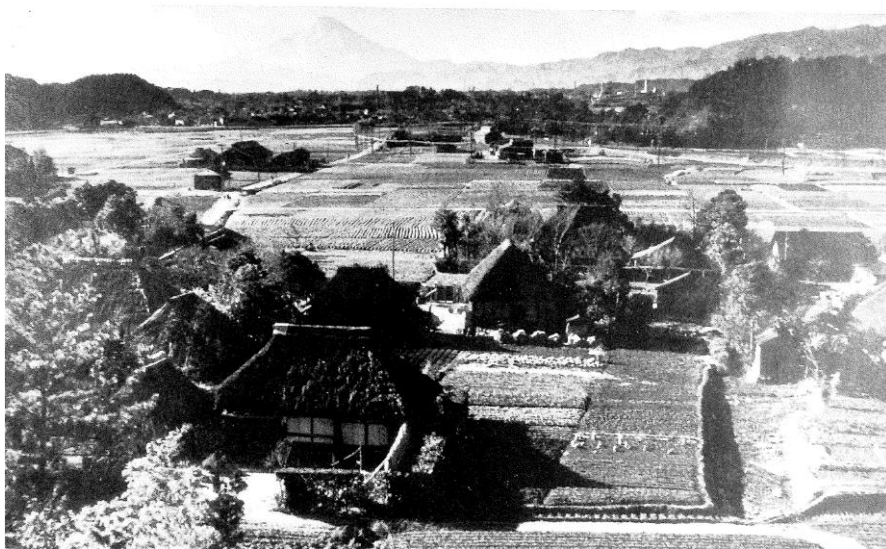
(2) 藤沢市のまち・暮らしの移り変わりと生物多様性との関係

1) 高度経済成長期までの風土にあわせた人々の生活

本市は、1950年代以降の高度経済成長期に大きく変貌するまで、北部を中心に農業を主要な生業とする農村地域でした。人々は、台地の縁から湧き出る水を利用して、谷戸では水田で稲作し、その周囲に住み、水の便の悪い台地上は畑として利用するなど、地形に即した土地利用をしていました。谷戸の湿田は生産力が低く、台地の畑作に依存する自給自足の生活でした。

田畑は平坦な場所に作られ、周囲の斜面は雑木林となっていたため、たびたび木々を切り出して、煮炊きや風呂の湯沸かし用の薪や炭の材料とし、林床に積もる落葉は田畑の肥料として利用していました。雑木林や田畑の畔などからは、日々の暮らしの糧となる山菜や、道具類の材料となる材やつるなどを得ていました。

このように、日々の暮らしと生業にはつながりがあり、また周辺の自然から暮らしの中で使用する材料や日々の糧を得るなど、人々と自然との『つながり』は、今よりもはるかに身近で密接なものでした。



<終戦直後の藤沢市内の様子>

[出典] 地図に刻まれた歴史と景観1－明治・大正・昭和 藤沢市

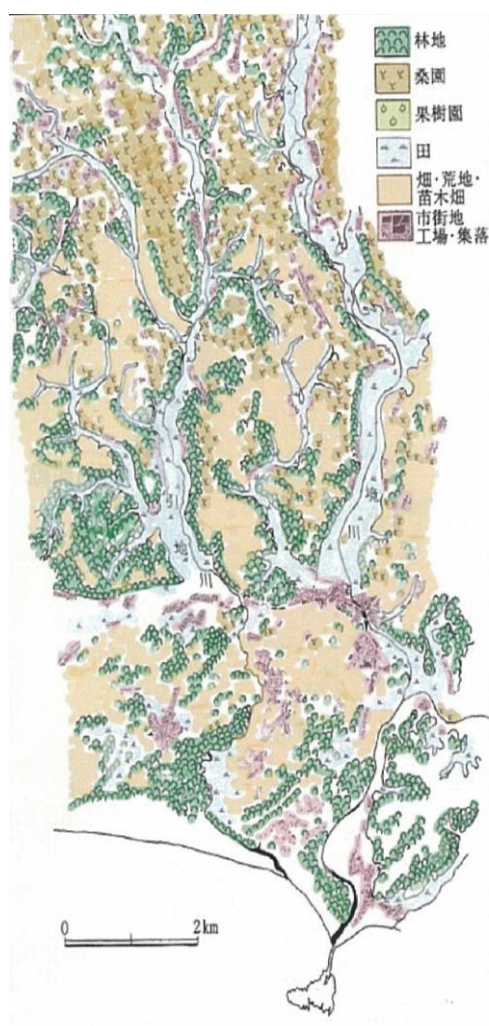
2) 高度経済成長期以降のまちの発展と生物多様性の損失

1950年代からはじまる高度経済成長に伴い、首都圏への人口・産業が集中したことで、東京・横浜への通勤圏内である本市にも住宅団地の造成が始まり、人口は急激に増加しました。

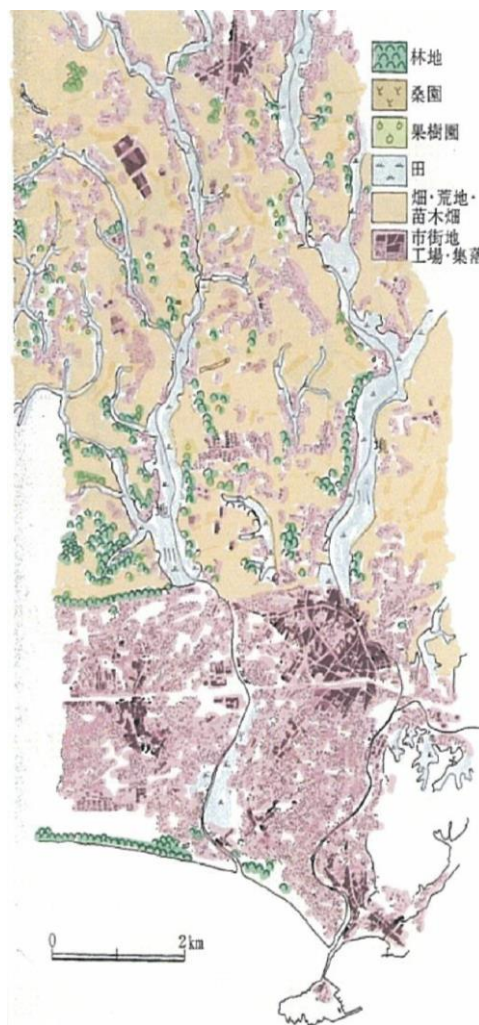
1957年(昭和32年)からは、大規模自動車工場の立地にはじまる北部開発による工業団地の造成、辻堂駅前の区画整理や藤沢駅南部地区の整備が始まりました。小田急線の長後駅と六会駅(現・六会日大前駅)周辺への住宅地の造成、善行駅や湘南台駅の開設と周辺開発、日本住宅公団(現・独立行政法人都市再生機構)による藤沢団地(藤沢地区)の整備などが進められ、通勤の便の向上が図られるとともに駅周辺で商工業中心の新たな市街地の開発が進みました。

その結果、農業中心であった本市の産業は商工業へと比重が移っていきました。その過程では、農地や樹林地に変わり、産業立地や市内外で働く人々の住宅地が増加したため、自然環境への負荷が高まり、生物多様性は次第に失われてきました。南部では樹林地や農地が住宅地をはじめとした市街地になり、北部では境川や引地川沿いにあった斜面林や農地が減少しました。

市民の暮らしは、まちが大きく発展する中で便利で豊かにはなりましたが、それまで身近であった「生業(仕事)－暮らし(生活)－自然」の『つながり』も次第に希薄になっていきました。



<大正期の土地利用>
(1921年(大正10年)地形図より復元)



<高度経済成長期の土地利用>
(1966年(昭和41年)地形図より復元)

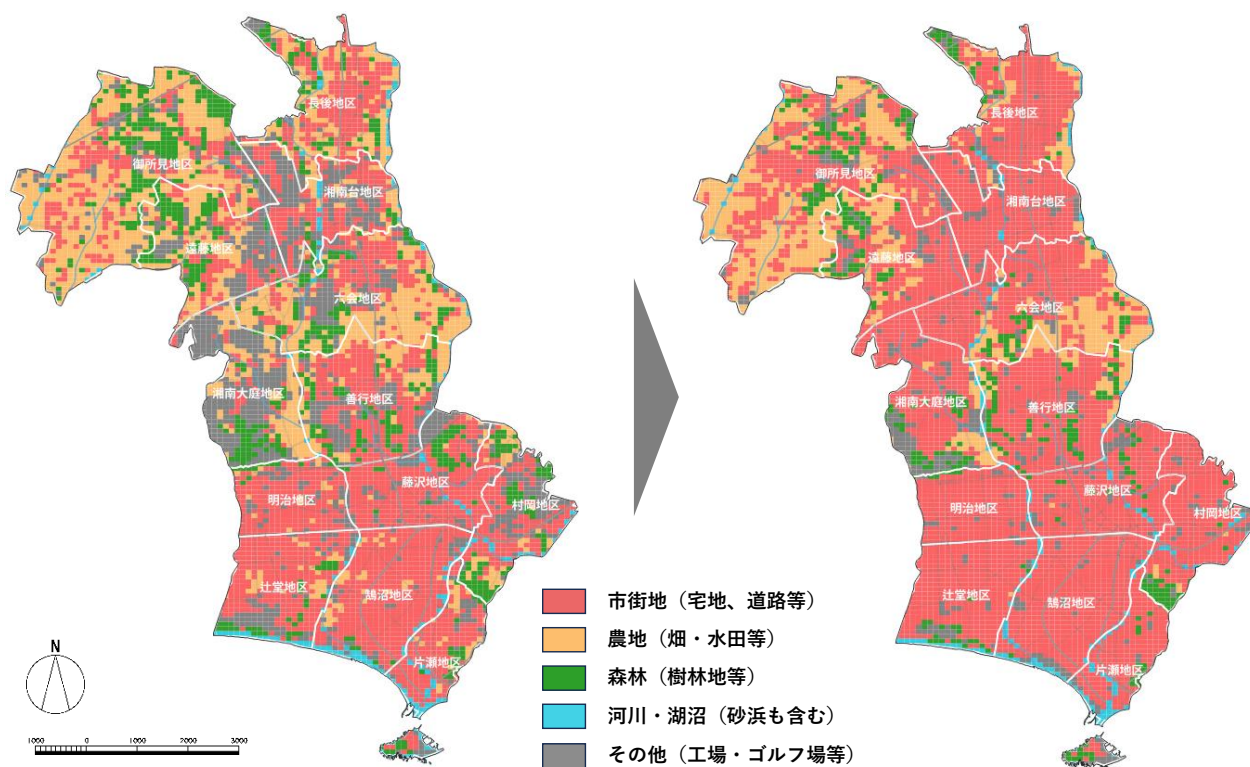
[出典]『地図に刻まれた歴史と景観1-明治・大正・昭和』(1992年(平成4年))より一部加工

3) 直近45年間における土地利用の変化と止まらない生物多様性の損失

高度経済成長が一段落し、安定期に入る1970年代以降も人口増加を背景に宅地化の進行が続きました。

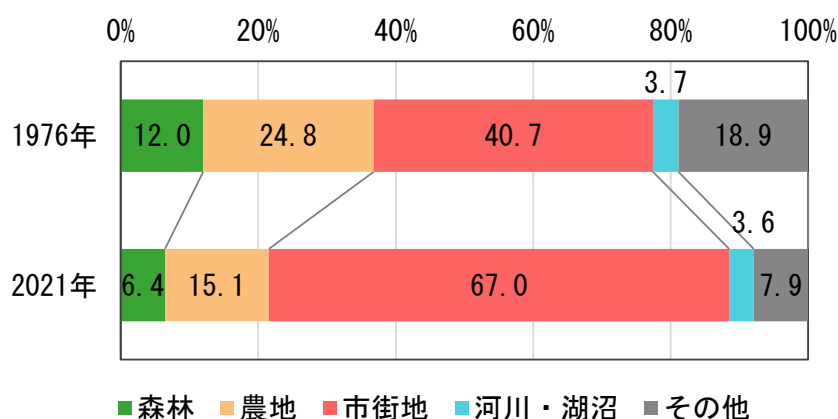
土地利用の変化を見ると、1976年（昭和51年）から2021年（令和3年）の45年間で、市街地が約184,100㎡増加（増加率64.6%）する一方で、森林が約39,100㎡減少（減少率46.5%）、農地が約68,000㎡減少（減少率39.1%）しており、森林や農地の多くが市街地に変化したことがわかります。特に、湘南大庭地区や六会地区など市の北・中部では、市街地化が顕著に進行しました。

こうした土地利用転換の影響で、生きものの生息・生育地が失われる傾向が続いています。



<1976年（昭和51年）の土地利用>

<2021年（令和3年）の土地利用>



<土地利用の変化（1976年（昭和51年）～2021年（令和3年））>

[出典] 国土数値情報（土地利用1976年、2021年）を基に作成

コラム⑤ エコロジカルネットワークの拠点レベル

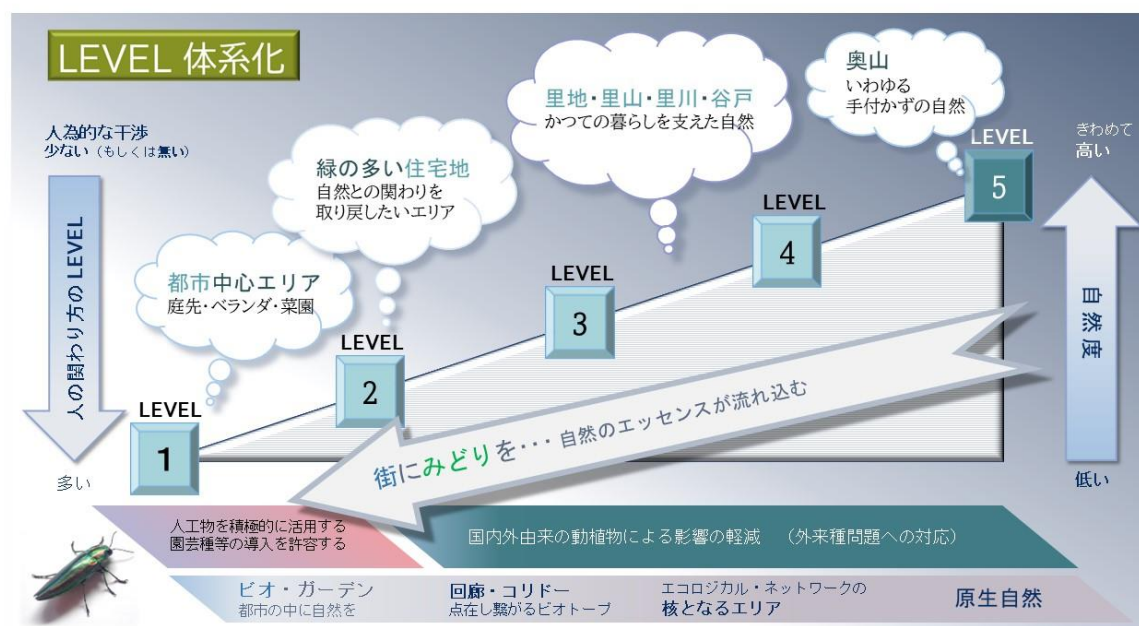
●ビオトープという考え方の再整理・「LEVEL」の体系化

本市が生物多様性センターと同サテライトセンターを開設するにあたり、併設されたビオトープ、ビオ・ガーデンは、展示施設として、周囲の環境要素を補完するものとして、各種体験の場として重要な場所になっています。また、都市の中心部に自然を呼び込む装置として、本市の生物多様性センターがめざす「生物多様性の普及啓発」に資するものでもあります。

かつて、学校教育の現場でも、校内に小さなビオトープを作り、これを生徒たちとともに管理、観察し、環境教育に役立てようという試みが盛んに行われた時期がありました。その中で、「ビオトープ=小さな水辺づくり」といった捉え方も定着していきました。本来、ビオトープの意味するところは広く「生きものの生息・生育する場」を表すものであり、その地での自然景観全域を指す場合すらあります。そこで、本市が本戦略を推進していく上で重要なツールの一つでもある「ビオトープという考え方」の再整理を行いました。ビオトープが本来意味するものに加えて、新たに「ビオ・ガーデン」というカテゴリーを定義し、生物多様性センターなどで使い始めています。

また、エコロジカルネットワークの拠点に関する考え方の再整理を行うにあたり、考え方を標準化するための「体系図」を示し、関係者などと共有化を図ります。具体的には…

- 「LEVEL5」:奥山（原生自然）、いわゆる手付かずの自然。自然公園法の特別保護地区など（市内に該当地無し）
- 「LEVEL4」:里地・里山・里川・谷戸など、かつての暮らしを支えた自然。江の島、三大谷戸など
- 「LEVEL3」:環境要素の補完機能を有する“創設型（創出型）ビオトープ”など
遠藤笹窪谷公園、水田、回廊としての河川など
- 「LEVEL2」:都市中心部、緑の多い住宅地など、自然との関わりを取り戻したいエリア
ビオ・ガーデン関連事業、学校・企業事業所ビオトープ、緑の多い都市公園など
- 「LEVEL1」:庭先・ベランダ・菜園での生きものをよぶための仕掛けづくりなど



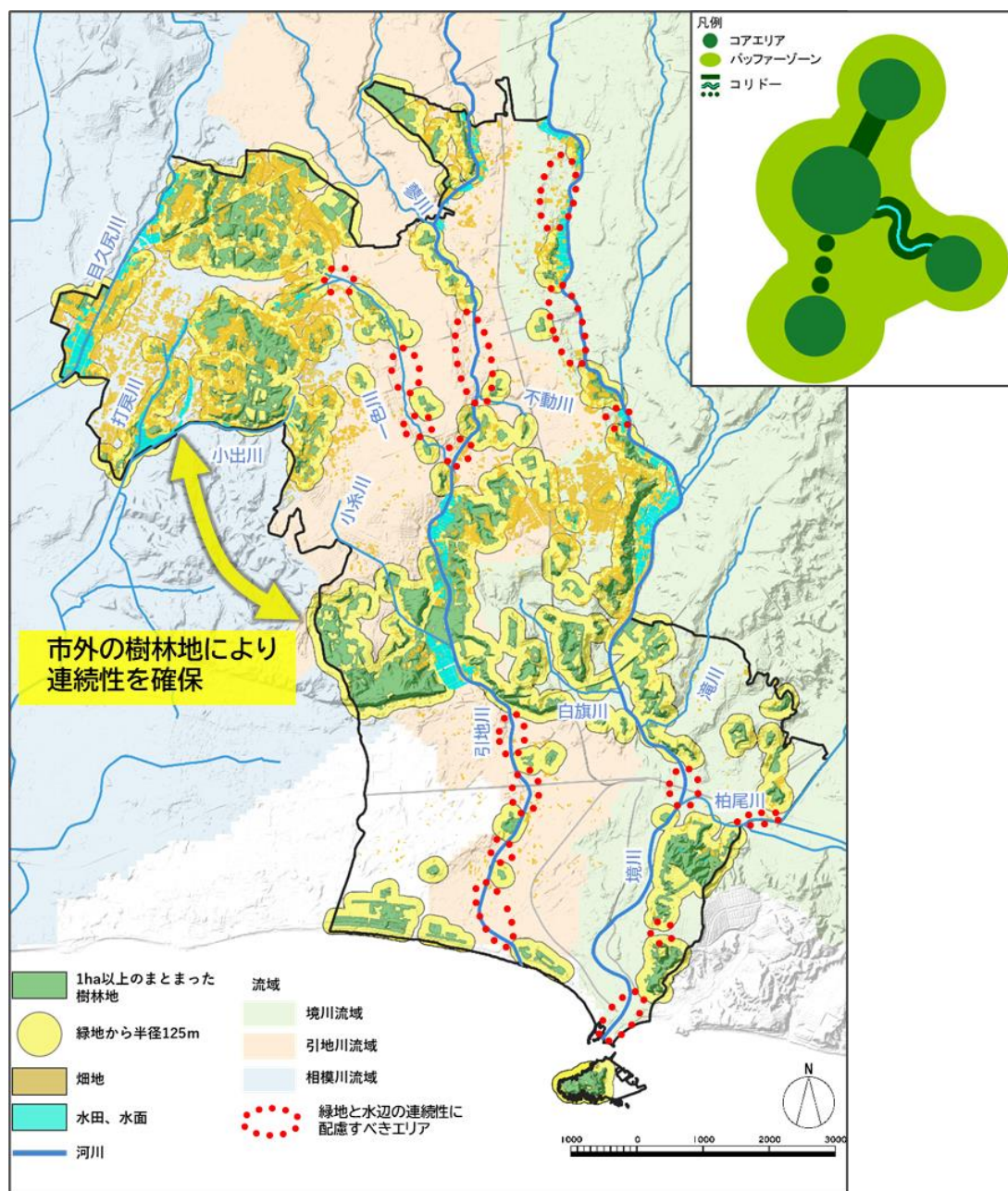
2 藤沢市の生物多様性の恵みの状況

(1) 藤沢市の自然環境の状況

1) エコロジカルネットワーク・自然共生サイト(保護地域・OECM)

①エコロジカルネットワーク

樹林地の連続性を評価することでエコロジカルネットワーク(緑地や水辺のつながりの見える化)の現状を分析し、緑地と水辺の連続性に配慮すべきエリアを抽出しました。エコロジカルネットワークの形成においては、核となる地域(コアエリア)やその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域(バッファゾーン)を適切に配置し、生きものの分散・移動を可能とするような生態的な回廊(コリドー)を確保することが必要です。



<市内のエコロジカルネットワーク(1ha以上の樹林地の連続性)の状況>

※本図では、「1ha以上のまとまった樹林地」を対象としていますが、緑道や街路樹などは、橋りょうや交差点などの分断要素があるため、「1ha以上のまとまった樹林地」として抽出できていない場合があります。

②保護地域

国が示す陸域と内陸水域の保護地域は、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護林*、緑の回廊*、天然記念物*、県が条例で定めるその他保護地域などです。

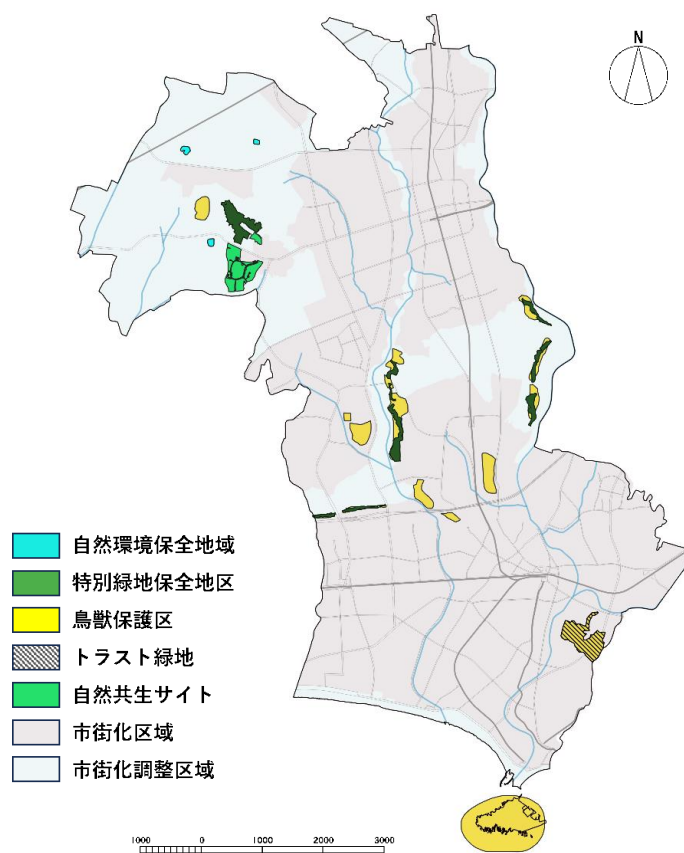
市内には、県が自然環境保全地域と鳥獣保護区、本市が特別緑地保全地区を指定しています。これらの指定地の面積は、自然環境保全地域が約4.7ha、特別緑地保全地区が約55.8ha、鳥獣保護区が約242.8haとなっています。重複を除いた面積は約295.6haで、市域全体の約4.2%に当たります。

③保護地域以外で自然環境を保全している地域

県では、現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることができない良好な緑地について、緑地の所有者との保存契約やかながわトラストみどり基金*を活用した買入れにより保全を図っています。市内では川名緑地が指定されています。

国は、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定しています。また、自然共生サイトのうち、保全地域以外に該当するものを「OECM」として登録しており、これらの面積を国全体で陸域・海域のそれぞれ30%以上とすることをめざしています。

本市では、令和6年度に「慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス(SFC)」が自然共生サイトに認定されました。



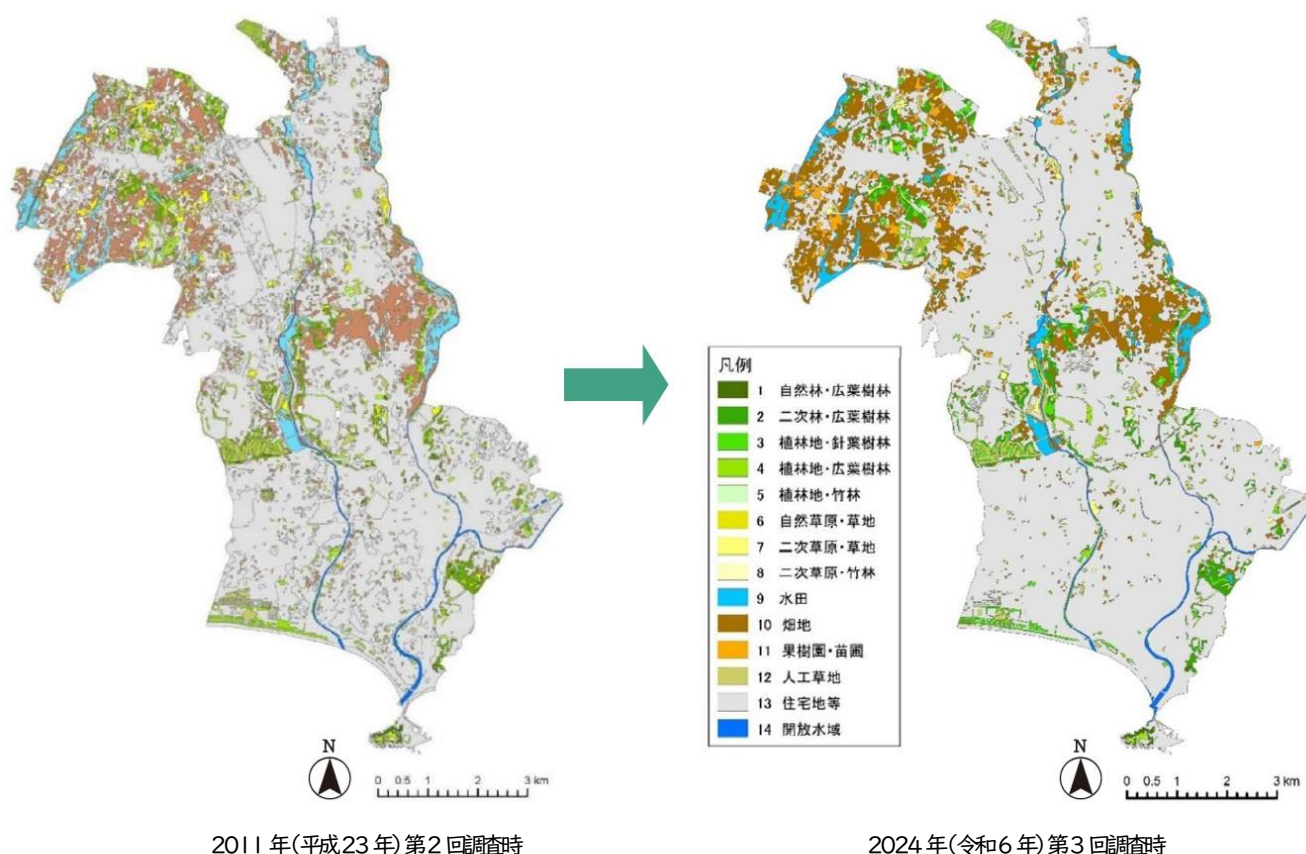
<保護地域等の指定状況>

〔出典〕国土数値情報、(公益)かながわトラストみどり財団HP、慶應義塾大学提供資料

2) 自然環境実態調査の結果

①植生の変化から見た緑地の減少

2024年(令和6年)撮影の航空写真から作成した緑地分布図を、2011年(平成23年)当時の緑地分布図と比較すると、北部や中部に広く分布する自然林、二次林、植林地や耕作地は大きく変化していませんが、一部畑地から住宅地等へ、引地川沿いの水田が畑地に変化しています。南部は、市街地に点在していた畑地が住宅地等へ変化しています。



<植生分布の変化(2011年(平成23年)と2024年(令和6年)の比較)>

②調査で確認された生きものの種数

第3回藤沢市自然環境実態調査では、植物1,019種、哺乳類15種、鳥類110種、爬虫類14種、両生類8種、昆虫類は指標種24種と重要種5種を確認しました。魚類は神奈川県環境科学センターが境川、引地川、小出川で環境DNA調査*を実施し、40種程度が確認されています。

<藤沢市の生きものの状況(第3回藤沢市自然環境実態調査)>

分類	確認種数	在来種数	外来種数	外来種の割合
植物	1,019	716	303	約 30%
哺乳類	15	11	4	約 27%
鳥類	110	107	3	約 3%
爬虫類	14	11	3	約 21%
両生類	8	5	3	約 38%
昆虫類	指標種 24 種、重要種 5 種			

3) 調査箇所の生態学的評価

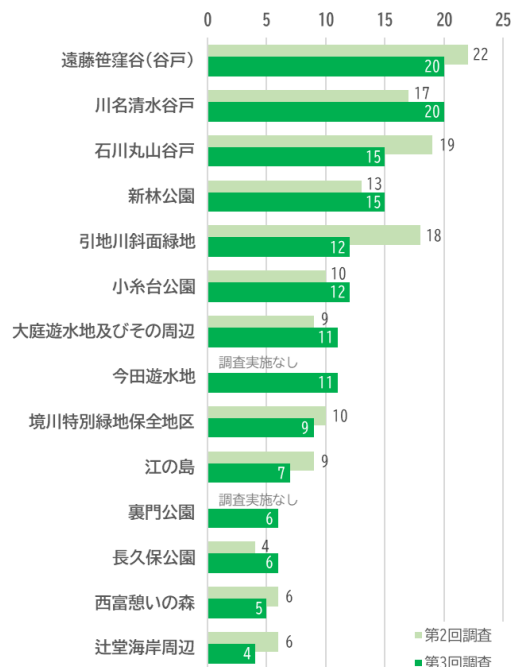
第3回藤沢市自然環境実態調査では、調査結果を活用して、各調査箇所を総合的に評価するため、生態学的評価を行いました。

生態学的評価は「豊かさ」と「重要性」の2つの視点で行ったものです。

■「豊かさ」の変化

樹林地、草地、水辺などの環境要素をいくつも有する緑地では、その多様な環境を利用する多くの生きものが見られます。そこで、生きものの多様性を支える多様な環境が存在することを緑地の「豊かさ」と捉え、環境要素の指標となる生きものの種数が多い箇所などを高く評価するといった点数化を行い、「豊かさ」の評価を行いました。

第2回調査と比較すると、川名清水谷戸や小系台公園、大庭遊水地及びその周辺などを除いた多くの調査箇所で豊かさの減少傾向がみられました。



<豊かさの変化(指標種の確認種数)>

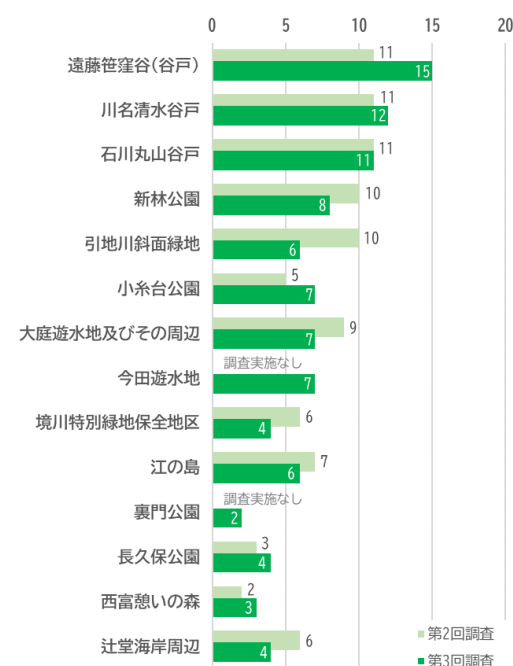
■「重要性」の変化

希少な種や環境の影響を受けやすい種は、良好な環境が保たれている緑地でしか生きていくことができません。そのような種を「重要種」とし、これらの種が確認できることが本市の自然にとってかけがえのない場所であることを示す「重要性」と捉え、確認された重要種の種数を点数化し、「重要性」の評価を行いました。

第2回調査と比較すると、多くの調査箇所で重要性の減少傾向がみられました。

一方で、遠藤笹窪谷(谷戸)では4点、小系台公園では2点、川名清水谷戸では1点向上しました。

遠藤笹窪谷(谷戸)については、谷戸の一部に水辺環境などを復元した遠藤笹窪谷公園を整備するとともに、生物多様性に配慮した管理が、希少な種や環境の保全に寄与していると考えられます。



<重要性の変化(重要種の確認種数)>

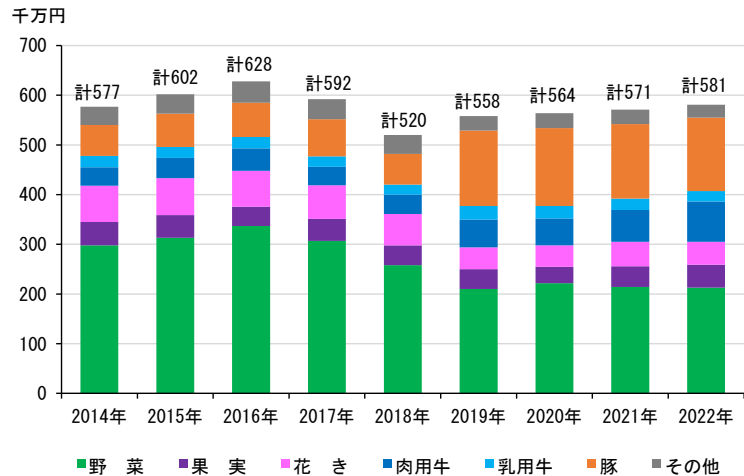
(2) 暮らしに息づく生きものの恵み(生態系サービス)の状況

1) 供給サービス

■ 農畜産業の状況

本市の農業産出額は2018年(平成30年)に52億円程度に減少したものの、近年は微増傾向にあり、特に「豚」や「肉用牛」といった畜産業が盛んになっています。一方、「野菜」は20億円程度で推移しています。

本市は、地産地消の取組に力を入れており、市内各所にある農産物直売所のほか、学校給食で藤沢産の食材を取り入れています。また、市内には、藤沢産の農畜水産物を扱う店が約100店舗あります。



<農業産出額の推移>

[出典] 市町村別農業産出額(農林水産省)

■ 水産業の状況

本市の漁獲量は減少傾向にありますが、沿岸域ではシラスの船曳き網漁が行われ、湘南シラスとして有名です。

また、江の島沖合の水深30~40mの場所では大型定置網漁が行われており、本市の漁獲量の約9割を占めています。

市内スーパーでの販売や地元の飲食店の食材として積極的に使われています。



地引網体験

[出典] おいしい藤沢産ホームページ

■ 観光の状況

本市の入込観光客数は、新型コロナ感染拡大以前の2019年(令和元年)は1,900万人程度で、2020年(令和2年)には約1,100万人程度まで減少しましたが、2024年(令和6年)には、2,000万人を超え、過去最多となりました。

相模湾に面する本市は、都心からも近く、海水浴や様々なマリンスポーツで賑わう一大観光地でもあります。また、江の島は、崖に囲まれた特徴的な景観・地形から、古来、信仰の対象として多くの人が訪れ、今なお観光地として全国的な知名度を誇ります。



江の島

[出典] 公益社団法人藤沢市観光協会

2) 調整サービス

■ 森林・藻場によるCO₂の吸収・貯留

2018年(平成30年)における市内の森林によるCO₂吸収量は3.17千t-CO₂です。

また、江の島周辺には藻場が分布していますが、藻場によるCO₂貯留量を推計すると年間0.03千t-CO₂となり、これは市内の森林のCO₂吸収量の約1%にあたります。藻場などの海藻・海草によるCO₂吸収効率は、森林に比べ2.4倍もの高効率であるという研究結果も出ていることから、藻場の再生は脱炭素に向けた効果的な取組として期待されています。



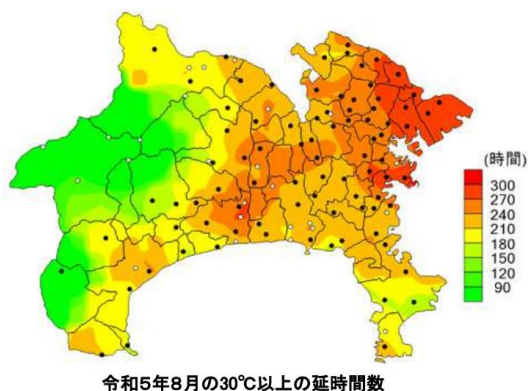
<藻場の分布状況>

[出典] 自然環境調査Web-GIS 藻場調査(2018~2020)(環境省)を基に作図

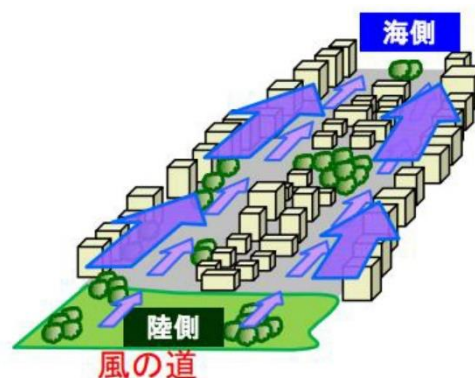
■ ヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部に向けて気温が高くなる現象のことで、暑い時間が長くなり、なかなか気温が下がらないことが特徴です。都市部においては、ヒートアイランド現象による気温上昇に、気候変動による気温上昇が重なることで、熱中症・睡眠障害などの健康への影響、空調負荷の増加によるエネルギー消費量の増加など、様々な影響が懸念されています。

ヒートアイランド現象の緩和策として、建物緑化*や道路の保水性舗装*の活用、風の道を考慮したまちづくりなど、自然の力を活用したアプローチが主流となっています。



[出典] 神奈川県におけるヒートアイランドの発生状況
(令和5年度)



[出典] ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン
(国土交通省 2013年(平成25年))

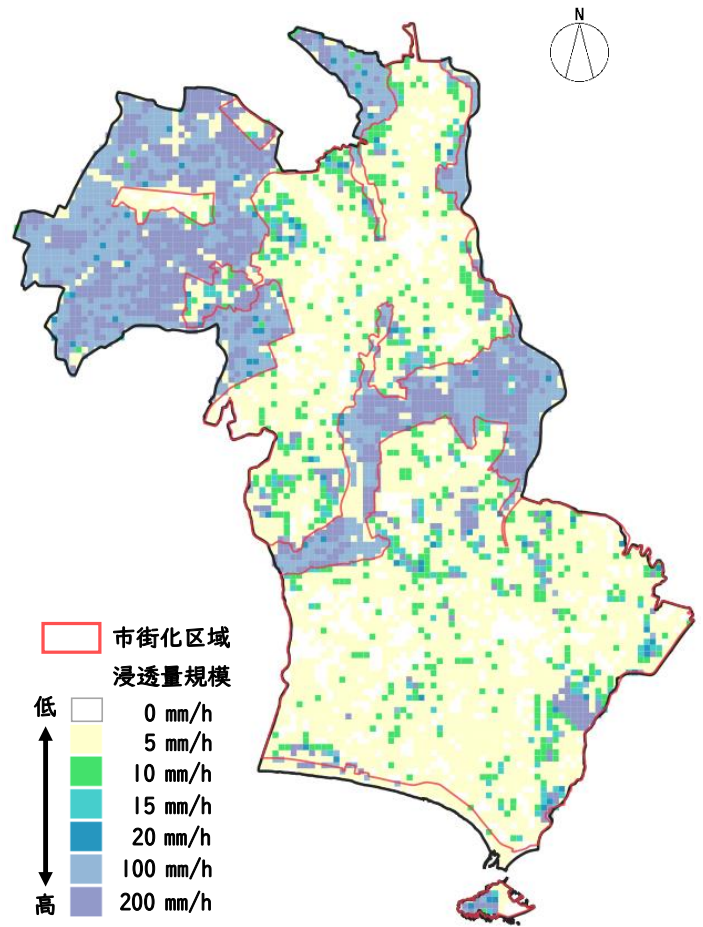
■ 緑地の雨水浸透・貯留による河川の洪水緩和

樹林地や畑などの人工物に覆われていない土地では、雨水が一時的に貯留されます。市街地に降る雨水のように排水網を利用せず、土壌を経由してゆっくりと河川へ流れ出るため、排水網や河川の水位の急激な上昇が抑えられ、洪水リスクが緩和されます。

本市では、条例により一定面積以上の特定開発事業_{*}に対して雨水浸透施設_{*}の設置を義務づけています。

また、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（引地川、境川）では、宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられています。

こうした取組により、地表の浸透能が高まることで、洪水緩和機能や地下水保全機能の向上が期待されます。



[資料] 衛星画像（Sentinel-2）、土地利用細分メッシュ（国土数値情報）を基に作図

■ 相模野台地によって浄化される湧水

相模野台地に降り注いだ雨水は、土壌に浸透し、地下水となる過程で水質が浄化されることで、きれいな湧き水が生み出されています。本市では、石川丸山谷戸や西俣野などの斜面樹林地の崖線下部などで湧水が確認できます。

■ ミツバチなどによる花粉媒介

植物を受粉させて世代交代を助ける役割を花粉媒介といい、市内ではミツバチなどの昆虫類や、メジロなどの鳥類が花粉媒介を行います。

これらの花粉を媒介する生きもの（花粉媒介者）は、農作物の受粉を助けることで収穫量の増加に貢献しています。

3) 文化的サービス

■ 食文化

市内各地で、地元農業者が生産した新鮮な農畜産物が販売されています。また、藤沢産農畜水産物を活用して、この地の気候風土でしかできないもの、味わえないものを作っていくことが、本市の食文化をさらに豊かなものにしていきます。

「第5期 藤沢市地産地消推進計画」では、重点的に取り組む施策として、「藤沢ブランドの創出」、「藤沢産農水産物等の学校・保育園給食供給強化」、「地産地消の普及啓発・食育施策等との連携強化」を位置づけています。

さらに、「第3次 藤沢市食育推進計画」において、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」を大目標に掲げ、食育を推進しています。



<藤沢産ロゴマーク>



養豚



湘南はまぐり

■ 自然体験

谷戸や川、海、公園などの身近な自然は市民や学生、地元企業などに貴重な環境教育の場を提供しています。自然観察や緑地・水辺の保全活動、写真撮影、釣り、森林浴など、多様な体験を支える資源となっています。



稲荷の森(ふるさとの森)の自然観察会



小川の自然観察会

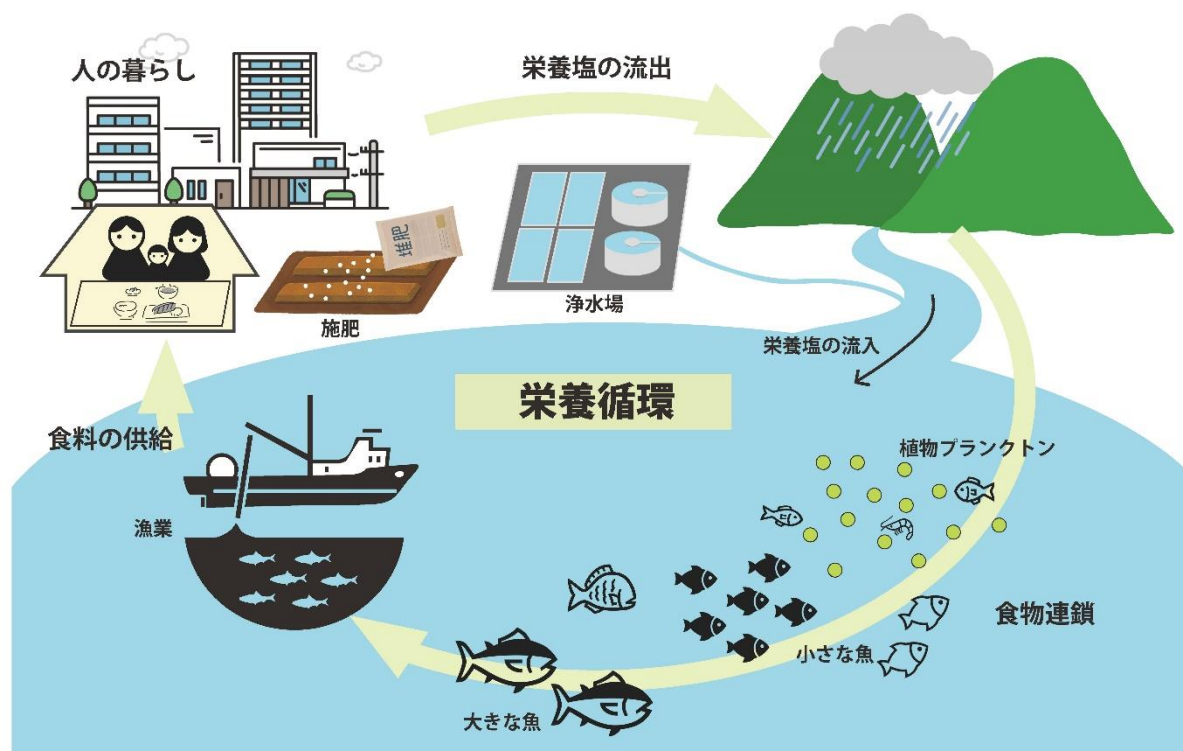
4) 基盤サービス

基盤サービスは、光合成による酸素の生成や土壌形成、栄養循環、水循環など、自然の物質循環を基礎として、人間を含めた全ての生命の生存基盤となり、その他の3つの生態系サービスの基盤となるものです。

私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に微細なシアノバクテリア（酸素発生を伴う光合成を行う細菌の一群）や植物の光合成により生み出されてきたものです。雲の生成や雨による水の循環、それらに伴う気温・湿度の調節も、森林や湿原の水を蓄える働きなどが関係しています。

豊かな土壌は、動物の死骸や植物が分解され、窒素・リンなどの栄養分が森から河川、そして海までつながり、豊かな生態系を育んでいます。

このように生物多様性は地球上の全ての生命の根源であり、存在の基盤となっているのです。



<森・川・海の有機的なつながりの例>

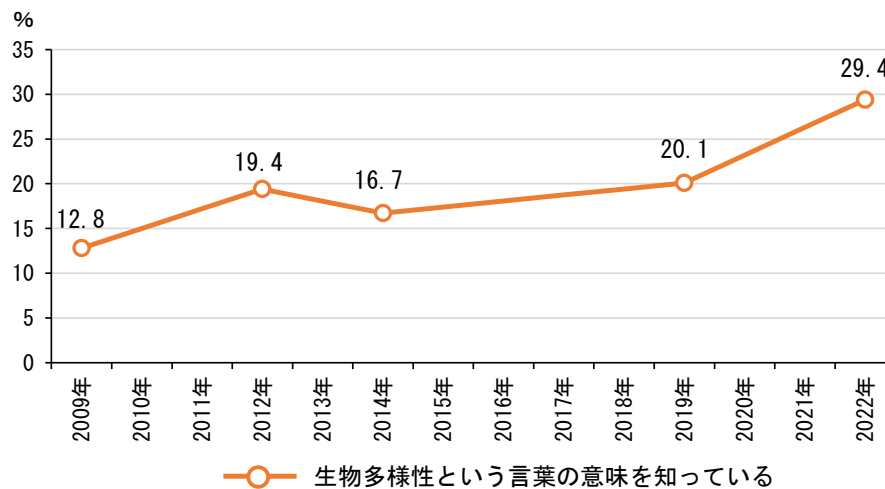


共生菌の発生を促すことで地中環境を
改善する取組（稲荷の森（ふるさとの森））

(3) 生物多様性に対する意識(第0の危機に関する状況)

1) 生物多様性の言葉の認知度

国が実施したアンケート調査において、生物多様性の言葉の認知度(「言葉の意味を知っている」を選択した割合)は、2009年(平成21年)の12.8%から2022年(令和4年)の29.4%へと高まっていますが、生物多様性の主流化をめざし、普及啓発によるさらなる理解の促進が必要となります。

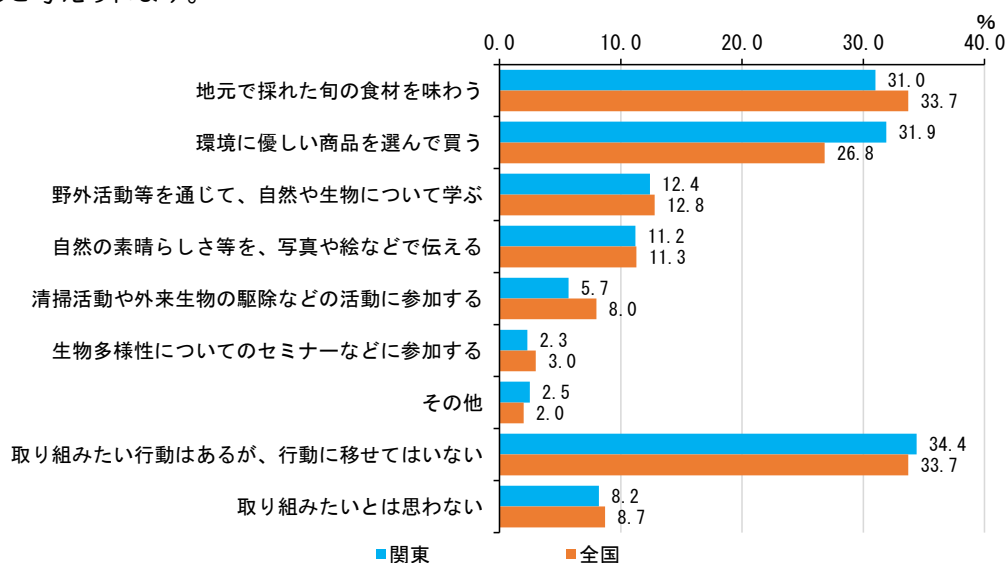


<生物多様性の言葉の認知度の推移>

[出典] 生物多様性に関する世論調査(環境省、平成21・24・26・令和元・4年調査)

2) 生物多様性保全活動への取組状況

同アンケート調査において、「関東」で最も割合が高かったのが、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」で34.4%、次に「環境に優しい商品を選んで買う」が31.9%、「地元で採れた旬な食材を味わう」が31.0%となっています。「取り組みたいと思わない」は関東と全国ともに1割に満たないことから、生物多様性保全活動に何らかの形で行動に移すためのきっかけ、仕組みづくりが重要であると考えられます。

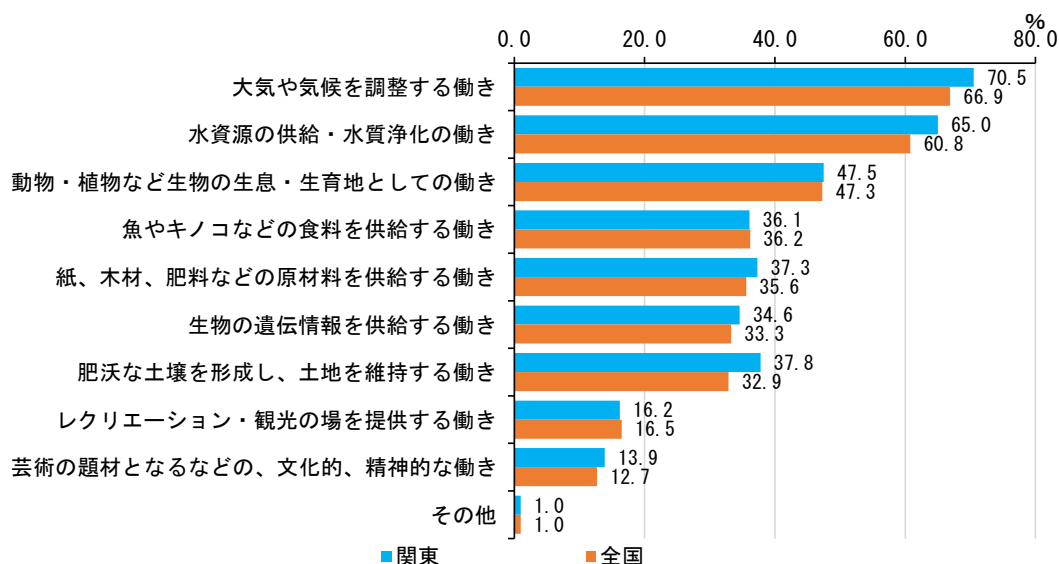


<生物多様性保全活動への取組状況>

[出典] 生物多様性に関する世論調査(環境省、令和4年調査)

3) 自然の働きに関する認識

同アンケート調査では、「関東」が全国平均に比べて高い項目として、「肥沃な土壌を形成し、土地を維持する働き」や「水資源の供給・水質浄化の働き」、「大気や気候を調整する働き」などがあり、生態系サービスのうち、調整サービスや基盤サービスの機能を評価していると想定されます。

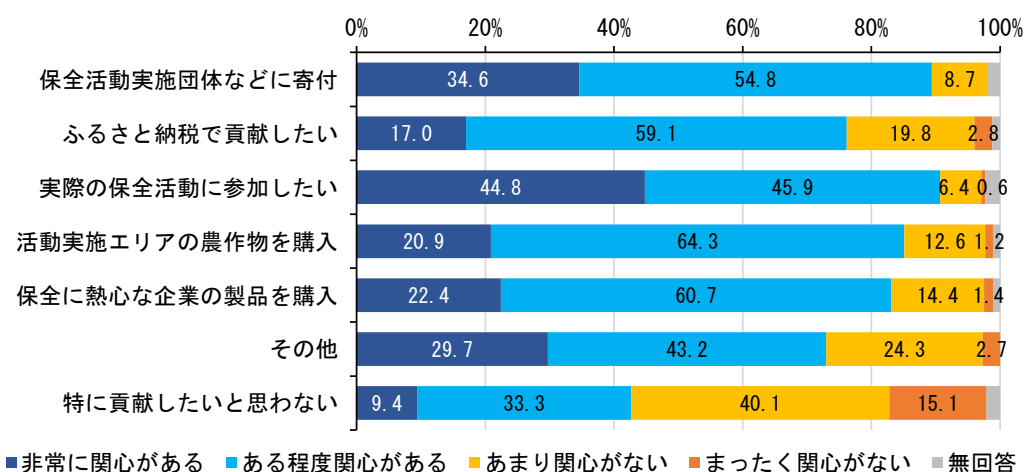


<自然の働きに関する認識>

[出典] 生物多様性に関する世論調査（環境省、令和4年調査）

4) 陸と海の30%保全・保護への取組意識

同アンケート調査において、2030年（令和12年）までに陸と海の30%を保全・保護する国際的な目標に対し、「実際の保全活動に参加したい」に「関心がある」と回答した割合（「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が90.7%で最も高く、次に「保全活動実施団体などに寄付」が89.4%となり、国際的な目標に向けて貢献したいと考えている人が多いものと想定されます。



<2030年（令和12年）までに陸と海の30%保全・保護への取組意識>

[出典] 生物多様性に関する世論調査（環境省、令和4年調査）

3 これから取り組むべき課題

本市の生物多様性に関する現状などから抽出された課題について、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）が指摘する生物多様性の損失を止められない要因（直接・間接要因と背後にある社会の価値観や行動）の視点に基づき整理しました。

※黒字：前戦略で抽出されている課題、赤字：新たに抽出した課題

直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種等）

第1の危機（開発など人間活動による危機）

- 生きものの生息・生育地の環境変化の把握と保全
- 緑地のエコロジカルネットワーク化
- 緑地と共存・調和した土地利用
- 生物多様性の保護地域（自然共生サイト・OECM）の確保
- 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進 など

第3の危機

（人により持ち込まれたものによる危機）

- 特定外来生物などの定着予防・防除
- 外来種や園芸種への警戒、定着予防・防除 など

第2の危機

（自然に対する働きかけの縮小による危機）

- 管理放棄に伴い大径木化、常緑樹林化、林床が変化した樹林地の管理
- 管理放棄に伴う湿地の乾燥・陸地化防止、荒廃竹林による竹害防止
- 農畜水産業者の担い手の確保
- 耕作地とその周辺の生態系の保全
- 河川流域内の緑地保全による間接的な河川・海洋の保全 など

第4の危機（地球環境の変化による危機）

- 南方種の進出状況の把握
- 都市型災害のリスク低減、適応力向上
- CO₂吸収量確保によるカーボンニュートラル*への貢献 など

間接要因（社会経済活動等）

- 2035年（令和17年）までの人口増加期における生物多様性への負荷軽減
- 2035年（令和17年）以降の人口構成の変化を見据えた担い手不足への対応
- TNFDの普及とESG投融資の規模拡大
- 脱炭素社会の実現
- 農畜水産業、商工、観光業の基盤となる生物多様性の恵みの保全

背後にある社会の価値観や行動（第0の危機）

- 生物多様性保全を自発的に行動する人材の育成、活動の場の確保
- 身近な自然を認識する機会創出
- 生態系サービスの認識の普及啓発
- ペットや園芸植物の放逐や逸出による影響の認識の普及啓発
- 生態系を考慮した防災・減災の認識の普及啓発
- 行政が有する既存資料の利活用の促進、取組成果の発信

第3章 戦略の目標

第3章 戦略の目標

1 2050年のめざす将来像と2030年目標

2050年のめざすべき将来像

人々の暮らしは、かつて、多様な生きものが生きる自然と今よりはるかに密接でした。農業を生業とした日々の暮らしは、身近な自然から恵みを得て、自然と密接につながっていなければ成り立ちませんでした。

しかしながら、かつて密接で身近であった自然とのつながりは、都市化が進む中で物的・心的の両面から遠ざかり、自然からの恵みも恐れも日常的に感じる事が難しくなっています。

今日では、経済の発展やグローバル化に伴い、自然からの恵みは国内外の遠方からも手に入るようになるとともに、インフラ整備などの進展により、自然災害からの安全も確保できるようになってきました。

遠い外国から輸入されるものが手届くまでの過程（サプライチェーン*）は見えづらいますが、日々の暮らしが遠い国の「自然の恵み（生物多様性を基盤とする生態系サービス）」に依存していることは、今でも私たちと自然とのつながりが決して途切れていないことを示しているといえるでしょう。

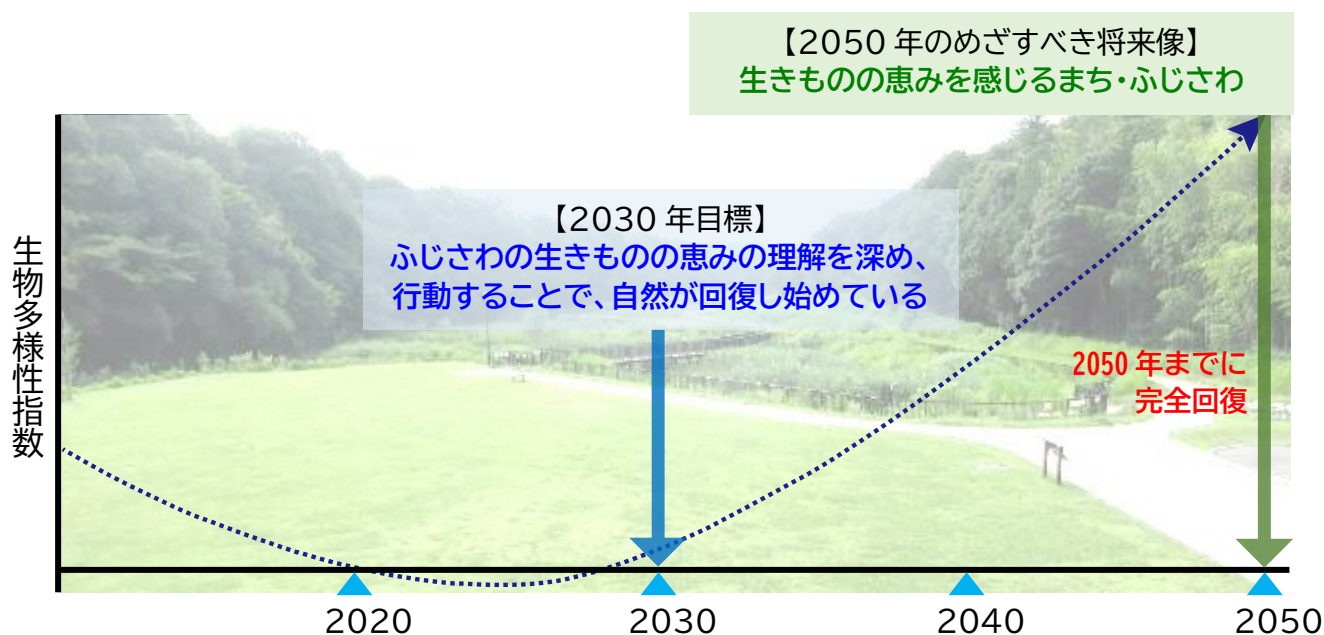
私たちと自然とのつながりは切り離すことができず、多様な生きものが生息・生育する自然、生物多様性の意味や重要性を感じられるまちとするため、本戦略の将来像を「生きものの恵みを感じるまち・ふじさわ」と定めます。

生きものの恵みを感じるまち・ふじさわ

2030年目標

本戦略の推進により、生物多様性の損失の直接要因と間接要因への対策を行いつつ、生物多様性に配慮したライフスタイル及び事業活動に変容していくことで、ネイチャーポジティブの実現をめざします。

ふじさわの生きものの恵みの理解を深め、行動することで、
自然が回復しはじめている



2 基本方針・状態目標

私たちの日々の生活や事業活動が、本市の生物多様性の恵みによって守られているということを理解し、自発的な行動に移す社会を構築するために、まずは、社会の価値観や行動を変えていく機会を、これまでに以上に推進・促進する必要があります。

これを踏まえ、次の4つの基本方針、状態目標を定めます。

基本方針Ⅰ. 生物多様性を守り、回復させます。

状態目標 2030: 在来生物の生息生育環境が向上している

本市では、「藤沢市生物多様性地域戦略」や「藤沢市緑の基本計画」などにに基づき、生きものの生息・生育環境の保全・改善に向けた取組を行ってきましたが、国際目標である2030年ミッションとして、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるというネイチャーポジティブの考え方をより意識して、取り組む必要があります。さらに、経済と社会が持続可能であるためには、本市の生物多様性を基盤とした自然資本がその必要条件であるといったSDGsの考えを踏まえて、対策を強化します。

基本方針Ⅱ. 暮らしや活動の中で生物多様性に取り組みます。

状態目標 2030: 暮らしの中で生物多様性を実感し、行動している

生物多様性について、まだまだ自分ごととして考えにくく、積極的な行動へとつながっていない現状があります。今後は、生物多様性センター（長久保公園）や同サテライトセンター（遠藤笹窪谷公園）などを中心に、私たちの暮らしが、生物多様性の恵み（生態系サービス）によって成り立っていることへの理解の醸成やライフスタイルの改善の促進などにより、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を図ります。

基本方針Ⅲ. 産業経済活動の中で生物多様性に取り組みます。

状態目標 2030: 事業活動と生物多様性とのつながりを構築している

本市の代表的な産業である「商工業（観光）」や「農畜水産業」においては、既存計画に基づく事業や企業の産業活動、CSR活動等により生物多様性の取組を進めてきましたが、生物多様性を取り巻く社会経済情勢等を勘案すると、これらの事業活動において、さらなる配慮が求められている状況です。

特に、本市に立地する企業等において、SXやESG経営等の浸透を図り、本市の環境と社会の持続可能性に資する取組を推進・促進します。

基本方針Ⅳ. 生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

状態目標 2030: 子どもたちから生物多様性の理解が浸透している

本戦略は長期目標年を2050年に設定しており、長い時間軸の中で本市の生物多様性の取組を根付かせる必要があります。本市では、従前から子どもたちを対象とした自然環境教育の取組を盛んに行っており、子どもたちが学んだことは親子で共有したり、地域の大人たちの環境保全意識の向上にもつながります。

また、生物多様性を学んだ子どもたちが大人となり、自分の子どもたちに教えたり、共に活動するという将来サイクルが育まれるよう、引き続き自然環境教育を家庭・地域・学校と一体となって展開していきます。

コラム⑥ 子どもたちが日常的に遊べる

山・森・林（里山環境）の創出

●「体験型の森づくりワークショップ」の試み・・・社会教育、CSR 活動の場として

コロナ禍の後半、流行「第5波」が収束に向かい、感染者数が減少し始めた頃のお話です。2021年（令和3年）11月にはNPO法人による市有山林管理活動が再開されました。また、「稲荷の森（ふるさとの森）」では、同年11月後半に、公民館（現・市民センター）とのコラボ企画として、小学生と保護者が参加する第1回目の「森づくりワークショップ」を実施しました。この事業は、公民館からの要請に対し、事業課が企画提案したもので、参加者全員で森を巡りながら、森の成り立ちと現状を確認し、森の中のあちこちに設置された仕掛けを発見し、それぞれの役割についての理解を深めていきます。最後に「落葉溜め」と「カントリーヘッジ」の管理・修復作業を皆で行うという内容です。初回は、親子15組30名と運営スタッフ10名が参加し、全員で協力しながら、それぞれの立場で森を体感する機会となりました。事業実施後のアンケート結果からは、参加者全員の満足度の高さが伺えました。その後、この活動は広がりを見せ、参加主体も公民館、市民活動団体、生涯学習関連団体、地元企業のCSR活動など、広範囲なものになっていきました。実施回数は、2025年（令和7年）2月時点で延べ14回を数えています。

●藤沢市における“森づくり最前線”・・・「稲荷の森（ふるさとの森）」

1990年（平成2年）の植栽開始から30余年を経た「稲荷の森（ふるさとの森）」では、面的な伐採更新、受光伐（人為的にギャップを創出する伐採）、人工林の樹木・林床管理、笹・下草の高刈り管理、斜面地での樹高のコントロールなどを実施しているほか、エリア内の既存樹木の種子から苗木を育成し、各エリアでの補植を行っています。また、「樹林内で発生する材は、樹林内で使い切る」、「森の中のものは、全て森に返す」をコンセプトに、「カントリーヘッジ」「ガード丸太」「落葉溜め」の設置と継続的な管理、伐採樹木の「枝葉のチップ化」などを続けています。近年は、チップ化した材の小径への敷き詰めも行っています。



「カントリーヘッジ」「ガード丸太」「落葉溜め」の役割

1. 森が固定した炭素の循環装置
 2. 落葉や落枝等を分解して森の土壌に変換
 3. 生きものの生息場所+避難場所
 4. 森の景観形成のための要素
 5. 林内植生の回復、安定化への寄与
 6. 来訪者の動線を制御する柵状・帯状の装置
- 2025年（令和7年）2月時点で、カントリーヘッジは総延長250m以上、落葉溜め（標準直径4.5m）を8基設置しています。



カントリーヘッジ



落葉溜め (No.3)



森づくり体験事業(2025年(令和7年)2月)

第4章 施策展開

第4章 施策展開

1 施策体系

(1) 基本方針と施策の方向性

基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、回復させます。

施策の方向性(1) 緑地・水辺環境の保全・再生・創出

これまでの3度にわたる「藤沢市自然環境実態調査」の実施により、本市における自然環境の客観的な評価とその実態の明確化などが図られましたが、今後も、本調査の継続的な実施により、本市の生物多様性の保全状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講じることが必要です。

また、生物多様性の観点から、緑地に限らずその周辺の良い環境を構成する水田などの水辺空間を保全するとともに、「藤沢市都市マスタープラン」や「藤沢市緑の基本計画」などにに基づき、湘南海岸と引地川、境川を中心とした水と緑の軸線と拠点の整備・保全などに取り組むことで、多様な生きものが生息・生育する空間として、緑地・水辺環境の質の向上を図ります。

施策の方向性(2) 保全活動の持続と発展

大学や市民、青年会議所、自治会・町内会、企業、NPO法人など多様な主体との協働により実施してきた保全活動は、「引地川の清掃活動」、「三大谷戸の竹林拡大防止作業」、「ホタル保全活動」、「協働による緑地保全事業」など多数ありますが、団体間の交流不足、周知不足に伴う地域住民の保全活動への理解不足、団体構成員の高齢化・固定化などが課題となっています。

そこで、情報交換や交流の場の設置、保全活動に多くの参加を促す講座のあり方を検討するなど、多様な主体との協働の仕組みを継続・発展させます。

施策の方向性(3) 生物多様性に配慮したまちづくり

これまでも、遊水地の整備や多自然型護岸の整備など、生きものに配慮したインフラ整備事業を実施してきましたが、今後の整備事業においては、生物多様性へのさらなる配慮が課題となります。そこで、課題への対応策の一つとして、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方の浸透を図り、人と自然とのより良い関係の構築を図ります。

施策の方向性(4) 侵略的な外来生物の防除と管理

本市では、有害鳥獣の捕獲や侵略的な外来生物の除去作業などを実施していますが、対策を取るべき外来種の種類、防除方策、役割分担が定まっていないことが課題となっています。また、ペットの遺棄なども課題の一つです。そこで、市内の在来種や緑地・水辺環境に負荷を与える侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成などに取り組めます。

基本方針Ⅱ：暮らしや活動の中で生物多様性に取り組みます。

施策の方向性(5) 44万市民への情報発信

生物多様性に関する根本的な課題として、生物多様性という言葉の認知度が低いことや生物多様性に関する周知活動が不十分なことが挙げられます。そこで、シンポジウムの開催や動画コンテンツの作成、アンケートの実施などとともに、本戦略の趣旨や市民活動団体・企業など多様な主体の活動情報を発信し、44万市民に対して生物多様性の理解と浸透を図ります。

施策の方向性(6) 拠点機能の拡充

本市では、多くの市民活動団体などによる様々な自然環境保全の取組が行われていますが、各々の活動に横のつながりがなく波及効果が低い、あるいは生きものの情報などが分散保管されていて利用しにくいなどの課題があります。これらの課題解決に資する拠点機能の構築を図るため、生物多様性センターと同サテライトセンターを開設しました。今後は、センター機能の充実や新たなサテライトセンター機能の配置を図り、市民や企業などの生物多様性に関する自発的な行動や取組を支援します。

施策の方向性(7) ライフスタイルの改善

生物多様性については、自分ごととして考えにくく、積極的な行動につなげていないという課題があります。そこで、誰もが気軽にできる生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する取組事例を示すことで、ライフスタイルの改善を促進します。

基本方針Ⅲ：産業経済活動の中で生物多様性に取り組みます。

施策の方向性(8) 農畜水産業における取組の共有

農畜水産業における生物多様性の保全に関する取組については、農業関連計画に位置づけており、さらなる農畜水産業に対する市民の理解を深める取組を進めます。

施策の方向性(9) 商工業における取組の理解と浸透

これまでも市内の一部の企業ではCSR活動を通じた緑地の保全活動などを実施していますが、サプライチェーンの全てにおいて、生物多様性に対する適切な配慮がなされる事業展開が不足していると考えられます。そこで、研修会などを実施するとともに、「生物多様性民間参画ガイドライン（環境省）」や「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（環境省ほか）」に即した企業の事業活動を支援します。

施策の方向性(10) 観光業における取組の拡大

本市は、江の島や湘南海岸を中心とした観光業が盛んであり、観光客も増加傾向にあります。本市の観光は、持続可能な観光地として発展していけるよう、多様な生きものや自然が観光振興に資する貴重な観光資源と捉え、その発掘や活用の検討に取り組めます。

基本方針Ⅳ：生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

施策の方向性(11) 子どもたちを中心とした生物多様性を学ぶ場の充実

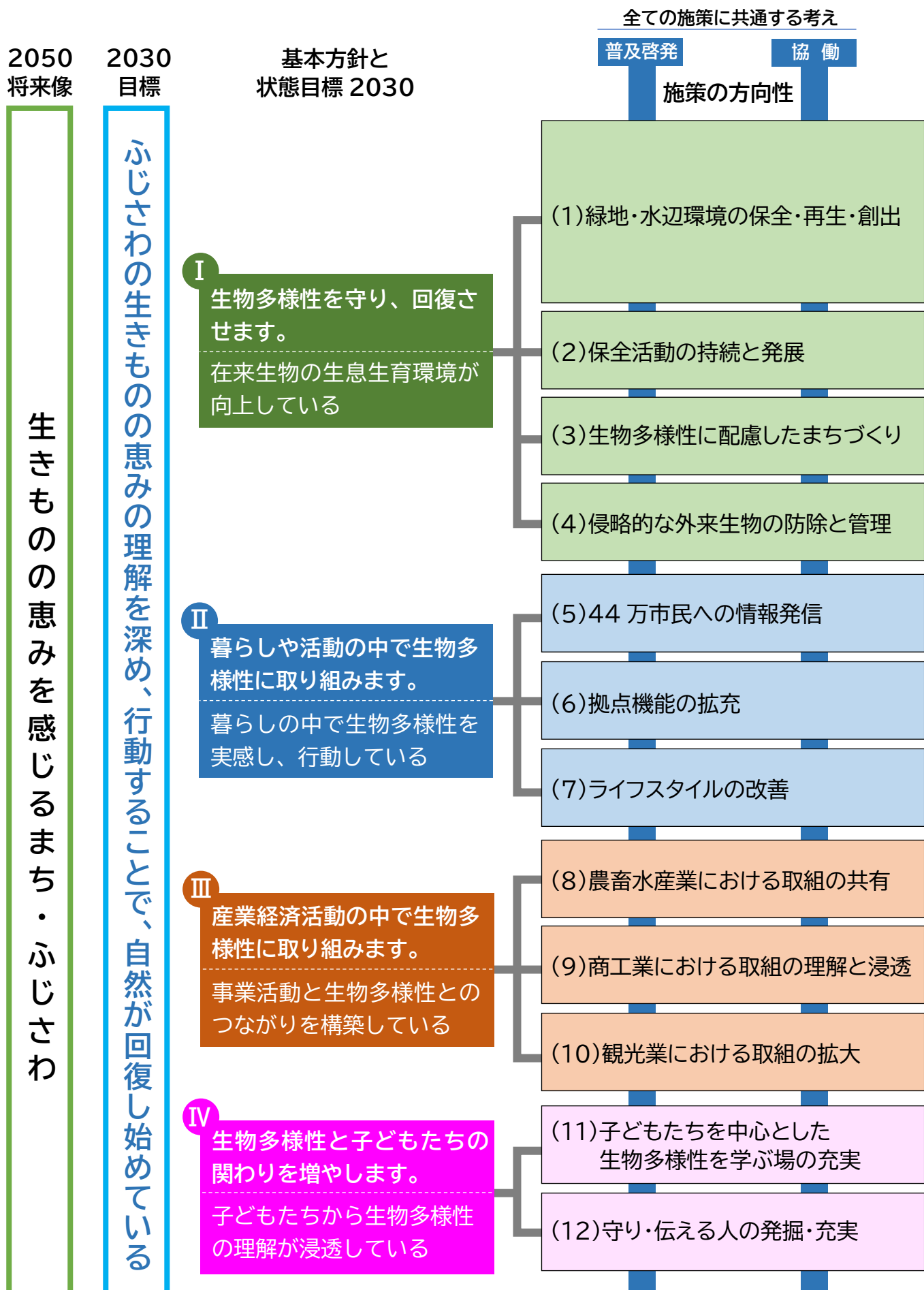
子どもたちと地域の自然との関わりについて、里海や里川には親しみがある一方で、山や森林（里山）での自然体験が少ないという現状があるため、里山環境を活かした多様な自然との親しみの場、機会をつくり、増やしていく必要があります。

そこで、里山など身近な自然を日常的に体験できる場や機会の創出を図ります。また、学校が進める生物多様性に関する取組の支援や表彰制度の検討を通じて、子どもたちが生物多様性を身近に感じ、より深く関わるができるような仕組みづくりを行います。

施策の方向性(12) 守り・伝える人の発掘・充実

生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するためには、多様な主体が生物多様性を守り、未来に伝える担い手を発掘し、その知識や経験を活かしながら生物多様性の恵みを将来にわたって引き継ぐ必要があります。そこで、観察会やイベントなどを通じて、生物多様性に関わる人材を発掘します。さらに、担い手が培った知識や経験を広く活かし、スキルアップできるように多様な主体間の交流を通じて、「守り・伝える人」の充実を図ります。

(2) 施策体系



施 策	主な取組(事業) 重点プログラム と全ての取組(事業)は密接に関連
①藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施	●定期的・継続的な藤沢市自然環境実態調査の実施 ●多様な主体の参加と人材育成
②緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上	●エコロジカルネットワークの形成 ●公園・緑地内における水辺環境の保全 ●緑の保全制度の活用による緑地空間の確保 ●30by30 に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取組・支援 ●カーボンニュートラルに貢献する CO₂ 吸収源対策としての樹林地の再生
③生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進	●多様な主体による情報交換の場の構築 ●保全活動に対する地域の理解と協働の促進 ●生物多様性センター・同サテライトセンターを中心とした人材育成講座の充実 ●多様な主体による生物多様性に貢献の高い活動促進と支援
④生物多様性に配慮したインフラ整備の推進	●Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の考え方の浸透 ●「藤沢市都市農業振興基本計画」に基づく水田の保全の推進 ●「藤沢市都市マスタープラン」に基づく生物多様性に配慮したインフラ整備の推進及びまちづくり GX* に資する取組の検討
⑤侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成	●アライグマなどの継続的な捕獲 ●侵略的な外来生物に関する管理方針の作成 ●外来生物に関する正しい知識の普及啓発
⑥生物多様性に関する情報発信	●シンポジウムの開催、動画コンテンツの作成、アンケートの実施による市民への情報発信と生物多様性に関する認知度の向上
⑦生物多様性に関する拠点機能の拡充	●ウェルビーイングの視点による生物多様性の拠点機能の拡充 【重点プログラム】 <u>生物多様性センター・同サテライトセンターによる連携、つながりの拡充</u>
⑧44 万市民が少しずつ楽しみながら取り組むことができる事例の発信	●市民一人ひとりができる行動を示した事例集の発信 ●DX* を意識した市民が気軽に参加できる生きもの関連アプリ等の活用
⑨農畜水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり	●農畜水産業に係る取組を市民が共有し支える仕組みの構築 ●農地の多面的機能の理解促進 ●有機農業や環境に配慮した農法の促進
⑩生物多様性に配慮した事業活動の推進	●「生物多様性民間参画ガイドライン(環境省)」などに基づく事業活動の促進 ●生物多様性に関する CSR 活動の拡大 ●民間企業のネイチャーポジティブ経済(ESG 経営や TNFD 等)への移行を促す研修会などの実施
⑪生物多様性を基盤とした魅力ある観光の発掘	●多様な主体による新たな観光魅力づくり ●地域産品の振興、地産地消の促進 ●外国人観光客に向けた自然環境の魅力発信
⑫生物多様性を学ぶ場と機会の創造	●子どもたちが遊べる里山などの保全と活用 ●ボランティア活動拠点の拡充とイベントの開催や情報の発信 ●企業緑地などの活用の検討 ●小中学生向けの生物多様性表彰制度の検討
⑬地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実	●生物多様性に関わる人材の発掘・充実 ●主体間交流による「守り・伝える人」の発掘・スキルアップ ●アンケートなどの実施とフィードバックによる「守り・伝える人」の充実

(3) 国際目標の達成への貢献

本戦略が示す施策が「昆明・モンテリオール生物多様性枠組(2022年採択)の23のターゲット」と「SDGsの17の目標」のどの目標の達成に寄与するかを、施策ごとに示します。

(1) 生物多様性への脅威の削減

ターゲット1 空間計画の策定と効果的管理 	ターゲット2 生態系の回復 	ターゲット3 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く 	ターゲット4 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標) 	ターゲット5 生物の利用、採取の適正化
ターゲット6 侵略的外来種の侵入率及び定着率を50%以上削減 	ターゲット7 汚染防止、栄養塩類の流出・農業リスクの半減 	ターゲット8 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質によるリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減 	ターゲット9 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 	ターゲット10 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たすこと

ターゲット9 野生種の管理 	ターゲット10 野生種の管理 	ターゲット11 野生種の管理 	ターゲット12 野生種の管理 	ターゲット13 野生種の管理
ターゲット14 野生種の管理 	ターゲット15 野生種の管理 	ターゲット16 野生種の管理 	ターゲット17 野生種の管理 	ターゲット18 野生種の管理

(3) 実施と主流化のためのツールと解決策

ターゲット14 生物多様性の主流化 	ターゲット15 生物多様性の主流化 	ターゲット16 生物多様性の主流化 	ターゲット17 生物多様性の主流化 	ターゲット18 生物多様性の主流化
ターゲット19 生物多様性の主流化 	ターゲット20 生物多様性の主流化 	ターゲット21 生物多様性の主流化 	ターゲット22 生物多様性の主流化 	ターゲット23 生物多様性の主流化

<昆明・モンテリオール生物多様性枠組においてネイチャーポジティブを達成するために設定された23のターゲット>

目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 	目標3 すべての人に健康と福祉を 	目標4 質の高い教育をみんなに
目標5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標6 安全な水とトイレを世界中に 	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標8 働きがいも経済成長も
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 	目標11 住み続けられるまちづくりを 	目標12 つくる責任 つかう責任
目標13 気候変動に具体的な対策を 	目標14 海の豊かさを守ろう 	目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 	目標16 平和と公正をすべての人に
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標18 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 	目標19 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 	目標20 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

<SDGsの17の目標>

【参考】藤沢市SDGs共創指針

2 施策の展開

施策ごとに「取組状況と今後の展開」、「主な取組（事業）」を示します。また、取組を進める上で「関連する主体と役割」を整理しています。

基本方針Ⅰ：生物多様性を守り、回復させます。

施策の方向性(1)緑地・水辺環境の保全・再生・創出



① 藤沢市自然環境実態調査の継続的な実施

□取組状況と今後の展開

「第3回藤沢市自然環境実態調査」は、これまでの調査で確立した調査・評価手法に基づき、同様の調査結果が得られるよう専門の調査機関に委託するとともに、市民協働により実施しました。

本調査を定期的に行うことで、確認される生きものの変化や環境の変化を捉えることが可能となります。ただし、調査に参加する専門知識や調査手法に精通する市民の人材育成が課題となっており、今後は新技術の活用など、新たな調査手法を検討していく必要があります。



自然環境実態調査の様子

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
● 定期的・継続的な藤沢市自然環境実態調査の実施	◆ 藤沢市自然環境実態調査を、概ね10年毎にマルチパートナーシップにより定期的・継続的に実施します。 ◆ 市民活動団体等と協働で、特定の生きものや環境のモニタリング調査を実施します。
● 多様な主体の参加と人材育成	◆ 調査実施者との意見交換や技術講習会を実施します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	調査への参加
事業者	調査・評価への参加
大学などの研究機関	調査・評価・解析への参加
市民活動団体	調査・評価への参加
指定管理者	調査・評価への参加
藤沢市	調査の実施

施策の方向性(1)緑地・水辺環境の保全・再生・創出



② 緑の確保と緑地・水辺環境の質の向上

□取組状況と今後の展開

本戦略や「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑地・水辺環境の質の向上をめざし、市民活動団体やNPO法人等と協働で、緑地や湿地の維持・管理を行っています。

また、「藤沢市都市マスタープラン」をはじめとした各種計画に基づき、緑地や海岸、農地などを保全する取組とともに、親水性を考慮した川づくりを実践するなど質的な向上を推進・促進する必要があります。



竹林を手入れする様子

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●エコロジカルネットワークの形成	◆マルチパートナーシップにより、生物多様性の核となる施設のビオトープ環境を適切に維持・管理・更新します。 ◆良好な緑地の創出に向けた誘導や公共施設の緑化などにより、みどり*の連続性を構築し、エコロジカルネットワークを形成します。
●公園・緑地内における水辺環境の保全	◆公園・緑地内の水辺環境を適切に保全します。
●緑の保全制度の活用による緑地空間の確保	◆「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑の保全制度を活用し、緑地・緑被の確保に努めます。
●30by30に貢献する自然共生サイトの認定に向けた取組・支援	◆民間や行政の緑地が自然共生サイトに認定されるよう各種取組・支援を行います。
●カーボンニュートラルに貢献するCO ₂ 吸収源対策としての樹林地の再生	◆樹林地の適切な更新や間伐材等を活用した健全な土壌形成を促すことで、樹林地のCO₂の吸収量の増加や排出抑制を図ります。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	取組内容への理解
事業者	取組内容への理解
大学などの研究機関	取組への助言、協力
市民活動団体	保全・再生・活用活動への参加
指定管理者	取組の推進
藤沢市	取組の推進

施策の方向性(2)保全活動の持続と発展



③ 生物多様性の保全活動に関するマルチパートナーシップの推進

□取組状況と今後の展開

生物多様性に関する生涯学習事業やCSR活動等、社会教育分野などからの需要が急速に高まっていることを踏まえ、生物多様性センターや同サテライトセンターなどを活用し、職員や教職員の育成・スキルアップを行っています。

今後は、生物多様性センターや同サテライトセンターの機能を向上させるとともに、指定管理者や市民、市民活動団体、企業等とのマルチパートナーシップにより取り組むため、団体間の交流を促進する仕組みづくりが必要となります。



生物多様性サテライトセンター
(遠藤笹窪谷公園)

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●多様な主体による情報交換の場の構築	◆開設した生物多様性センター・同サテライトセンターにおいて指定管理者と連携し、情報交換の場を本格運用します。
●保全活動に対する地域の理解と協働の促進	◆生涯学習事業や学校教育現場と連携し、生物多様性保全に向けた機運の醸成や主体的な保全活動を促進します。
●生物多様性センター・同サテライトセンターを中心とした人材育成講座の充実	◆生物多様性センター・同サテライトセンターにおいて、多様なニーズに合わせた人材育成講座の充実を図ります。
●多様な主体による生物多様性に貢献の高い活動促進と支援	◆市内各地で多様な主体が実施する生物多様性の保全活動に対して、マルチパートナーシップによる各種支援・協力を行います。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	活動への理解と協力・参加
事業者	CSR活動の推進・参加
大学などの研究機関	活動への助言・協力・参加
市民活動団体	活動の推進・参加
指定管理者	活動の促進・支援・参加
藤沢市	活動の促進・支援・参加

施策の方向性(3)生物多様性に配慮したまちづくり



④ 生物多様性に配慮したインフラ整備の推進

□取組状況と今後の展開

本市の緑地等の管理の中で、特に生物多様性に配慮した事例などを展示等で紹介し、普及啓発に努めています。

今後は、生物多様性に配慮したインフラ整備等の事例として、体系化していくことが必要となります。



雨水貯留槽

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の考え方の浸透	◆本市における事例や市民でも取り組みやすい事例を収集し、Eco-DRRの事例として体系化し、周知します。
●「藤沢市都市農業振興基本計画」に基づく水田の保全の推進	◆集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田が適切に保全されるよう支援を行います。 ◆遊休農地を活用した景観形成事業などを実施し、貴重な地域資源である農地を保全するための取組を推進します。
●「藤沢市都市マスタープラン」に基づく生物多様性に配慮したインフラ整備の推進及びまちづくりGXに資する取組の検討	◆街路樹の機能確保を図るため、剪定、除草等の維持・管理を行うとともに、健全度を把握するため、樹木医による診断・評価を行います。 ◆「かながわの川づくり計画（神奈川県）」に基づく多自然川づくりの整備を促進するとともに、土地区画整理事業における遊水地の整備や下土棚遊水地の上部利用を促進します。 ◆雨水貯留浸透施設の設置の促進や雨水の流出を抑制する土地利用誘導の促進など、水害に強いまちづくりを推進します。 ◆カーボンニュートラルなまちづくりを行うための事例収集や導入の可能性を検討します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	Eco-DRRへの理解、取組への参加
事業者	Eco-DRRへの理解と取組の導入
大学などの研究機関	Eco-DRRへの取組への助言・協力・参加
市民活動団体	Eco-DRRへの理解と活用
指定管理者	Eco-DRRの普及啓発
藤沢市	Eco-DRRの整備推進と普及啓発

施策の方向性(4)侵略的な外来生物の防除と管理



⑤ 侵略的な外来生物の防除と管理方針の作成

□取組状況と今後の展開

オオキンケイギクをはじめとした特定外来生物の情報等について、本市のホームページなどで周知しています。また、大庭遊水地周辺におけるカミツキガメの生息状況の調査・防除を行っています。

今後は、侵略的な外来生物に関する管理方針を作成し、更なる情報発信を行っていく必要があります。



オオキンケイギク

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●アライグマなどの継続的な捕獲	◆アライグマやクリハラリスなどの特定外来生物については、神奈川県アライグマ防除実施計画等に基づき、捕獲を行います。
●侵略的な外来生物に関する管理方針の作成	◆侵略的な外来生物に関する管理方針を作成した上で、対策を進めます。
●外来生物に関する正しい知識の普及啓発	◆本市のホームページやSNS、各種広報などにより、外来生物に関する正しい知識の普及啓発を進めます。 ◆自然環境実態調査において確認した外来生物については、侵入・定着状況について整理した上で、公表します。 ◆特定外来生物を野外に遺棄する行為が法令違反であることを周知します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	外来生物への正しい理解・ペットの責任ある管理の推進
事業者	外来生物の防除活動への協力
大学などの研究機関	外来生物の調査・解析
市民活動団体	外来生物の防除活動への参加
指定管理者	外来生物に関する普及啓発
藤沢市	外来生物に関する普及啓発、管理方針の作成

基本方針Ⅱ：暮らしや活動の中で生物多様性に取り組みます。

施策の方向性(5)44万市民への情報発信



⑥ 生物多様性に関する情報発信

□取組状況と今後の展開

市役所（分庁舎）や市内の図書館で生物多様性に関する企画展示を行っています。また、生涯学習事業と連携した自然観察会、教員や地元企業向けの講座などを実施しています。さらに、生物多様性センターと同サテライトセンターが稼働したことにより、普及啓発事業等の実施機会が増加しています。

今後は、市民や事業者がより生物多様性の保全の重要性について、考える機会や行動に移すための各種情報発信が必要です。



市役所での企画展示

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●シンポジウムの開催、動画コンテンツの作成、アンケートの実施による市民への情報発信と生物多様性に関する認知度の向上	◆定期的なシンポジウムやポスター掲示などによる企画展示等を検討・実施します。 ◆生物多様性に関する動画コンテンツを作成し、学校教育現場等での活用を検討します。 ◆本戦略の概要版等のパンフレットを作成・周知します。 ◆本市のSNSなどを通じたアンケート調査を実施するとともに、調査結果を周知します。 ◆市内で生物多様性保全活動を実施する団体等の情報を収集・整理し、多様な媒体を通じて情報発信します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	生物多様性への理解
事業者	生物多様性への理解、CSR活動の発信
大学などの研究機関	生物多様性の研究活動の発信
市民活動団体	生物多様性の活動の発信
指定管理者	生物多様性の活動の発信
藤沢市	生物多様性に関する情報の整理・発信

施策の方向性(6)拠点機能の拡充



⑦ 生物多様性に関する拠点機能の拡充

□取組状況と今後の展開

2023年(令和5年)4月に長久保公園に生物多様性センターを、遠藤笹窪谷公園に同サテライトセンターを開設しました。

老朽化している長久保公園の「生物多様性センター(みどりの相談所)」の建替えを進める必要があります。

今後は、生物多様性センターと同サテライトセンターの普及啓発機能を充実させつつ、調査研究等、専門性の高い分野に関する機能の充実を図る必要があります<P78:重点プログラム参照>。



生物多様性センター
(長久保公園)

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●ウェルビーイングの視点による生物多様性の拠点機能の拡充	◆自然科学分野における博物館的機能を有し、市民や企業などのニーズや課題を解決できる生物多様性に関する拠点機能を構築します。 ◆市民、事業者、市民活動団体など、様々な主体がウェルビーイングを感じられる拠点機能の拡充を図ります。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	拠点機能の利活用、情報提供
事業者	拠点機能の利活用、情報提供
大学などの研究機関	調査・研究、専門家派遣などの協力
市民活動団体	拠点機能の利活用、情報提供
指定管理者	拠点機能の拡充、利活用・情報発信
藤沢市	拠点機能の拡充、利活用・情報発信

施策の方向性(7)ライフスタイルの改善



⑧ 44万市民が少しずつ楽しみながら取り組むことができる事例の発信

□取組状況と今後の展開

市民が少しずつ楽しみながら取り組むことができる事例の発信に向けて、指定管理者と調整を行うとともに、各種イベントにおいて周知を図っています。

引き続き、指定管理者と連携し、取組内容や事例の発信方法などを整理する必要があります。



生物多様性を学べる展示

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●市民一人ひとりができる行動を示した事例集の発信	◆事例集の発信に向けて、指定管理者と調整を行うとともに、各種イベント等において周知を図ります。
●DXを意識した市民が気軽に参加できる生きもの関連アプリ等の活用	◆DX(デジタルトランスフォーメーション)を意識して、市民参加型の生きもの情報を収集できるアプリ等の活用を検討します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	事例集の実践
事業者	取組の理解・推進
大学などの研究機関	取組への助言
市民活動団体	取組の理解・推進
指定管理者	取組の理解・推進・発信、アプリ等の活用方法の検討
藤沢市	事例集の作成・発信、アプリ等の活用方法の検討

基本方針Ⅲ：産業経済活動の中で生物多様性に取り組みます。

施策の方向性(8)農畜水産業における取組の共有



⑨ 農畜水産業の取組を市民が共有・支援する仕組みづくり

□取組状況と今後の展開

農畜水産業に関する各種イベントなどを開催し、市民に農畜水産資源の現状を共有し、農畜水産業への理解促進を図っています。

今後は、農畜水産業の多面的機能の維持・発展のために効果的な地域活動等を通じて、理解促進を図る必要があります。



畜産まつり

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
● 農畜水産業に係る取組を市民が共有し支える仕組みの構築	◆ 市民の農畜水産業に対する理解の醸成のため、様々な情報手段を活用し、農畜水産業に係る取組の情報発信の充実を図ります。 ◆ 農業・漁業体験等のイベントを通じ、農畜水産資源の現状を共有し、農畜水産業への理解促進を図ります。
● 農地の多面的機能の理解促進	◆ 農地が有する防災機能や景観形成機能、保水・遊水機能、交流・体験機能等、農産物供給機能に留まらない農地の多面的機能への理解促進を図ります。
● 有機農業や環境に配慮した農法の促進	◆ 有機農業や低リスク農薬の導入など、環境に配慮した農業の取組を促進します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	取組の共有・支援
事業者	取組の共有・支援・推進
大学などの研究機関	仕組みづくりに対する助言
市民活動団体	取組の共有・支援
指定管理者	取組の共有・支援
藤沢市	仕組みづくり

施策の方向性(9)商工業における取組への理解と浸透



⑩ 生物多様性に配慮した事業活動の推進

□取組状況と今後の展開

地元企業に対するCSR活動や現場研修などの支援をしています。また、「重点産業立地促進助成制度」において、脱炭素関連産業分野等における企業誘致の支援を行っています。

今後は、地元企業を中心に、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた取組や生物多様性に関するCSR活動が活発化されるような支援を行う必要があります。



生物多様性民間参画ガイドライン

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●「生物多様性民間参画ガイドライン(環境省)」などに基づく事業活動の促進	◆「生物多様性民間参画ガイドライン(環境省)」の理解・実践に向け、周知等を行います。
●生物多様性に関するCSR活動の拡大	◆CSR活動の実施にあたって企業側からの支援要請に対応します。
●民間企業のネイチャーポジティブ経済(ESG経営やTNFD等)への移行を促す研修会などの実施	◆藤沢市企業等環境緑化推進協議会などと連携した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の理解・実践に向けた研修会などを実施します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	ガイドライン等に即した事業活動への理解と支援
事業者	ガイドライン等に即した生物多様性に配慮した事業活動の推進
大学などの研究機関	研修会などの協力
市民活動団体	ガイドライン等に即した事業活動への理解と支援
指定管理者	ガイドライン等に即した事業活動への理解と支援
藤沢市	ガイドライン等に即した事業活動の促進

施策の方向性(10)観光業における取組の拡大



⑪ 生物多様性を基盤とした魅力ある観光の発掘

□取組状況と今後の展開

江の島の自然や歴史等の魅力を活用した観光モデルコースの紹介等を行っています。また、地元や観光事業者などと連携しながら、南部の漁港や北部の農園・果樹園等、地域資源を活用した体験型観光の取組を進めています。

今後は、観光客が安全に観光できるよう、環境整備の充実や情報発信、マナーの啓発等を行っていく必要があります。



ブルーベリー植替え体験の様子

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●多様な主体による新たな観光魅力づくり	◆生産者等多様な主体と連携し、一体的な情報発信の方法などについて検討します。 ◆市内には地域住民が育てている自然や伝統的なお祭りやイベント等の観光資源が存在しており、地域との連携によりこれらの観光資源の発信を行います。
●地域産品の振興、地産地消の促進	◆南部の漁港や北部の農園・果樹園等、地域資源を活用した体験型観光の取組を進めます。 ◆北部地域における観光や藤沢産農畜水産物の販売促進等、南部と北部を連携させた観光プログラムを検討します。
●外国人観光客に向けた自然環境の魅力発信	◆本市の自然環境の魅力を発信する方策を検討します。 ◆外国人観光客が安全・安心に観光できるよう環境整備の充実と観光案内所における情報発信やマナーの啓発を検討します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	多様な魅力の認識
事業者	多様な魅力の発掘と発信
大学などの研究機関	魅力発見に際しての助言、発信への協力
市民活動団体	多様な魅力の発見、発信への協力
指定管理者	多様な魅力の発見、発信への協力
藤沢市	多様な魅力の発見方策の検討

基本方針Ⅳ:生物多様性と子どもたちの関わりを増やします。

施策の方向性(11)子どもたちを中心とした生物多様性を学ぶ場の充実



⑫ 生物多様性を学ぶ場と機会の創造

□取組状況と今後の展開

生物多様性に関する生涯学習事業やCSR活動等、社会教育分野などからの需要が高まり、自然観察会等の実施回数も増えています。また、参加者においては、市内の緑地や谷戸などへの愛着が高まるとともに、保全活動に対する理解がさらに醸成されています。

今後は、生物多様性センター・同サテライトセンターを中心に、生物多様性を学ぶ場と機会をさらに増やしていく必要があります。



森づくり体験の様子

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●子どもたちが遊べる里山などの保全と活用	◆里山・里川・里海などで、子どもたちが遊べる場と機会の創出を図ります。
●ボランティア活動拠点の拡充とイベント開催や情報の発信	◆ボランティア活動拠点の拡充により、イベントの開催や情報発信の機会などを増やします。
●企業緑地などの活用の検討	◆地域内交流や活動の場として企業の緑地などの活用を検討します。
●小中学生向けの生物多様性表彰制度の検討	◆学校が進める生物多様性に関する取組を支援します。 ◆小中学生たちが生物多様性を身近に感じるための表彰制度を検討します。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	子どもの体験への支援
事業者	活用の場の提供
大学などの研究機関	イベントなどへの協力
市民活動団体	イベントの開催や情報発信
指定管理者	イベントの開催や情報発信
藤沢市	イベントの開催や情報発信

施策の方向性(12) 守り・伝える人の発掘・充実



⑬ 地域の生物多様性を「守り・伝える人」の発掘・充実

□取組状況と今後の展開

森づくり等のフィールドワークに参加することで、各主体とのつながりや共通認識、緑地等への愛着がさらに深まっています。

今後は、本市と指定管理者や事業者と連携を図りながら、様々な世代・団体等に対し、生物多様性の認識を高めるための取組を行っていく必要があります。



講習会の様子

□主な取組(事業)

主な取組	主な取組内容
●生物多様性に関わる人材の発掘・充実	◆観察会やイベントなどを通じて、生物多様性に関わる人材の発掘・充実を図ります。
●主体間交流による「守り・伝える人」の発掘・スキルアップ	◆主体間の交流を通じて、「守り・伝える人」の発掘・スキルアップを図ります。
●アンケートなどの実施とフィードバックによる「守り・伝える人」の充実	◆アンケートなどにより、伝えられる側のニーズを把握するとともに、伝える側にフィードバックすることで、「守り・伝える人」の充実を図ります。

□関連する主体と役割

関連する主体	役割
市民	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
事業者	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
大学などの研究機関	観察会やイベントの協力、主体間交流への参加
市民活動団体	観察会やイベントへの参加、主体間交流への参加
指定管理者	観察会やイベントの実施
藤沢市	人材の発掘・充実、観察会やイベントの実施・支援

3 重点プログラム

本戦略に掲げた13の施策全てと密接に関連した優先的かつ重点的に取り組むものを「重点プログラム」に位置づけます。

本戦略では、「Ⅰ 施策体系」の中で「普及啓発」と「協働」を全ての施策に共通する考えとしています。

特に、施策⑦「生物多様性に関する拠点機能の拡充」は、情報の集約と容易なアクセス環境の創出による「普及啓発」の推進や、各活動団体等のつながりの創出による「協働」の実現に大きく寄与する取組となります。本取組は全ての施策と密接に関連するとともに、先行的に実施することで各施策の成果を最大限発揮できる取組となることから重点プログラムに位置づけるものです。

①生物多様性センター（長久保公園）の建替えに伴う機能の充実

長久保公園の「生物多様性センター（みどりの相談所）」の建替えにあわせて、次の機能のより一層の充実を図ります。

- 生物多様性に関する情報の集約と発信（SNS・PR 映像など）
- 企業や市民活動団体などの交流支援
- 生物多様性に関する調査研究
- 生物多様性に関する市民ニーズを捉えた普及啓発事業
- 生物多様性に関する現場指導やシンクタンク*機能
- インクルーシブ*の視点や新規利用者の獲得を意識した施設環境整備



現在の生物多様性センター



将来的なセンター内のイメージ（参考）

〔出典〕東京都公園協会 HP

②三大谷戸における生物多様性サテライトセンター機能の拡充

令和5年度から稼働している遠藤笹窪谷（谷戸）の生物多様性サテライトセンターに加え、川名清水谷戸周辺や石川丸山谷戸・引地川親水公園周辺にもフィールドワークの基地などとして、サテライトセンター機能を配置します。各市民活動団体等が保全活動を通じて集い、連携し、自然に直接触れ合える環境教育（実体験）の場として活用を図ります。



生物多様性サテライトセンター

③指定管理者と連携した人材育成とつながりの創出

- 自発的に生物多様性を保全し、持続可能な利用ができる人材を育成するため、指定管理者や市民活動団体と連携した中で、講座・研修を実施することで、受講者が生物多様性とともにある暮らしを率先的にできることをめざします。
- 生物多様性センターを中心に、市民や事業者、NPO・市民活動団体、学校など、マルチパートナーシップにより、生物多様性に関する取組を行う、又は、行おうとしている市内のステークホルダーをマッチングします。



実地研修の様子

率先的に行動できる人が増え、有機的につながり、各々が普及啓発を行うことで、生物多様性の主流化・行動変容が加速されます。

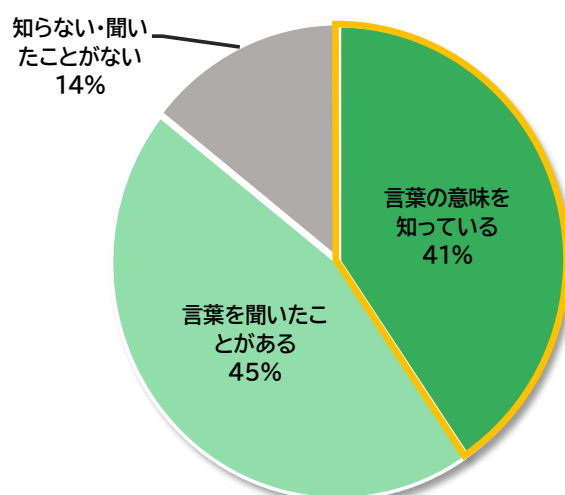
4 生物多様性に関する数値目標

各施策の着実な推進を図り、本戦略の進捗状況を評価するための指標を設定します。

◆生物多様性の認知度に関する目標

「長久保公園利用者へのアンケート調査（令和6年度）」では、市民の生物多様性の認知度（「言葉の意味を知っている」）は約41%でした。今後も、生物多様性について、日常的に知る・目にする機会を増やすことで、市民の認知度を高めます。

指 標	基準年次 2025年(令和7年)	目標年次 2030年(令和12年)
生物多様性の認知度	約41%(R6値)	約50%以上



生物多様性の認知度

◆生物多様性やみどりに関する担い手確保の目標

生物多様性やみどりの現状・重要性・必要性を理解し、現場レベルで緑地保全活動などに関わる担い手を確保することで、生物多様性の持続可能な利用を図るため、次の目標を設定します。

指 標	基準年次 2025年(令和7年)	毎年度
緑地保全活動への参加人数	約4,700人(R6値)	約5,000人

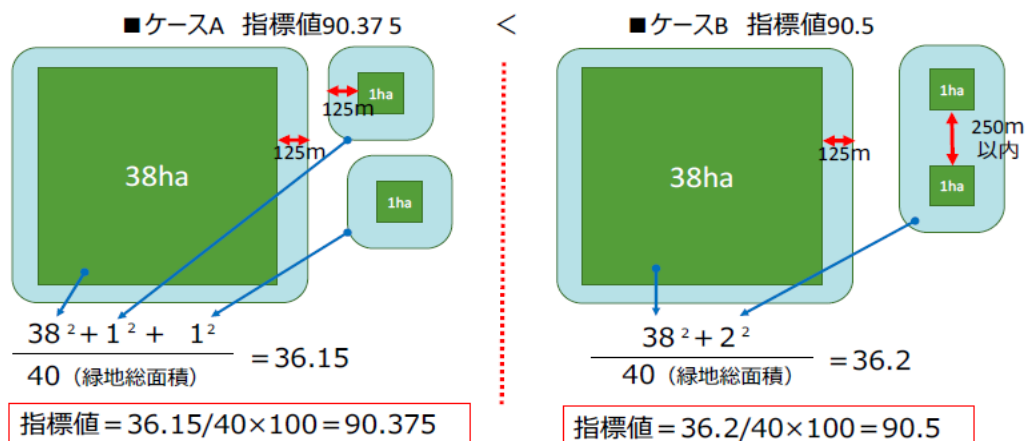
◆エコロジカルネットワークの目標

「都市の生物多様性指標(簡易版)(国土交通省)」に基づき、都市における生きものの生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等によるエコロジカルネットワークの形成の状況を評価します。

指 標	基準年次 2025年(令和7年)	目標年次 2030年(令和12年)
都市における エコロジカルネットワークの状況	13.5	基準年次から 向上

【指標値算出のイメージ】

(離れている緑地は個別に2乗。連続するとみなされる緑地は合算して2乗)



◆自然共生サイトの認定の目標

国は、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定しており、本市の企業や学校、公園・緑地等においても、これらの取組を推進・促進するよう、次の目標を設定します。

指 標	基準年次 2025年(令和7年)	目標年次 2030年(令和12年)
自然共生サイト認定件数	1件	3件

自然共生サイト:環境省では、企業の森や里地里山、都市緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を、保護地域内外問わず「自然共生サイト」に認定する取組を令和5年度から開始しました。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECDとして国際データベースに登録され、30by30目標の達成に貢献します。
本市では、令和6年度に「慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス(SFC)」が認定されました。

コラム⑦ 自然観察プログラム「初めての自然観察会 ～発見！里山里川探検隊～」

●水循環の過程を考えるプログラム／海から空へ、そして陸へ。つながる、空・森・川・海。

海面から立ち昇る水蒸気は雲となり、そして、雨となります。雨は台地を潤し、農地や樹林が蓄えた水は、台地の崖線下部から湧き出し、小さな流れをつくり、さらに川へと集まり、海へと向かいます。

本市では、長年にわたり、市民を対象とした自然観察会を続けてきました。平成25年度からは、稲荷の森（ふるさとの森）周辺と引地川を観察・体験のフィールドとして実施しています。平成28年度以降は「～発見！里山里川探検隊～」という名称で行われ、現在に至っています。

令和6年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町が組織する「湘南広域都市行政協議会広域環境部会（湘南エコウェーブ）」の事業、「みどりの保全セミナー」として実施し、2市1町の市民・町民が参加しました。

●2つの指標／「水の循環」と「多様な生きものが有する固有の生活環」

このプログラムでは、源流の森に当たる“稲荷の森（ふるさとの森）”に始まり、隣接する稲荷持瀬市有山林内の“湧き水ビオトープ”、多自然型護岸工で整備された“引地川親水公園内の引地川”へ向かいながら自然観察を行います。例えば、源流部に相当する湧水の流れては、オニヤンマやヘビトンボの幼虫、サワガニなど、源流の淡水域に生息する生きものが確認できます。また、引地川では、モクズガニやテナガエビ類、ハゼ類やアユ、ボラ、ウナギなど、河川と海の両方を生活の場とする生きものが見られます。さらに、ハグロトンボやサナエトンボ類、アブラハヤなど、上流部とのつながりを示す生きものも確認できます。

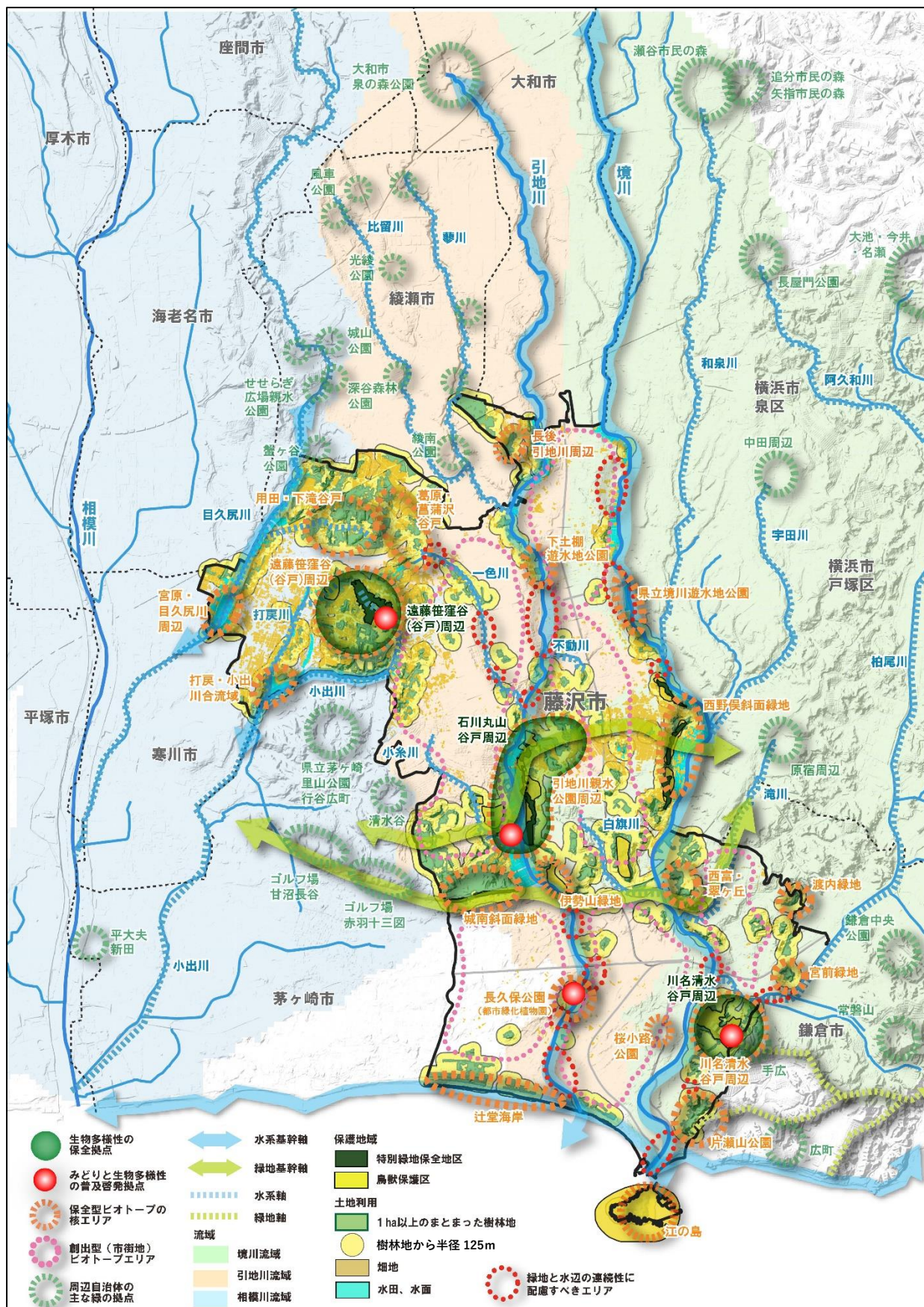
この道筋で観察した生きものを、環境を指標する物差しと見立て、空・森・川・海のとつながりに思いを巡らせ、このイメージを参加者で共有し、考察します。

今後も、つながりをテーマとした事業を展開していくので、皆様の参加をお待ちしています。



5 エコロジカルネットワーク形成の方針(空間計画)

エコロジカルネットワーク形成の方針図に基づき、各種事業を展開します。



<エコロジカルネットワーク形成の方針図>

◆ 生物多様性の保全拠点

市内でも特に生物多様性の高い谷戸などを中心とした保全拠点のこと。三大谷戸（遠藤笹窪谷（谷戸）、石川丸山谷戸、川名清水谷戸）周辺に設置・計画している「生物多様性サテライトセンター」を中心に、市民活動団体等との協力・連携した保全活動を推進していきます（遠藤笹窪谷（谷戸）にはサテライトセンターを設置済）。

◆ みどりと生物多様性の普及啓発拠点

長久保公園の生物多様性センターや三大谷戸周辺の生物多様性サテライトセンターといった、みどりと生物多様性の普及啓発の拠点となる場所のこと。普及啓発だけでなく、環境教育や人材育成、市民や事業者、市民活動団体等との連携の拠点となるよう管理・運営します。

◆ 保全型ビオトープの核エリア

緑地や遊水地、公園等のまとまった範囲であって、生物多様性の高いエリアのこと。本市特有の生物多様性を保全するにあたり、これらの核となるエリアを保全することが重要となるため、適切な維持・管理に努めます。

◆ 創出型(市街地)ビオトープエリア

市街地など、現状の生物多様性は高くないものの、身近なみどりの創出などの取組によって生物多様性を高めていくエリアのこと。主に市街地で形成されており、これらのエリアにみどりを創出することで、周囲のみどりの連続性が高まることが期待されます。

◆ 周辺自治体の主な緑の拠点

周辺自治体の緑の基本計画や生物多様性地域戦略などにおいて、生物多様性の観点から重要とされる拠点、又は市内に流れる河川の最上流部など、市内の生物多様性に強い関連性をもつ拠点のことです。

◆ 水系基幹軸、水系軸

水辺に生息・生育する生きものの移動軸となるなど、みどりや生物多様性の観点から重要な水系のつながりのこと。市内では、境川、引地川、目久尻川、小出川といった河川による軸と、海岸線に沿った軸を水系（基幹）軸として位置づけています。

◆ 緑地基幹軸、緑地軸

緑地や農地などに生息・生育する生きものの移動軸となるなど、みどりや生物多様性の観点から重要となる緑地や農地のつながりのこと。市内では、中央部を東西に横断する崖線緑地や農地からなる連続した範囲を緑地（基幹）軸として位置づけています。

◆ 緑地の連続性(1ha以上のまとまった緑地、緑地から半径125mの範囲)

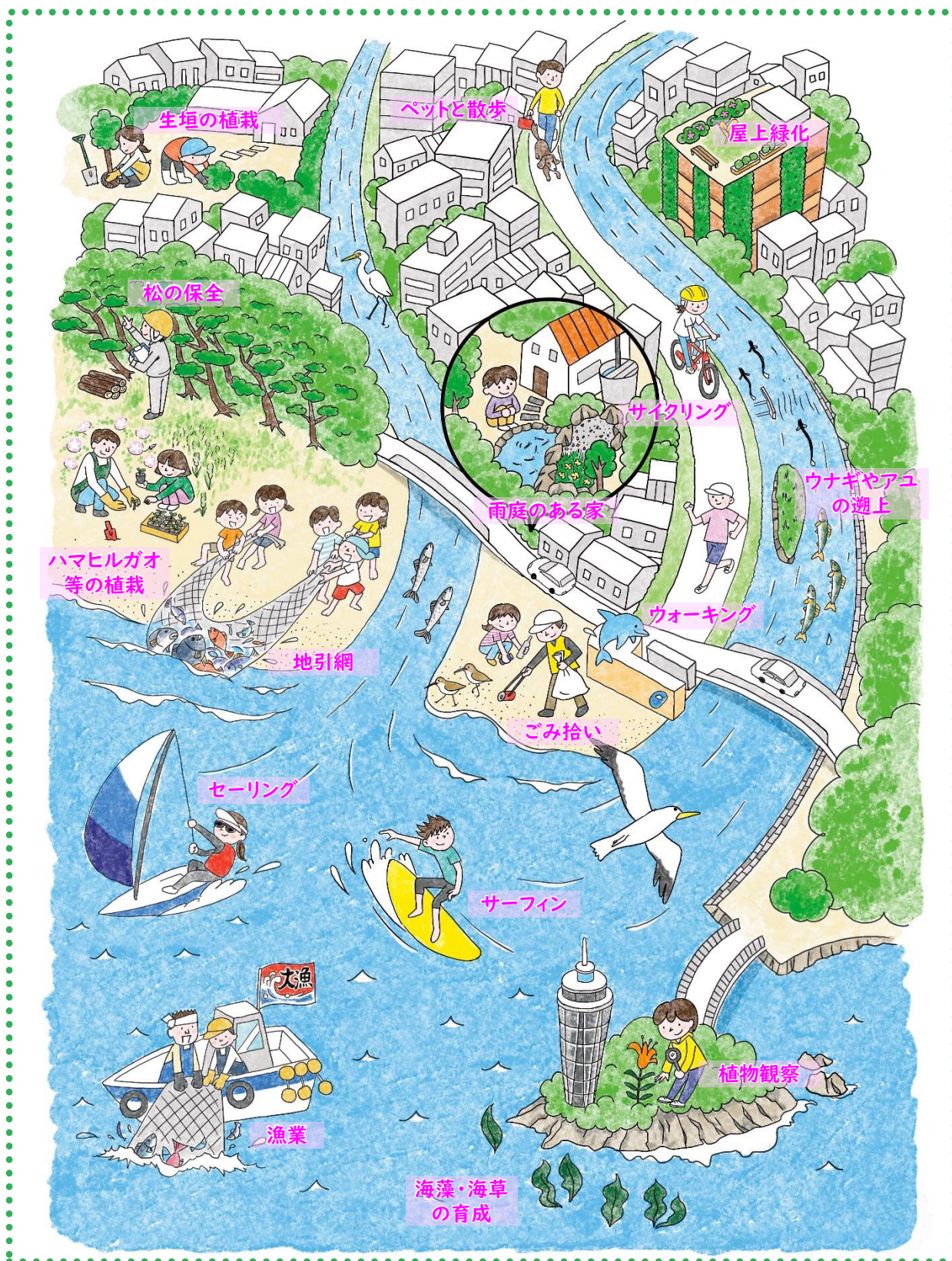
国土交通省のマニュアルに基づき、コゲラなどの樹林性の小型鳥類が移動できる緑地間の距離を基準として、緑地の連続性を可視化したものです。

◆ 緑地と水辺の連続性に配慮すべきエリア

境川・引地川沿いを中心とした一部のエリアでは、まとまりのある樹林地の連続性が途切れているため、本エリアでは、特に、緑地と水辺の連続性が保たれるように配慮した取組（積極的な緑化や既存緑地の保全等）を推進・促進することが、本市全域の生物多様性の向上にとって重要となります。

6 生きものと共にある藤沢市の将来イメージ

本市の緑地や水辺、そこに暮らす生きもの、そして、人々がつながり合いながら、将来にわたって生きものと共にある暮らしのイメージをイラストにしました。



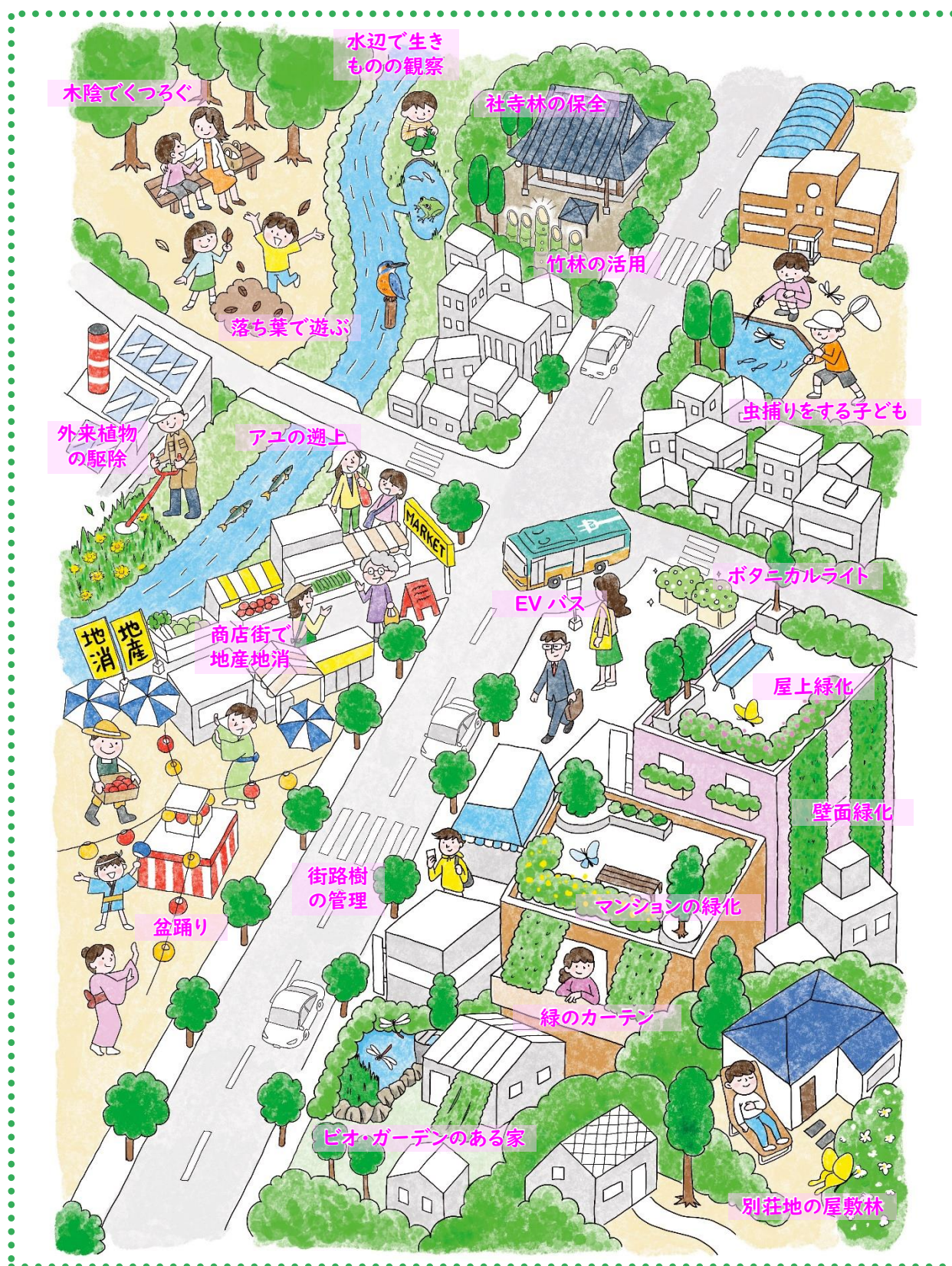
<湘南の海や河川の近郊エリア>

※イラストはイメージであり、特定の場所を忠実に再現するものではありません。



<谷戸の緑や農地を中心としたエリア>

※イラストはイメージであり、特定の場所を忠実に再現するものではありません。



<緑の創造されたまちなかエリア>

※イラストはイメージであり、特定の場所を忠実に再現するものではありません。

第5章 推進体制

第5章 推進体制

1 本戦略の推進体制

本戦略の取組を着実に進めていくため、庁内の関係部署と横断的な連携を図ります。また、指定管理者と協働で、人材育成や環境整備に取り組めます。さらに、市民や事業者、大学などの研究機関、市民活動団体など多様な主体による推進体制を構築し、相互に協働・連携することで、マルチパートナーシップによる取組を進めていきます。

(1) 庁内推進体制

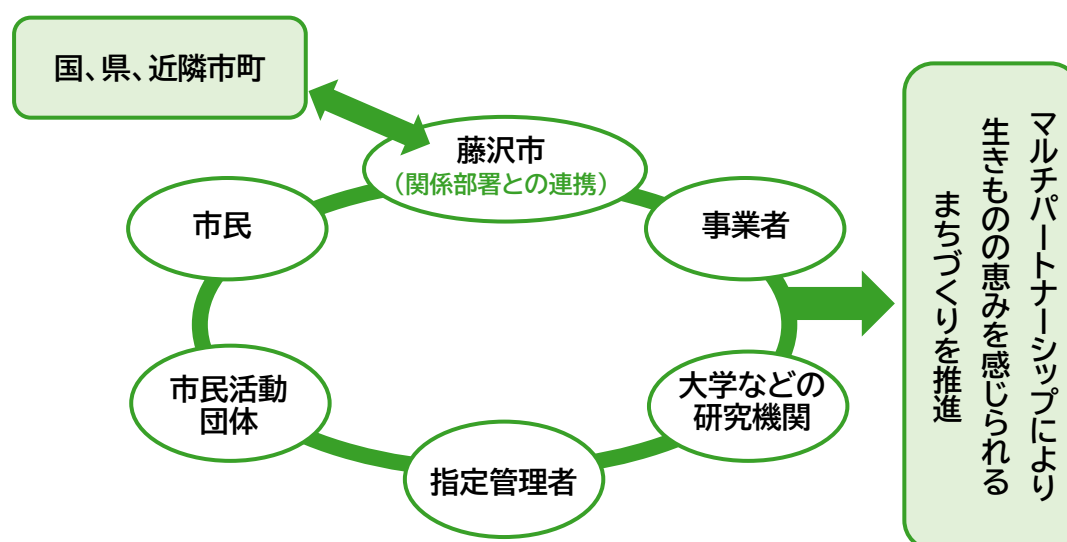
本戦略を推進するため、庁内での情報共有や連絡体制を強化します。

(2) 藤沢市みどり保全審議会

市民と学識経験者により構成している「藤沢市みどり保全審議会」に本戦略の進捗状況を適宜、報告し、課題や取組方針などについて、評価・意見をいただくことで、本戦略の実効性を高めていきます。

(3) 近隣市町等との連携

生物多様性の保全等を進めるにあたっては、広域的な視点に配慮し、必要に応じて隣接する市町と連携することにより、本戦略の推進を図ります。



<各主体による連携・協働>

2 本戦略の進行管理

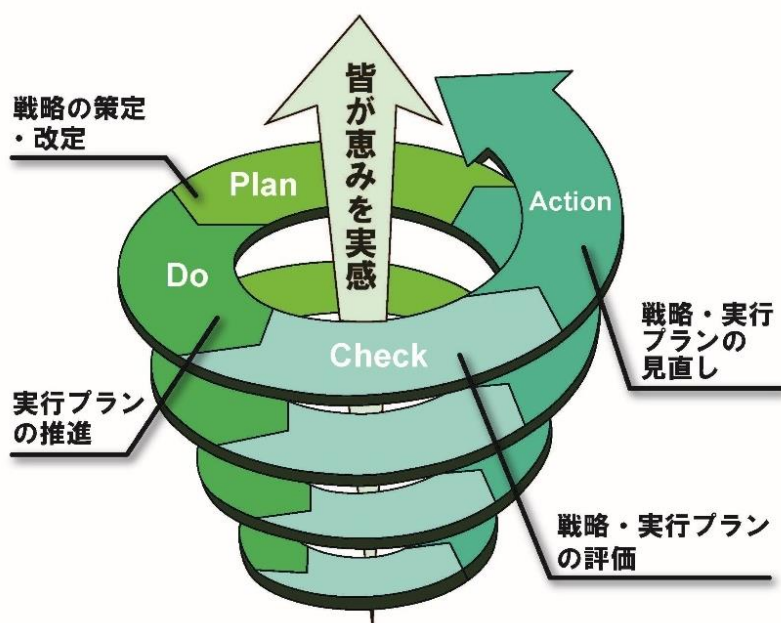
本戦略の施策を実現するため、施策をより具体化した「藤沢市生物多様性実行プラン」（以下「実行プラン」という。）を策定・改定します。また、実行プランに記載する目標については、できるだけわかりやすい指標となるよう、配慮します。

各施策は、実行プランに基づき、推進し、進捗状況や関連施策の取組状況を藤沢市みどり保全審議会に報告するとともに、市民に公表します。なお、進捗状況や関連施策の取組状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルを用いて把握し、そこで生じた課題に対する改善策をその後の取組に反映していきます。

審議会は、計画の進捗について、毎年度、点検・評価を行い、計画推進のための方策の改善、新たな取組への提言などを行います。

目標年次における目標達成状況などを踏まえ、本戦略の見直しを検討します。

なお、進行管理を行う中で、自然環境実態調査の結果や生物多様性を取り巻く社会経済情勢の変化、関連法令の改正、国家戦略の改定など、本戦略と現況に大きな乖離が生じた場合は、必要に応じて戦略の見直しを行います。



<環境マネジメントシステムの考え方に基づく PDCA サイクル>

参考資料

1 取組経過

年度	みどり保全審議会		庁内	市議会	市民
	通常会	特別委員会			
2024年 (令和6年)	7月30日 第75回【諮問】				
		10月10日 第76回【内容審議】			
		12月19日 第78回【内容審議】			
		2月10日 第79回【内容審議】			
	3月17日 第80回【答申】				
2025年 (令和7年)			6月24日 第1回【調整会議】		
			7月25日 第2回【調整会議】		
			8月～9月 意見照会【調整会議】		
	10月27日 第82回【報告】				
				12月4日 建設経済常任委員会【報告】	

2 みどり保全審議会委員

分類	氏 名	備 考
市民委員	大内 あゆみ	公募
	笹脇 弘	公募
	野崎 滋	公募
	吉田 学子	公募
学識経験者	阿部 伸太 【副会長】	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授
	島田 正文 【会長】	一般社団法人 日本公園緑地協会 副会長
	矢板 千英子 (令和6年度)	神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部長
	工藤 美子 (令和7年度)	

(敬称略:50音順)

3 庁内調整会議

部名	課名	部名	課名	部名	課名
企画政策部	企画政策課	経済部	産業労働課	都市整備部	都市整備課
環境部	環境総務課	経済部	観光課	都市整備部	公園課
環境部	ゼロカーボン推進課	経済部	農業水産課	都市整備部	みどり保全課
環境部	環境保全課	計画建築部	都市計画課	道路下水道部	河川水路課

4 用語の解説

※ページはそれぞれ初出の箇所（＊）を記載

あ		
雨水浸透施設	P49	雨水を地中に浸透しやすくして地下水かん養や健全な水循環を図り、雨水の河川や下水道への流出を抑制する施設のことを指します。雨水浸透ますなどがこれにあたります。
インクルーシブ	P78	障がいのある人や、高齢者、子ども、外国につながる人、セクシュアル・マイノリティの人など、様々な生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立したり、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないよう、誰一人取り残さないという思想です。
ウェルビーイング	P24	Well(よい)とBeing(状態)が組み合わさった言葉で、幸福で身体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態を表す概念です。
エコロジカルネットワーク	P27	明確な定義はありませんが、概ね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われます。
か		
海食洞	P27	波の浸食によってつくられた洞穴のことを指します。
開析	P38	台地状の地形が川によって浸食され、数多くの谷が刻まれることを指します。
かながわトラストみどり基金	P44	県民、団体、企業からの寄附金や募金、緑化協力金、県の資金などを積み立てたもので、「かながわのナショナル・トラスト運動」を進める資金のことです。本市の川名緑地など、トラスト緑地の維持管理等にもこの基金が使われています。
カーボンニュートラル	P54	CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。
環境DNA調査	P45	生物を直接捕獲せず、水などの環境中に含まれる遺伝子情報（環境DNA）を用いて生物の生息情報を取得する調査方法のことを指します。
環境配慮型農業	P23	農業による環境への負荷を軽減するため、化学肥料や農薬の使用低減や土壌の健康を維持する手法等の自然環境に配慮した持続可能な農業のことを指します。
空間計画に基づく効果的な地域管理	P23	昆明・モンテリオール生物多様性枠組の中で示されたグローバルターゲットの1つです。生態学的健全性の高い生態系を含む生物多様性上の重要性の高い地域の損失を2030年(令和12年)までにゼロに近づけるために、先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、全ての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加型で統合的な生物多様性に配慮した空間計画または効果的な管理プロセスの下にあることを確保することを指します。
グリーンインフラ	P24	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。
コミュニケ	P34	政府首脳の外国公式訪問に際し、首脳間の会談内容、合意事項などを記録した一種の外交文書のことを指します。
さ		
里地里山	P8	原生的自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林や、混在する農地などで構成される地域概念であり、様々な人達の働きかけを通じて環境が形成・維持されています。

サプライチェーン	P56	製品を作って顧客に提供するまでの一連の流れにおいて、原材料の調達、製品の生産、製品の輸送、在庫管理、販売などのプロセスのことを指します。
自然公園	P25	すぐれた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に資することを目的に、自然公園法に基づき指定される公園のことを指します。
自然環境実態調査	P27	本市の自然環境の現状を把握し、将来の自然環境保全などに役立てるため、市内に見られる植物の生育状況や、鳥類、魚類、水生動物、昆虫など動物の生息状況に関する調査のことです(概ね10年に1度のペースで実施)。
自然環境保全地域	P25	自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定される地域です。自然環境保全地域には、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定する地域と、都道府県が条例に基づき知事が指定する地域があります。
シンクタンク	P78	各分野の専門家を広く集め、高度な研究を行う組織のことを指します。研究結果等に基づいた政策提言などを行います。
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	P22	2010年(平成22年)に愛知県名古屋市で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議です。生物多様性の損失を止めるための2020年目標として短期目標及び20の個別目標が定められました。
世界経済フォーラム(WEF)	P33	World Economic Forumの略称。経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関です。

た		
建物緑化	P48	建築物の屋上や壁面を緑化する手法であり、本市では緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として、一定の条件を満たす建物緑化(緑のカーテンを含む。)に対して、平成19年度から助成を行っています。
地球指数	P6	世界自然保護基金(WWF)が隔年で公表する「生きている地球リポート」にある生物多様性の指標を指します。世界各地に生息する計1,686種の野生生物について個体数の減少率を基に試算したものです。
沖積地	P38	河川による堆積作用によって形成される平野(沖積平野)のことを指します。
鳥獣保護区	P25	鳥獣(鳥類とほ乳類)の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域のことです。
天然記念物	P44	文化財保護法により、学術上貴重で国の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物、そしてそれらに富む天然保護区域を指します。
特定開発事業	P49	次のア～エの開発事業を指します。ア.開発行為で規模が3,000㎡以上イ.中高層建築物で5階以上であるものまたは延べ面積が3,000㎡以上の建築 ウ.大規模建築物(大規模小売店舗で延床面積10,000㎡超)の建築 エ.特定建築物(ホテル等の用途で300㎡以上)の建築
特定外来生物	P7	もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、指定を受けた生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されます。
特別緑地保全地区	P25	「都市緑地法」に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する地区です。地区内では建築行為や木竹の伐採などの行為は現状凍結的に制限されるため、その代償措置として税の軽減や土地の買取り制度が設けられています。
トレードオフ	P34	両立しえない関係性を指す言葉のことを指します。例えば、無秩序な開発行為は、農地や緑地などの損失につながることから、開発行為と緑地等の確保はトレードオフの関係となります。

な		
ネイチャーポジティブ	P23	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

は		
ビオトープ	P25	特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域のことであり、「身近な生物の生息空間」から「生態系の再生」まで広範囲にとらえることができ、様々な見地があります。
ヒートアイランド現象	P34	都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれています。
防風林	P13	潮風や飛砂などから家屋や人間活動への被害を防ぐ防災目的のために植えられた樹林地のことを指します。
保水性舗装	P48	保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気熱化により路面温度の上昇を抑制する性能を持つ舗装のことです。一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待されます。
保護林	P44	原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野のことです。

ま		
マルチパートナーシップ	P28	多様な主体が目標を共有し、役割を分かち合いながら連携していく協力関係のことです。
みどり	P66	樹木や草花といった「緑」や、公園・河川・農地・街路や生きものの生息・生育環境などの緑によって構成されている空間だけでなく、市民一人ひとりの身近にある、安全安心、快適性、景観など、まちを構成する様々な環境を含めた多くの価値観を、幅広く表現する際は「みどり」を使用します。
緑の回廊	P44	国有林野事業で、希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範で効果的な森林生態系の保護を図ることとしています。

ら		
流域	P19	その地形により降雨が河川等の水系に集まる大地の範囲・領域のことです。流域は、洪水等の自然災害対策とともに生きものの生息・生育としても大切な基盤であり、流域の違いは、違った生きものを育みます。
レッドリスト	P9	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことを指します。環境省や神奈川県などがそれぞれ地域にあったレッドリストを作成しています。
露頭	P38	岩石や地層が土壌や植生などに覆われていないで、直接地表に露出している場所のことを指します。

アルファベット		
CSR(シーエスアール) (企業の社会的責任)	P16	Corporate Social Responsibilityの略称。「企業の社会的責任」と訳されます。事業活動を行うだけでなく、人権やコンプライアンスの遵守、環境問題への配慮、地域社会との共存・貢献といった企業が果たすべき社会的責任を意味する用語で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動を指します。

DX(ディーエックス)	P63	Digital Transformationの略称。AIやセンサー等ICT技術の活用、各種デジタルデータの連携により、人々の生活をより良いものへと変革するという考え方です。
EbA(イービーエー)(生態系を活用した適応策)	P24	Ecosystem-based Adaptationの略称。森林、草原、湿地などの生態系がもつ、様々な機能やそこに存在する生物を持続的に活用し、気候変動によるリスクや損失を軽減するアプローチを指します。
Eco-DRR(エコディーアールアール)(生態系を活用した防災・減災)	P24	Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略称。生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方です。洪水緩和に向けた湿地の保全・再生や、土砂災害の防止や水源かん養を目的とした森林整備など、自然災害を対象とした幅広い取組が含まれます。
ESG(イーエスジー)	P33	Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字を取ったもの。企業の長期的な成長において、ESGが示す3つの観点からの配慮が必要という考え方です。これらを考慮した投融資活動をESG投融資(金融)と言います。
GX(ジーエックス)	P63	Green Transformationの略称。気候変動による環境問題の深刻化を背景に、2050年カーボンニュートラルや、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済と環境及び社会の好循環を生み出す、経済社会システム全体の変革のことを指します。
IPBES(イプベス)	P22	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、愛知目標の達成のために生物多様性や生態系サービスを科学的に評価・政策提言を担う機関の必要性が高まり、2012年(平成24年)に設立された国際機関です。
SDGs(エスディージーズ)	P28	Sustainable Development Goalsの略称。2015年(平成27年)に国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標があります。169の達成基準と232の指標が決められています。
SX(エスエックス)	P33	Sustainability Transformationの略称。SDGsの推進等により、国際社会が持続可能性のための取組を必要とする中で、持続可能な形に企業を変革させることを指します。
TNFD(ティエヌエフディ)(自然関連財務情報開示タスクフォース)	P33	Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresの略称。企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みのことを指します。

藤沢市生物多様性地域戦略

202 年（令和 年） 月改定

2018 年（平成 30 年）6 月策定

藤沢市 都市整備部 みどり保全課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
TEL：0466-50-8252（直通）
E-mail：fj-midori@city.fujisawa.lg.jp